

# 第 18 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会次第

日時 令和 5 年 3 月 2 6 日（日） 1 4 時 0 0 分～

## I 開会

## II 審議・報告事項

1. 豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況
  - (1) 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その 4）（報告）
  - (2) 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その 11）（報告）
  - (3) 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その 11）（報告）
2. 第 28 回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要（報告）
3. 第 18 回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要（報告）
4. 地下水浄化の進捗管理（その 6）（審議）
5. 豊島事業関連施設の撤去についての第 II 期工事等の完了の状況（審議）
6. 令和 5 年度に第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会が行う事業等の概要
  - (1) 令和 5 年度の豊島処分地維持管理等事業の概要（審議）
  - (2) 令和 5 年度における各種調査の実施方針（審議）
  - (3) 豊島処分地維持管理等事業に関する各種マニュアル等の策定等（審議）
  - (4) 第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の委員候補（審議）
7. 豊島処分地における地下水浄化に関する報告書  
-豊島処分地におけるこれまでの地下水浄化の総括と今後の見通し-（案）（審議）
8. 豊島廃棄物等処理事業報告書  
豊島廃棄物等の処理を終えて -豊かな島の再生と循環型社会の実現への道程-（案）（審議）
9. その他
  - (1) 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果（報告）
  - (2) 遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実施速報（報告）
  - (3) これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（その 4）（報告）
  - (4) 健康管理委員会の審議概要（報告）
  - (5) 令和 5 年度以降の豊島処分地維持管理等事業の実施体制等（報告）

## III 閉会

## 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の進捗状況（その 4）

### 1. 概要

第 14 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「フォローアップ委員会」という。）（R4. 4. 15Web 開催）で了承いただいた「令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の概要」に従い実施している令和 4 年度の事業について、進捗状況を報告する。

### 2. 令和 4 年度の豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の主な事項

#### 2. 1 フォローアップ委員会での検討内容

##### （1）地下水浄化対策の見通しと課題への対応

第 12 回フォローアップ委員会（R3. 8. 19Web 開催）においては「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」を、第 15 回フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催）では「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」を審議・了承いただいた。

これに基づき豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）の指導・助言・評価のもと、追加的浄化対策を実施したのち、対策停止状態での地下水の状況を確認し、第 27 回及び第 28 回の地下水検討会にて追加的浄化対策の終了が承認された。その状況を今回のフォローアップ委員会資料Ⅱ / 4 で報告する。なお、現時点でリバウンドは確認されておらず、リバウンド対策は実施していない。

また、第 17 回フォローアップ委員会（R5. 1. 26Web 開催）において審議・了承いただいた目次に基づき作成した豊島処分地における地下水浄化に関する報告書の素案については、今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ / 7 で示し、審議いただく。

##### （2）地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価

第 17 回フォローアップ委員会（R5. 1. 26Web 開催）において、「地下水浄化の進捗管理（その 5）」を審議・了承いただいた。それ以降に実施した地下水浄化の進捗状況について、今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ / 4 で審議いただく。なお、環境基準の到達の申請に向けた対策ならびに計測を継続して実施しており、県は環境基準に到達したと判断した場合は申請し、審議いただくことになっている。現時点で環境基準の到達の承認はなされていない。

##### （3）処分地の整地関連の検討

第 15 回フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催）において、「処分地の整地工事に関する基本方針」を審議・了承いただいた。これに基づき第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会（以下、「撤去検討会」という。）（R4. 8. 5Web 開催）において基本計画書を、第 17 回撤去検討会（R4. 10. 9Web 開催）において実施計画書を審議・了承いただい

り、整地工事を完了している。

#### (4) 豊島廃棄物等処理事業報告書の作成

第16回フォローアップ委員会（R4.11.14Web開催）において、「豊島廃棄物等処理事業に関する報告書の素案の作成（その1）」が審議・了承され、委員長及び事務局において、委員の意見に基づく修正を行った。その修正案を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／8で審議いただく。

#### (5) 地下水浄化の達成状況に関する追加評価

第13回フォローアップ委員会（R3.12.22Web開催）において、「豊島処分地における地下水浄化の達成状況に関する評価」が審議・了承されているが、積極的な地下水浄化対策前に排水基準を下回っていた13区画のうちの代表地点について令和4年5月に計測を行い、達成状況の評価に反映させた。また化学処理については、薬剤注入による地下水中の汚染物質の分解に伴う濃度低下、土壌から地下水への溶出に伴う濃度上昇等が同時に起こるため、正確な推計はできないが、より精度を高めた算定方法を取った上で、第16回フォローアップ委員会（R4.11.14Web開催）において、審議・了承いただいた。

また、新たな水質モニタリング結果をもとに再計算した結果を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／7で審議いただく。

#### (6) 遮水機能の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査

第17回フォローアップ委員会（R5.1.26Web開催）において、「遮水機能の解除後における北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）の調査結果（その1 アマモ場）」を報告した。

その後、ガラモ場の調査を遮水機能の解除後の令和5年2月5日に実施したことから、その調査結果の速報を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／9-2で報告する。なお、遮水機能の解除前後の比較に関する検討結果については、次年度の第2次フォローアップ委員会で報告する予定である。

#### (7) 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に関する令和5年度以降の対応方針

令和5年度から行う、処分地全域での環境基準達成の確認に向けて、地下水のモニタリング及び処分地の維持管理等を実施するため、令和5年度以降のフォローアップ委員会の組織等の見直しについて、第17回フォローアップ委員会（R5.1.26Web開催）で審議・了承いただいた。

## 2. 2 地下水検討会での検討内容

### (1) 豊島処分地の地下水浄化対策の実施

第12回フォローアップ委員会（R3.8.19Web開催）においては審議・承認された「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」に基づき、追加的浄化対策を実施し、地下水検討会の承認を得て、終了した。その状況を今回のフォローアップ委員会資料Ⅱ／4で報告する。なお、現時点でリバウンドは確認されていないため、リバウンド対策は実施していない。

### (2) 追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件の検討

第24回地下水検討会（R4.6.2Web開催）において、「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」を、第15回フォローアップ委員会（R4.7.9Web開催）において、「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」の決定を審議・了承いただいた。

### (3) 追加的浄化対策の終了の確認

第27回地下水検討会（R4.12.20Web開催）にてHS-D西、第28回地下水検討会（R5.3.3Web開催）にてHS-⑩及びHS-⑳の追加的浄化対策の終了が確認され、すべての局所的な汚染源において追加的浄化対策を終了した。その実施状況を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／4で報告し、審議いただく。

### (4) 豊島処分地の水管理マニュアルに基づく対応

表記マニュアルに基づく対応を実施し、場内の水管理を行っている。なお、これまで特段の問題は発生していない。

### (5) 地下水の環境基準の到達・達成マニュアルに基づくモニタリング

表記マニュアルに基づき、地下水計測点のモニタリングを継続している。その結果を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／4で報告する。なお、現時点でリバウンドは確認されていない。

### (6) 地下水の環境基準の到達及び達成の確認

県は、2.2(5)に基づくモニタリングを継続し、同マニュアルに定める基準を満たしたと判断した場合、環境基準の到達及び達成を申請し、地下水検討会で審議いただくことになっている。現時点で環境基準の到達の承認はなされていない。

### (7) 地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討

第24回地下水検討会（R4.6.2Web開催）において、「地下水・雨水対策の観点からの整地工事の検討」を審議・了承いただいた。その後、整地工事開始以降も追加的浄化対策の継続やリバウンド対策を実施する可能性があることから、第26回地下水検討会（R4.10.3Web開催）において、「処分地の整地工事開始後における地下水浄化対策の検討」を審議・了承いただき、一部の浄化対策用の井戸を確保したうえで、整地工事に着手している。



## 2. 3 撤去検討会での検討内容

### (1) 豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する実施計画書等の検討

令和3年度から実施している豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事については、第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会（以下、「撤去検討会」という。）（R4. 8. 5Web開催）において改訂の審議・了承いただいた「豊島廃棄物等関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」に基づき実施している。撤去工事の進捗状況等の詳細は、資料Ⅱ／1－3で報告する。

#### 1) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）の撤去工事の進捗状況の報告

上記については、第16回撤去検討会（R4. 8. 5Web開催）にて基本計画書を、第26回地下水検討会（R4. 10. 3Web開催）にて撤去の時期やその対象を、第17回撤去検討会（R4. 10. 9Web開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、令和5年1月に施設の撤去・搬出を完了した。

#### 2) その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）、その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）の撤去工事の進捗状況の報告

上記については、第16回撤去検討会（R4. 8. 5Web開催）にて基本計画書を、第17回撤去検討会（R4. 10. 9Web開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、令和5年3月に施設の撤去・搬出を完了した。

#### 3) ⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の進捗状況の報告

上記については、第16回撤去検討会（R4. 8. 5Web開催）にて基本計画書を、第26回地下水検討会（R4. 10. 3Web開催）にて撤去の時期やその対象を、第17回撤去検討会（R4. 10. 9Web開催）にて実施計画書を審議・了承いただき、令和5年3月に整地及び改修を完了した。

### (2) 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

第Ⅱ期工事の撤去手順に従い、撤去工事の進捗状況を管理している。なお、令和4年度に実施する工事の実情を踏まえて、第16回撤去検討会（R4. 8. 5Web開催）において「豊島廃棄物等関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順」の改訂について審議・了承いただいた。

### (3) 豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）の撤去完了の確認

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）については、所定施設等の撤去が完了したことを確認することとしている。県の管理期間に必要な施設等を除き全ての施設を撤去し、また、それを踏まえた整地工事が完了したことから、撤去検討会の松島副座長に現地を確認

していただき、その現地確認の結果を踏まえて、第 18 回撤去検討会（R5. 3. 26Web 開催）にて、施設の撤去等の完了について審議いただいた。

その内容については、資料Ⅱ／5で報告し、審議いただく。

#### **（4）豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事に関する報告書の作成**

遮水機能の解除工事及び高度排水処理施設や豊島専用栈橋等の撤去工事等について、計画から実施結果までを取りまとめ、報告書を作成することとしており、第 17 回撤去検討会（R4. 10. 9Web 開催）において、目次案を審議・了承いただいた。その素案については、第 18 回撤去検討会（R5. 3. 26Web 開催）で報告・審議し、意見集約後に撤去検討会座長と相談のうえ、報告書を完成させる予定である。

## 豊島処分地の地下水浄化対策等の状況（その 11）

## 1. 排水基準の達成後の局所的な汚染源ごとの追加的浄化対策の実施状況及び終了の確認

第 12 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「フォローアップ委員会」という。）（R3. 8. 19Web 開催）において、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」（資料 12・Ⅱ / 8）に基づき、環境基準の達成までの間に実施する地下水計測及び地下水浄化対策などが了承された。

これに従い実施している追加的浄化対策は、表 1 に示すとおり対策を停止し、地下水モニタリングを行った。これらの結果を基に第 27 回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）（R4. 12. 20Web 開催）にて、HS-D 西地点における「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」（第 15 回フォローアップ委員会 R4. 7. 9Web 開催）に則った終了を承認いただいた。さらに、第 28 回地下水検討会（R5. 3. 3Web 開催）にて、残りの HS-⑩と HS-⑳地点における終了を承認いただいた。

表 1 追加的浄化対策の対象となる局所的な汚染源と実施状況の概要

局所的な汚染源	実施状況
HS-⑩：区画⑩付近のベンゼン等の汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の井戸から浸透池を活用した揚水浄化を実施した後、空気注入を併用した揚水浄化を実施</li> <li>令和 4 年 9 月 30 日まで上記浄化対策を実施した後、浄化対策を停止した状態でモニタリングを実施</li> <li>第 28 回地下水検討会（R5. 3. 3Web 開催）にて終了を承認</li> </ul>
HS-⑳：区画⑳付近の 1, 4-ジオキサン等の汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の井戸や新設した浸透池等からの注水浄化を実施</li> <li>令和 4 年 6 月 28 日に新設した浸透池への注水を実施した後、浄化対策を停止した状態でモニタリングを実施</li> <li>第 28 回地下水検討会（R5. 3. 3Web 開催）にて終了を承認</li> </ul>
HS-D 西：D 測線西側付近のトリクロロエチレン等の汚染	<ul style="list-style-type: none"> <li>注入トレンチの拡張等を行いながら過硫酸ナトリウムによる化学処理を実施</li> <li>令和 4 年 7 月 8 日にトレンチに過硫酸ナトリウムを注入した後、浄化対策を停止した状態でモニタリングを実施</li> <li>第 27 回地下水検討会（R4. 12. 20Web 開催）にて終了を承認</li> </ul>

## 2. 環境基準の到達に向けたモニタリングの実施状況

第 12 回フォローアップ委員会において、審議・了承された「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル（令和 3 年 8 月 19 日策定）」に基づき、地下水計測点⑩⑳㉑D 西-1 において、環境基準の到達に向けたモニタリングを実施しており、その結

果を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／4で報告する。

### 3. 豊島処分地における地下水浄化の今後の見通し

第27回地下水検討会（R4.12.20Web開催）及び第28回地下水検討会（R5.3.3Web開催）において、浄化の見通しについて複数の推計方法での検討を行った。検討結果を今回のフォローアップ委員会の資料Ⅱ／7で報告する。

## 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その11）

### 1. 豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事に関する手続きの状況

令和3年度から豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事を実施しており、これらの工事については基本計画書及び／あるいは実施計画書<sup>※</sup>の審議・了承を経て実際の工事を行う。なお、施設番号は第17回撤去検討会資料Ⅱ／2に記載のものであり、常にこの施設番号を使用する。

※ 実施計画書のみで対応するのは、県が実施する一般土木工事に対してであり、「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」（第11回フォローアップ委員会 R3.3.25）で規定されている。

#### （1）豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事の概況

豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事の概況を表1に示す。

表 1 豊島内関連施設の撤去に関する第Ⅱ期工事の概況

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-2	承水路	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-4	西井戸	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3. 6. 4～R4. 3. 18)
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井 (施設番号③-1-2～4を除く)	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置き、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑪-5、⑫-5)	残置き、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (⑬-5、(B+40, 2+30))	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25) 新設し、引き渡し時に撤去
	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6～R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
	③-4	新貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7～R4. 4. 25)
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)	完了 (R4. 9. 21～R4. 11. 25)
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-1-3	トラックスケール	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10～R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	完了 (R4. 1. 11～R4. 10. 20)
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)	完了 (R3. 9. 1～R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)	完了 (R4. 9. 9～R5. 3. 10)
	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) 改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館横の側溝	残置き
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱及び支柱	完了 (R5. 3. 20～R5. 3. 24) ※1 改修し、引き渡し時に撤去
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)	完了 (R3. 6. 4～R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井 (施設番号⑧-2を除く)	完了 (R4. 9. 5～R5. 1. 25)
	⑧-2	観測井 (⑪、⑫、⑬、(B+40, 2+30)及びB5)	引き渡し時に撤去
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑩処分地の整地関連 (地下水の自然浄化対策の実施期間)	⑩	処分地内整地	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22)
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池 (区画 11)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) ※2 残置き、引き渡し時に撤去
	⑪-2	浸透池 (区画 30)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) ※2 改修し、引き渡し時に撤去
	⑪-3	浸透池 (D 測線西側)	完了 (R4. 9. 16～R5. 3. 22) ※2 改修し、引き渡し時に撤去

※1 整地時に支障となり、一時的に撤去した電線類等については、処分地内の維持管理を行う業務で再配置した。

※2 令和5年3月20日に浸透池周辺に柵を設置した。

(2) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-1 揚水井) 及び⑧地下水の観測施設 (観測井) の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会 (R4. 8. 5Web 開催) にて基本計画書を、第 26 回地下水検討会 (R4. 10. 3Web 開催) にて撤去の時期やその対象を、第 17 回撤去検討会 (R4. 10. 9Web 開催) にて実施計画書を審議・了承いただいております、撤去・搬出は完了しています。

これまでの手続き状況等は、表 2 のとおりである。

表 2 (2) に関する手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
		その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-1 揚水井) 及び⑧地下水の観測施設 (観測井) の撤去工事
撤去等の実施事業者		青葉工業(株)
工期		R4. 9. 5～R5. 1. 25 <sup>**</sup>
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 1
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

※ 工期内に撤去工事が完了したため、実作業期間を記載している [工期：R4. 9. 5～R5. 1. 31]

(3) その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ)、その他施設 (⑥-1-2 積替え施設(下部)、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部 (積替え施設周辺)) 及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事

上記については、第 16 回撤去検討会 (R4. 8. 5Web 開催) にて基本計画書を、第 17 回撤去検討会 (R4. 10. 9Web 開催) にて実施計画書を審議・了承いただいております、撤去・搬出は完了しています。

これまでの手続き状況等は、表 3 のとおりである。

表 3 (3) に関する手続き状況等

手続き事項		手続きの内容
		その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ) 及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-2 下流側の排水路) の撤去工事 <sup>**1</sup>
撤去等の実施事業者		(株)田中海事
工期		R4. 9. 16～R5. 3. 22 <sup>**2</sup>
手続きの状況	基本計画書の審議	第 16 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4. 8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4. 8. 10
	実施事業者の決定	R4. 9. 12
	実施計画書の審議	第 17 回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

※ 1 貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注している。

※ 2 工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。

表3 (3)に関する手続き状況等(続き)

手続き事項	手続きの内容	
		その他施設(⑥-1-2積替え施設(下部)、⑥-1-3トラックスケール、⑥-4-2処分地内道路部(積替え施設周辺))の撤去工事
撤去等の実施事業者	三和運送(有)	
工期	R4.9.9~R5.3.10	
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4.8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4.8.10
	実施事業者の決定	R4.9.1
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

(4) ⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4導水管呑口部)及び⑪地下水浄化関連の改修工事

上記については、第16回撤去検討会(R4.8.5Web開催)にて基本計画書を、第26回地下水検討会(R4.10.3Web開催)にて撤去の時期やその対象を、第17回撤去検討会(R4.10.9Web開催)にて実施計画書を審議・了承いただいております。整地関連・改修工事は完了しています。

これまでの手続き状況等は、表4のとおりです。

表4 (4)に関する手続き状況等

手続き事項	手続きの内容	
		⑩処分地の整地関連工事(地下水の自然浄化対策の実施期間)、その他施設(⑥-4-4導水管呑口部)及び⑪地下水浄化関連の改修工事 <sup>※1</sup>
撤去等の実施事業者	(株)田中海事	
工期	R4.9.16~R5.3.22 <sup>※2</sup>	
手続きの状況	基本計画書の審議	第16回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み
	発注仕様書の作成	R4.8 土木工事共通仕様書により発注
	入札公告	R4.8.10
	実施事業者の決定	R4.9.12
	実施計画書の審議	第17回豊島事業関連施設の撤去等検討会にて審議済み

※1 貯留トレンチ等の撤去と隣接する処分地の整地関連工事は、使用する重機が同じで、工程管理を行う上で一体的に施工監理することが効率的と判断したため、一括して発注している。

※2 工事の進捗に合わせて工期の見直しを行っている。

2. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了確認

令和5年3月16日に工事の完了について、松島副座長の現地確認を受け、第18回撤去検討会(R5.3.26Web開催)にて審議いただいた。今回のフォローアップ委員会のⅡ/5で報告する。

3. 第Ⅱ期工事の撤去手順の見直し

上記については、第16回撤去検討会(R4.8.5Web開催)において、審議・了承をいただいた。



## 第 28 回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の審議概要

第 17 回豊島処理事業フォローアップ委員会（以下、「フォローアップ委員会」という。）（R5. 1. 26 Web 開催）以降に開催された、第 28 回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）（R5. 3. 3 Web 開催）の審議結果の概要は以下のとおりである。

### 第 28 回地下水検討会（R5. 3. 3）

#### 1. 第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項（報告）

##### （1）令和 5 年度以降の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の運営方針

第 17 回フォローアップ委員会で審議いただいた当該資料について報告した。

#### 2. 排水基準達成後の地下水の状況（その 7）（報告）

令和 4 年 12 月から令和 5 年 2 月に実施した地下水計測点の水質の調査結果について報告した。

##### <委員からの主な意見等>

○浄化対策を止めてみると、明確ではないが、地下水の水質の季節的な変動が見えているのではないか。そうであれば、環境基準の到達の議論の際、短期間の傾向で判断するのではなく、年平均で評価しなければいけないのではないか。そういうことも頭に入れておいてほしい。

【意見を踏まえ、地下水計測点での水質モニタリングにおいて、季節変動の有無についても確認していく。】

#### 3. 追加的浄化対策の終了の確認（その 3）（審議）

追加的浄化対策の終了要件に基づき、対策を停止した状態で地下水濃度確認地点の水質が排水基準値以下であること及び局所的な汚染源（HS-⑯、HS-⑳）における浄化対策の実施内容等について整理し報告した。審議の結果、HS-⑯及び HS-⑳について追加的浄化対策の終了が確認され、処分地内のすべての地点で浄化対策が終了した。

なお、揚水井⑯-6 については、地下水計測点である観測井⑰で濃度上昇等が発生した際に確認できるよう、井戸を残置しておくよう附帯意見があった。

##### <委員からの主な意見等>

○HS-⑯について、前回の検討会以降、水質は変動しているが、観測井が排水基準を超えるほどではないように思う。念のため、揚水井の濃度を確認できるようにしておくべき。

○HS-⑯について、追加的浄化対策は終了する。ただし、揚水井⑯-6 は撤去せず、確認できるよう残しておくこととしたい。

○HS-⑳について、追加的浄化対策は必要ない。ただし、1,4-ジオキサン濃度は中々下がらない。モニタリングを続けていくしかない。

○HS-⑳について、1,4-ジオキサンは深い層の岩盤の隙間に入り込んでいると理解しており、周辺環境への影響は心配することはない。

○HS-⑳について、追加的浄化対策を終了する。

【意見を踏まえ、HS-⑯及び HS-⑳の追加的浄化対策を終了し、揚水井⑯-6 は撤去せず残置する。】

#### 4. 今後の地下水浄化の推計方法の検討（その2）（審議）

フォローアップ委員会から今後の地下水浄化の見通しについて再度整理するよう指示があったことを受け、その推計方法について3通りの案を示すとともに、自然浄化を促進することが有効であることを示した。審議の結果、いずれの方法も精度が高いとは言えないが、一部の文言を修正の上、当委員会へ報告することとなった。

##### <委員からの主な意見等>

- 今回の推計方法をどう評価しているか書かれていない。計算結果はこうだが、これも不確かだとしないと、結論に繋がらない。
- 図7について、令和2年からはウェルポイントを実施しているが、その影響はないのか。都合のよいデータだけを取って推計する方法では信頼できない。浄化対策している時期としていない時期のデータを分けて考えるよう言ってきた。
- 一番の問題は、地下水のどこをきれいにしているのかということ。最初のうちは濃度の濃いところを揚水して、濃度がずっと下がる。今はそうではなく、下層から上層へ汚染物質が移動するのが律速になる。単純に水が流れるかどうかではない。
- ざっと見たところ、対策不要区画の計測結果による推計の1,4-ジオキサンについては、20年から62年で、ひょっとしたら当たるかもしれない。それ以外の推計方法は全く理解できないが、良し悪しはさておき、1,4-ジオキサンのイメージとしてはこんなものかと思う。
- 地下水検討会でこの推計方法が推奨できるということではない。  
【意見を踏まえて修正を行い、豊島処分地における地下水浄化に関する報告書案（資料18・Ⅱ／7）により、当委員会で審議いただく。】

#### 5. 令和5年度に第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会が行う事業等の概要

##### （1）令和5年度における各種調査の実施方針（審議）

令和5年度に実施する地下水モニタリング及び周辺環境モニタリングの実施方針について示し、了承を得た。なお、上記のとおり追加的浄化対策の終了が認められたため、環境計測については終了することについても了承を得た。

【資料18・Ⅱ／6-2により当委員会で審議いただく。】

## 第 18 回豊島事業関連施設の撤去等検討会の審議概要

第 17 回豊島処理事業フォローアップ委員会（R5. 1. 26Web 開催）以降に開催された第 18 回豊島事業関連施設の撤去等検討会（R5. 3. 26Web 開催）については、本日の午前中の開催であるため、審議あるいは報告事項の概要のみを記載する。

### 第 18 回豊島関連施設の撤去等検討会（R5. 3. 26）

#### 1. 第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会での決定事項（報告）

第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で審議・了承された事項のうち、撤去検討会に関連するものについて報告した。

#### 2. 令和 4 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況（その 3）（報告）

第 14 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で審議・了承された令和 4 年度に実施あるいは検討する撤去工事等の実施状況及び予定について報告した。

#### 3. 豊島事業関連施設の撤去等の状況（その 6）（報告）

その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-1 揚水井）及び⑧地下水の観測施設（観測井）、その他地下水の集水・貯留・送水施設（③-3 貯留トレンチ、③-4 新貯留トレンチ）及び処分地外周からの雨水の集水・排除施設（⑦-2 下流側の排水路）、その他施設（⑥-1-1 積替え施設（上部）、その他施設（⑥-1-2 積替え施設（下部）、⑥-1-3 トラックスケール、⑥-4-2 処分地内道路部（積替え施設周辺））の撤去工事、その他施設（⑥-3 専用栈橋）の撤去工事、⑩処分地の整地関連工事（地下水の自然浄化対策の実施期間）、その他施設（⑥-4-4 導水管呑口部）及び⑪地下水浄化関連の改修工事の施工状況について報告した。

#### 4. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了に関する現地確認（報告）

3 月 16 日に実施した松島副座長による豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了に関する現地確認について報告した。

#### 5. 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了確認（審議）

豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了について、審議した。

#### 6. 「豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書」の作成と公開（審議）～豊島の高度排水処理施設及び専用栈橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）等～

豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書について、審議した。

## 地下水浄化の進捗管理（その 6）

### 1. 概要

追加的浄化対策の終了の審議状況及び「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル（令和 3 年 8 月 19 日策定）」に基づき実施している地下水計測の結果について報告する。

なお、追加的浄化対策の終了の確認については、第 15 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「フォローアップ委員会」という。）（R4. 7. 9Web 開催）において決定された「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」（以下、「終了要件」という。）に基づき、第 25 回～第 28 回の豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）において審議いただいた。

### 2. 排水基準の達成後の追加的浄化対策の実施状況及び終了の確認

追加的浄化対策は、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」（第 12 回フォローアップ委員会（R3. 8. 19Web 会議）で承認）に基づき、ベンゼンの汚染が確認されている区画⑪⑬付近（HS-⑬）、1,4-ジオキサンの汚染が確認されている区画⑳付近（HS-⑳）、トリクロロエチレン等の汚染が確認されている D 測線西側付近（HS-D 西）の 3 地点で実施した。

追加的浄化対策の終了については、第 25 回地下水検討会（R4. 7. 30Web 開催）において、追加的浄化対策を停止した状態で「終了要件」への適合状況を確認することとなったため、表 1 に示すとおり浄化対策を停止した。

第 27 回地下水検討会（R4. 12. 20Web 開催）において、表 2 のとおり、HS-D 西については追加的浄化対策を終了し、HS-⑬及び HS-⑳については浄化対策を停止した状態で水質モニタリングを継続し、改めて地下水検討会で審議いただくこととなった。

また、第 28 回地下水検討会（R5. 3. 3Web 会議）において、別添 1 に基づき、終了の確認について審議いただき、表 2 のとおり決定された。

これにより、HS-⑬及び HS-⑳についても追加的浄化対策を終了することとなった。

表 1 追加的浄化対策における地下水濃度確認地点及び停止日

局所的な汚染源	地下水濃度確認地点 (観測井)	追加的浄化対策の停止日
HS-⑬	区画⑪ <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 9 月 30 日
HS-⑳	区画⑳ <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 6 月 28 日
HS-D 西	D 測線西側 (B+40, 2+30) <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 7 月 8 日 <sup>(注2)</sup>

(注 1) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」（R3. 8. 19 作成）に規定する地下水計測点であり、採水深度は当該マニュアルと同様にスクリーン区間の中間深度とする。

(注 2) 化学処理を行っていた D 測線西側の追加的浄化対策の停止日は、最後に薬剤を注入した日とした。

表2 追加的浄化対策の終了の確認状況の概要

局所的な汚染源	地下水・雨水等対策検討会の見解		
	第25回 (R4. 7. 30)	第27回 (R4. 12. 20)	第28回 (R5. 3. 3)
HS-⑩	浄化対策を停止し、観測井⑩の水質をモニタリングすること。	浄化対策を停止した状態で、観測井⑩の水質モニタリングを継続すること。	終了要件を満たしている。 なお、揚水井⑩-6については、地下水計測点⑩で濃度上昇等が発生した際に確認できるように井戸を残置しておくこと。
HS-⑳	浄化対策を停止し、観測井⑳の水質をモニタリングすること。	浄化対策を停止した状態で、観測井⑳の水質モニタリングを継続すること。	終了要件を満たしている。
HS-D西	浄化対策を停止し、観測井D西-1の水質をモニタリングすること。	終了要件を満たしている。	—

### 3. 環境基準の到達に向けて実施している地下水計測の結果

環境基準の到達に向けて実施した地下水計測点⑩⑳㉑D西-1における令和5年1月～3月（前半）の水質調査の結果は表3から表7、排水基準の達成後からこれまでの推移は表8のとおりで、排水基準の超過は確認されていない。大きな濃度上昇の傾向は確認されていないが、ベンゼン、1,4-ジオキサンは、4地点全てで環境基準の超過がみられる。また、地下水計測点D西-1の有機塩素化合物等の継続的に環境基準に適合する状況に至っていない。

なお、現時点でリバウンドは確認されておらず、リバウンド対策は実施していない。

表3 地下水計測点の水質の調査結果（R5. 1月前半）

地下水計測点	単位	⑩	⑳	㉑	D西-1	地下水 環境基準	排水基準	検出下限
検体採取日		R5.1.16	R5.1.16	R5.1.16	R5.1.16			
観測井水位(T.P.)	m	1.43	1.33	0.79	0.87			
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5			
塩化物イオン	mg/L	1200	410	1700	2200	—	—	1
ベンゼン	mg/L	0.012	0.023	0.009	0.023	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.20	0.27	0.23	0.25	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0062	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(資料12・Ⅱ/7)に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。

(注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、環境基準の10倍の値を排水基準として評価した。

表4 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 1月後半)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水 環境基準	排水基準	検出下限
検体採取日		R5.1.26	R5.1.26	R5.1.26	R5.1.26			
観測井水位(T.P.)	m	1.34	1.39	0.75	0.93			
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5			
塩化物イオン	mg/L	1100	450	1700	2100	—	—	1
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.047	0.008	0.037	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.13	0.14	0.14	0.26	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0033	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002

(注1) 表3の注釈1～3は、表4においても同様とする。

表5 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 2月前半)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水 環境基準	排水基準	検出下限
検体採取日		R5.2.7	R5.2.7	R5.2.7	R5.2.7			
観測井水位(T.P.)	m	1.26	1.65	0.81	0.90			
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5			
塩化物イオン	mg/L	1200	360	1600	1400	—	—	1
ベンゼン	mg/L	0.006	0.005	0.007	0.034	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.22	0.18	0.21	0.34	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002

(注1) 表3の注釈1～3は、表5においても同様とする。

表6 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 2月後半)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水 環境基準	排水基準	検出下限
検体採取日		R5.2.21	R5.2.21	R5.2.21	R5.2.21			
観測井水位(T.P.)	m	1.22	1.58	1.79	0.60			
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5			
塩化物イオン	mg/L	1200	370	1600	1400	—	—	1
ベンゼン	mg/L	0.009	0.040	0.016	0.022	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.24	0.20	0.24	0.28	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0034	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002

(注1) 表3の注釈1～3は、表6においても同様とする。

表7 地下水計測点の水質の調査結果 (R5. 3月前半)

地下水計測点	単位	⑪	⑳	㉑	D西-1	地下水 環境基準	排水基準	検出下限
検体採取日		R5.3.7	R5.3.7	R5.3.7	R5.3.7			
観測井水位(T.P.)	m	1.16	1.50	0.84	0.45			
採取深度(T.P.)	m	-5.5	-2.5	-4.2	-3.5			
塩化物イオン	mg/L	1200	390	1600	1400	—	—	1
ベンゼン	mg/L	0.008	0.025	0.023	0.023	0.01	0.1	0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.15	0.13	0.22	0.20	0.05	0.5	0.005
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01	0.1	0.001
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04	0.4	0.004
クロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.0002	0.0017	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002

(注1) 表3の注釈1～3は、表7においても同様とする。

表8 地下水計測点における水質の調査結果（排水基準の達成後～現在）

		浄化対策の停止期間 (R3.8.26～R3.9.27)										遮水壁の引抜き期間 (R4.2.1～R4.3.1)										← R4.4.7～5.18対策停止 →					← R4.10.1～対策停止					環境基準		排水基準		定量下限値				
観測井①	汚染物質等	単位	R3.8.17	R3.9.27	R3.10.25	R3.11.10	R3.12.17	R4.1.5	R4.2.7	R4.3.8	R4.4.12	R4.5.10	R4.6.6	R4.6.21	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	R5.3.7	環境基準	排水基準	定量下限値							
	ベンゼン	mg/L	0.029	ND	0.064	0.082	0.075	0.083	0.068	0.066	0.043	0.025	ND	ND	0.011	0.011	0.008	0.015	0.031	0.033	0.034	0.001	0.001	0.016	0.012	0.012	ND	0.006	0.009	0.008	0.01	0.1	0.001							
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.03	0.02	0.03	0.13	0.14	0.16	0.24	0.21	0.22	0.17	0.14	0.19	0.17	0.16	0.12	0.17	0.17	0.17	0.16	0.17	0.16	0.15	0.12	0.20	0.13	0.22	0.24	0.15	0.05	0.5	0.005							
	トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001							
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004							
	クロロエチレン	mg/L	0.0003	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0003	0.0004	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002							
	観測井水位(T.P.)	m	-2.46	0.85	0.98	-0.42	-0.06	0.40	0.92	0.54	1.41	1.55	1.45	1.56	1.58	1.59	1.70	1.79	1.66	1.62	1.52	1.31	1.46	1.84	1.66	1.43	1.34	1.26	1.22	1.16	—	—	—							
観測井②		← R4.4.7～5.18対策停止 →																												← R4.6.28～対策停止					環境基準		排水基準		定量下限値	
	ベンゼン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	0.001	ND	0.002	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	0.008	0.015	0.023	0.047	0.005	0.040	0.025	0.01	0.1	0.001								
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.11	0.16	0.14	0.13	0.11	0.27	0.18	0.25	0.24	0.14	0.15	0.20	0.22	0.27	0.21	0.18	0.17	0.17	0.16	0.11	0.13	0.16	0.16	0.27	0.14	0.18	0.20	0.13	0.05	0.5	0.005							
	トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001							
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004							
	クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	0.0002	ND	ND	0.0002	0.0002	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002							
	観測井水位(T.P.)	m	-0.33	1.05	0.87	0.27	0.40	0.30	0.69	0.22	0.79	0.10	0.95	0.51	0.51	0.75	1.05	1.05	1.01	1.05	1.05	1.60	1.52	1.43	1.08	1.33	1.39	1.65	1.58	1.50	—	—	—							
観測井③		← R4.3.12～5.18対策停止 →																												← R4.7.8～対策停止					環境基準		排水基準		定量下限値	
	ベンゼン	mg/L	0.065	0.012	0.013	0.021	0.021	0.017	0.014	0.030	0.013	0.007	0.007	0.010	0.014	0.013	0.009	0.009	0.008	0.003	ND	ND	0.001	0.008	0.008	0.009	0.008	0.007	0.016	0.023	0.01	0.1	0.001							
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.24	0.28	0.33	0.22	0.18	0.30	0.31	0.28	0.32	0.31	0.27	0.30	0.31	0.32	0.34	0.31	0.27	0.21	0.21	0.19	0.21	0.17	0.14	0.23	0.14	0.21	0.24	0.22	0.05	0.5	0.005							
	トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001							
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004							
	クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002							
	観測井水位(T.P.)	m	-1.08	0.56	0.81	0.06	-0.12	0.08	0.51	0.33	0.74	1.00	0.99	0.86	0.78	0.78	1.04	1.03	1.07	0.99	0.93	1.00	1.00	1.06	1.98	0.79	0.75	0.81	1.79	0.84	—	—	—							
観測井D西-1		← R4.3.12～5.18対策停止 →																												← R4.7.8～対策停止					環境基準		排水基準		定量下限値	
	ベンゼン	mg/L	0.006	0.044	0.039	欠測 <sup>(注2)</sup>	欠測 <sup>(注2)</sup>	0.031	欠測 <sup>(注2)</sup>	欠測 <sup>(注2)</sup>	0.020	0.026	0.012	0.011	0.011	0.006	0.005	0.007	0.009	0.011	0.020	ND	ND	0.008	0.032	0.023	0.037	0.034	0.022	0.023	0.01	0.1	0.001							
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.088	0.10	0.090			0.31			0.40	0.40	0.37	0.36	0.36	0.36	0.36	0.45	0.42	0.42	0.37	0.36	0.30	0.34	0.25	0.27	0.25	0.26	0.34	0.28	0.20	0.05	0.5	0.005						
	トリクロロエチレン	mg/L	0.011	0.072	0.050			0.026			0.036	ND	0.021	0.019	0.016	0.010	0.024	0.009	0.002	ND	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1	0.001				
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.004	0.040	0.023			0.033			0.028	0.029	0.018	0.018	0.018	0.012	0.025	0.032	0.032	ND	0.011	ND	ND	0.017	0.017	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.4	0.004				
	クロロエチレン	mg/L	0.0007	0.0048	0.0055			0.0095			0.0077	ND	0.0077	0.0087	0.0052	0.0039	0.010	0.012	0.015	ND	0.0061	0.0074	0.013	0.010	0.0048	0.0062	0.0033	ND	0.0034	0.0017	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>	0.0002							
	観測井水位(T.P.)	m	-0.07	0.66	0.67	-5.24	-5.46	-1.24	-4.07	-6.39	-0.17	0.28	-0.75	-0.88	-0.82	-0.77	0.58	0.92	1.03	1.06	1.23	1.03	-0.86	0.66	-2.17	0.87	0.93	0.90	0.60	0.45	—	—	—							

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(資料12・II/7)に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。

(注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、環境基準の10倍の値を排水基準として評価した。



## 追加的浄化対策の終了の確認（その 3）

## 1. 追加的浄化対策の停止後の状況

局所的な汚染源で実施している追加的浄化対策の終了については、第 15 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4. 7. 9Web 開催）において審議・了承された、「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」（別添 1）に基づき、豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）が審議する。

第 25 回地下水検討会（R4. 7. 30Web 開催）において、追加的浄化対策の終了にあたっては、追加的浄化対策を停止した状態で「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に定める地下水濃度確認地点の地下水濃度の推移を確認することとなったため、追加的浄化対策を表 1 のとおり停止した。

今回、別添 1 に定める終了要件に基づき、局所的な汚染源で実施している追加的浄化対策の終了について、表 1 に示す資料により、本検討会にて審議いただくものである。なお、HS-D 西については、第 27 回地下水検討会（R4. 12. 20Web 開催）において、追加的浄化対策の終了を確認いただいた。

表 1 追加的浄化対策における地下水濃度確認地点及び停止日

局所的な汚染源	地下水濃度確認地点 (観測井)	追加的浄化対策の停止日	説明資料
HS-⑩	区画⑩ <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 9 月 30 日	添付 1
HS-⑳	区画⑳ <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 6 月 28 日	添付 2
HS-D 西	D 測線西側 (B+40, 2+30) <sup>(注1)</sup>	令和 4 年 7 月 8 日 <sup>(注2)</sup>	—

(注 1) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(R3. 8. 19 作成) に規定する地下水計測点であり、採水深度は当該マニュアルと同様にスクリーン区間の中間深度とする。

(注 2) 化学処理を行っていた D 測線西側の追加的浄化対策の停止日は、最後に薬剤を注入した日とした。

### HS-⑩における追加的浄化対策の終了の確認

HS-⑩においてはベンゼンの高濃度汚染が存在していたため、追加的浄化対策として空気注入を併用した揚水浄化等を実施し、令和4年9月30日からは第15回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4.7.9Web開催）において審議・了承いただいた「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に基づく評価を行うため、追加的浄化対策を停止している。

HS-⑩の配置図を図1に、観測井⑩の追加的浄化対策停止後の地下水濃度の推移を表1、図2に示す。

#### ○停止1月後の地下水の状況

追加的浄化対策を停止した状態で、1月間、観測井⑩の地下水濃度が排水基準値以下であることを確認した。

#### ○今後の地下水濃度の推定

追加的浄化対策停止後のベンゼン濃度は、十分低下し、排水基準値以下で推移していることから、今後の自然浄化により地下水濃度が低下すると推定される。また、1,4-ジオキサンについても排水基準値以下で推移していた。

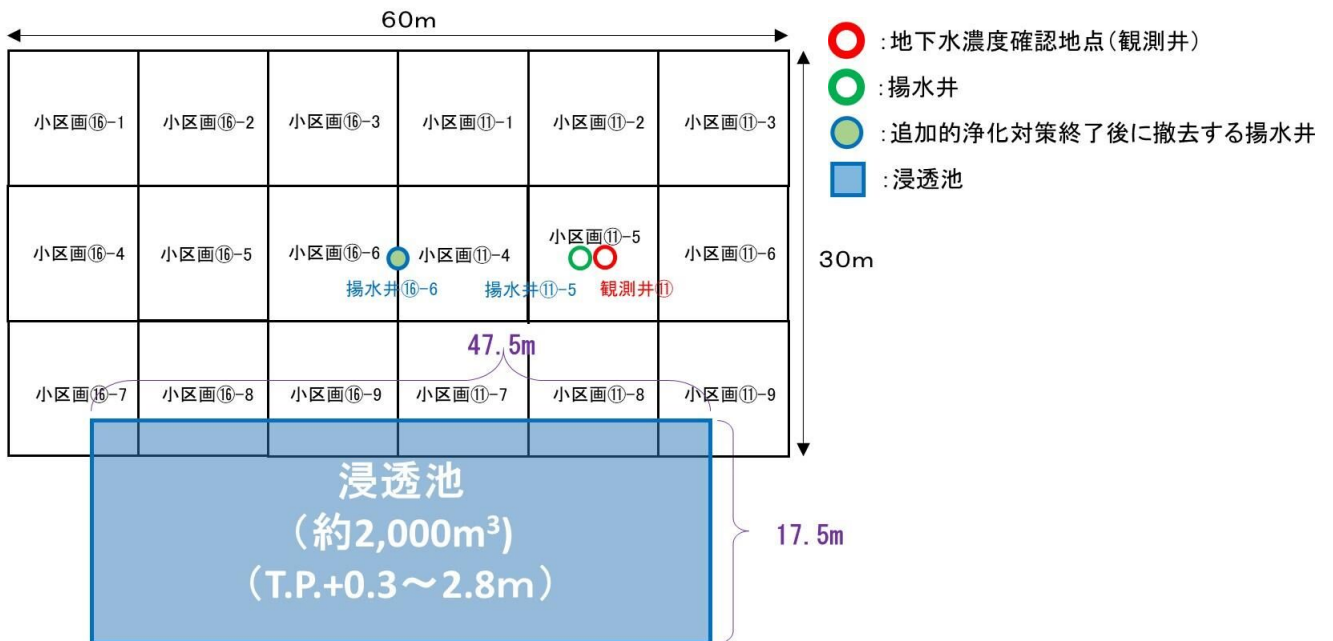


図1 HS-⑩の配置図（R4.9.30から追加的浄化対策を停止）

表 1 観測井⑪における追加的浄化対策停止後の濃度の推移

		← R4.9.30～ 対策停止						
汚染物質等	単位	R4.10.4	R4.10.18	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	R4.12.20	R5.1.16
ベンゼン	mg/L	0.033	0.034	0.001	0.001	0.016	0.012	0.012
1,4-ジオキサン	mg/L	0.17	0.16	0.17	0.16	0.15	0.12	0.20
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	ND
観測井水位(T.P.)	m	1.62	1.52	1.31	1.46	1.84	1.66	1.43

汚染物質等	単位	R5.1.26	R5.2.7	R5.2.21	停止後の最高濃度	定量下限値	環境基準	排水基準
ベンゼン	mg/L	ND	0.006	0.009	0.034	0.001	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.13	0.22	0.24	0.24	0.005	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>
観測井水位(T.P.)	m	1.34	1.26	1.22	—	—	—	—

- (注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。  
 (注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(資料12・Ⅱ/7)に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。  
 (注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、暫定的に環境基準値の10倍の値を排水基準値として評価した。

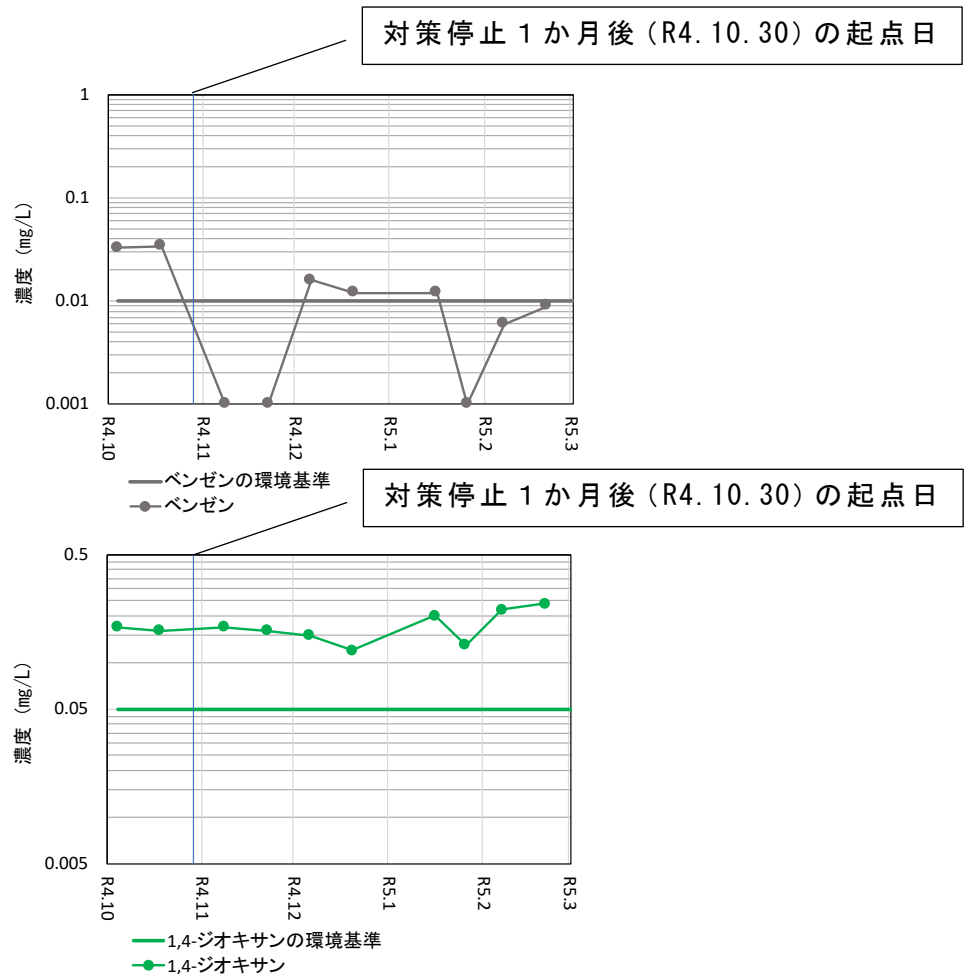


図 2 観測井⑪における追加的浄化対策停止後の濃度の推移

区画⑩付近の水質モニタリング結果

1. 概要

HS-⑩で実施した追加的浄化対策の状況及び結果を以下に示す。

HS-⑩のベンゼン汚染に対して空気注入を併用した揚水浄化等を実施した結果、浄化対策停止後の周辺の浸透池及び揚水井の水質は、概ね排水基準値以下で推移し、追加的浄化対策による HS-⑩のベンゼン濃度の低下を確認した。

2. 追加的浄化対策の実施状況

追加的浄化対策の実施内容を表 1 に、観測井、揚水井等の配置を図 1 ～ 3 に示す。

表 1 HS-⑩における追加的浄化対策の実施内容

実施時期	浄化対策の内容	対策の実施状況
R3. 10. 25～ R4. 4. 7	浸透池を活用した揚水浄化	揚水井⑩-5、⑩-3, 5, 6, 9 の揚水井の位置を変えながら揚水を実施
R4. 4. 7～ R4. 5. 18	地下水浄化対策の停止	—
R4. 5. 27～ R4. 9. 30	空気注入を併用した揚水浄化	揚水井⑩-3, 6, 9 から地下水中に空気を注入しながら、揚水井⑩-5 から揚水を実施
R4. 9. 30～	地下水浄化対策の停止	—

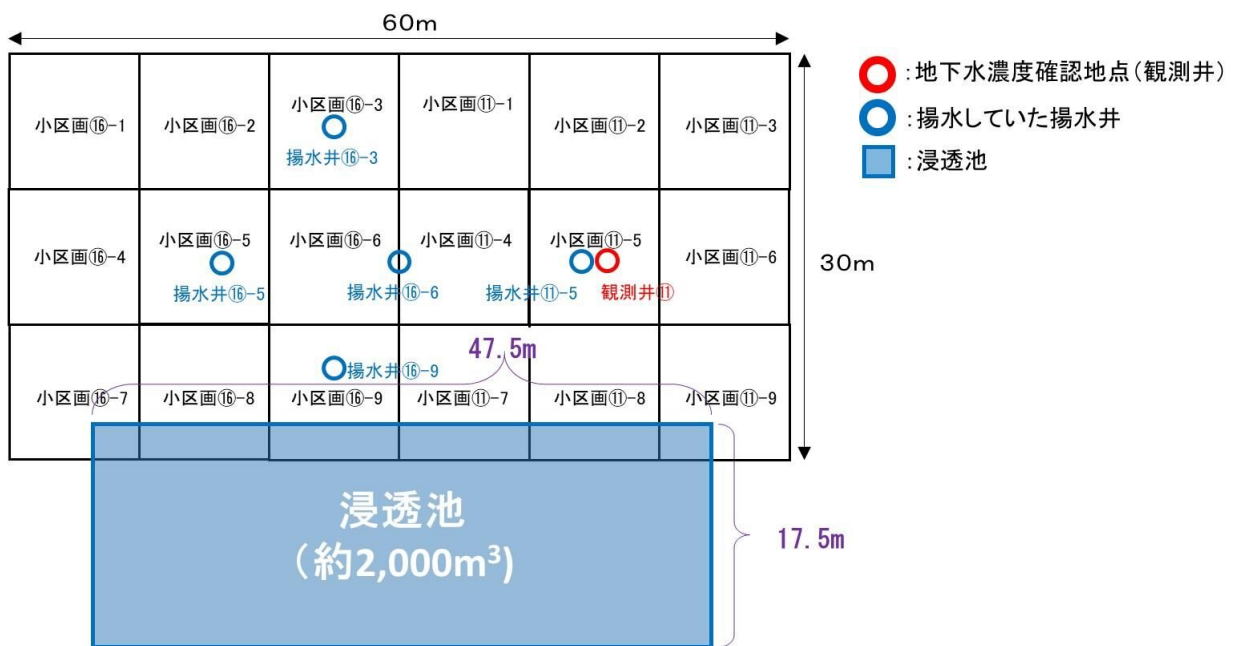


図 1 HS-⑩における追加的浄化対策の状況 (R3.10～R4.4)



図2 HS-⑩における追加的浄化対策の状況 (R4.5~R4.9)

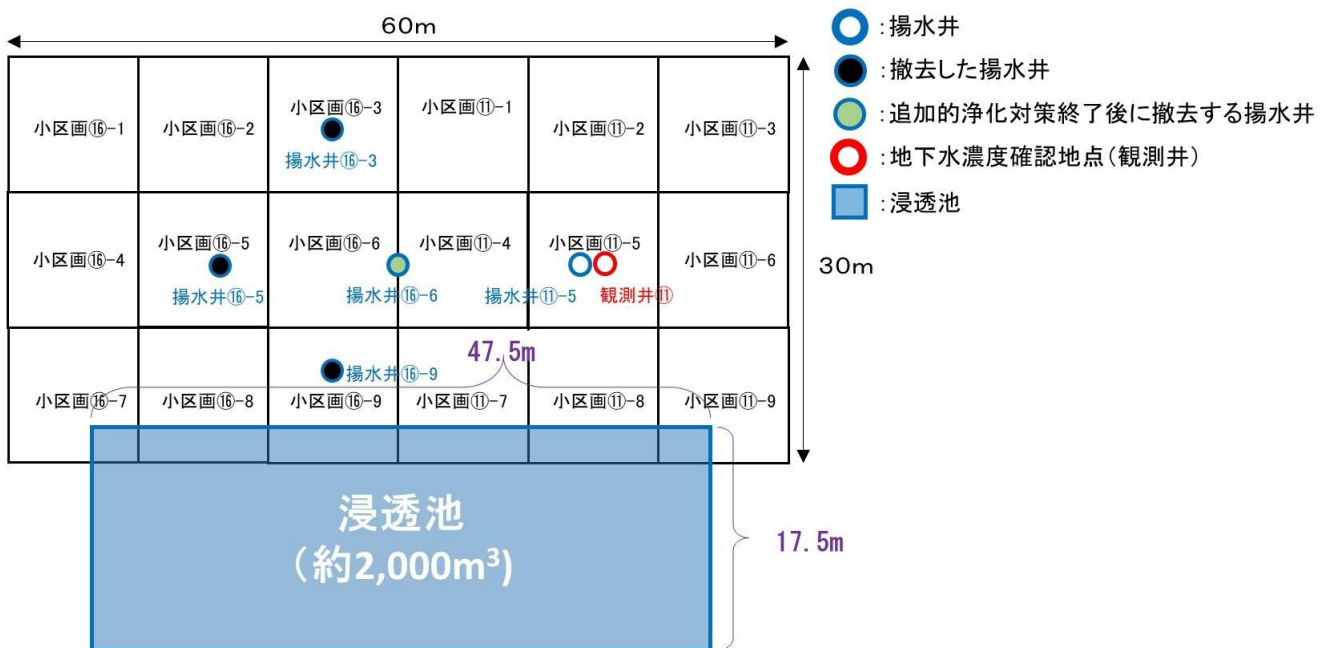


図3 HS-⑩における追加的浄化対策の状況 (R4.9.30から追加的浄化対策を停止)

### 3. 浸透池における水質モニタリング結果

区画⑪⑫の南側に設置した浸透池の水質モニタリング結果を表2に示す。浸透池のベンゼン濃度は、環境基準値未満で推移しており、揚水によるベンゼンの除去効果が確認された。

また、令和5年1月19日に貯留水の水質を確認したところ、COD等測定したすべての項目において管理基準値以下であったことから、同年1月25日から場外へ放流した。なお、放流完了後、場内の貯留水を浸透池へ戻している。

表2 浸透池における水質モニタリング結果

← 浸透池を活用した揚水浄化 (R3.10.25~R4.4.7)											
汚染物質名	単位	R3.11.1	R3.11.15	R3.11.29	R3.12.13	R3.12.20	R4.1.11	R4.1.24	R4.2.3	R4.2.21	R4.3.8
ベンゼン	mg/L	0.001	0.007	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.22	0.26	0.30	0.36	0.32	0.33	0.29	0.32	0.24	0.21

R4.4.7~5.18 対策停止											
← 空気注入を併用した揚水浄化 (R3.5.27~R4.9.30)											
← R4.9.30~対策停止											
汚染物質名	単位	R4.4.6	R4.5.10	R4.6.21	R4.7.7	R4.7.21	R4.8.2	R4.9.7	R4.10.18	R4.11.1	R4.11.22
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
1,4-ジオキサン	mg/L	0.19	0.076	0.078	0.055	0.051	0.038	0.034	0.019	0.020	0.021

(注2)						
汚染物質名	単位	R4.12.6	R4.12.20	R5.1.19	R5.2.7	排水基準値
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.001	<0.001	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.016	0.010	0.020	0.092	0.5

(注1) 黄色は環境基準超過

(注2) 令和5年1月25日に貯留水を場外へ放流したことから、R5.1.19とR5.2.7の間で貯留水の入れ替えを行っている。

### 4. 揚水井における水質モニタリング結果

揚水井⑪-5、⑫-3、5、6、9の水質モニタリング結果を表3に示す。対策停止後、直近の水質モニタリングにおいて、揚水井⑫-6のベンゼン濃度が排水基準値以下となり、観測井⑪に著しい影響を与えない程度まで浄化されていることを確認した。なお、揚水井⑫-3、5、9は、令和5年1月に撤去が完了している。

表3 揚水井の水質モニタリング結果

← 浸透池を活用した揚水浄化 (R3. 10. 25~R4. 4. 7)

揚水井①-5 (揚水井①)															排水基準値		
R3. 8. 23	R3. 9. 21	R3. 10. 25	R3. 10. 28	R3. 11. 1	R3. 11. 4	R3. 11. 8	R3. 11. 15	R3. 11. 18	R3. 11. 22	R3. 12. 2	R3. 12. 6	R3. 12. 9	R3. 12. 13	R3. 12. 16	R4. 1. 20	R4. 1. 24	
0.11	0.18	0.34	0.22	0.23	—	—	0.25	—	—	—	—	—	—	—	0.19	0.17	0.1
0.30	0.10	0.31	0.33	0.41	—	—	0.31	—	—	—	—	—	—	—	0.28	0.28	0.5

揚水井②-5 (揚水井②)															排水基準値		
R3. 8. 23	R3. 9. 21	R3. 10. 25	R3. 10. 28	R3. 11. 1	R3. 11. 4	R3. 11. 8	R3. 11. 15	R3. 11. 18	R3. 11. 22	R3. 12. 2	R3. 12. 6	R3. 12. 9	R3. 12. 13	R3. 12. 16	R4. 1. 20	R4. 1. 24	
0.12	0.12	—	—	0.73	0.16	0.18	0.20	—	—	—	—	—	—	—	0.35	0.36	0.1
0.54	0.44	—	—	0.34	0.50	0.64	0.64	—	—	—	—	—	—	—	0.65	0.62	0.5

揚水井③-3															排水基準値		
R3. 8. 23	R3. 9. 21	R3. 10. 25	R3. 10. 28	R3. 11. 1	R3. 11. 4	R3. 11. 8	R3. 11. 15	R3. 11. 18	R3. 11. 22	R3. 12. 2	R3. 12. 6	R3. 12. 9	R3. 12. 13	R3. 12. 16	R4. 1. 20	R4. 1. 24	
0.17	0.15	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	0.23	0.26	—	—	0.21	0.11	0.1
0.66	0.61	—	—	—	—	—	—	—	—	0.69	0.53	0.60	—	—	0.45	0.30	0.5

揚水井④-6															排水基準値		
R3. 8. 23	R3. 9. 21	R3. 10. 25	R3. 10. 28	R3. 11. 1	R3. 11. 4	R3. 11. 8	R3. 11. 15	R3. 11. 18	R3. 11. 22	R3. 12. 2	R3. 12. 6	R3. 12. 9	R3. 12. 13	R3. 12. 16	R4. 1. 20	R4. 1. 24	
0.12	0.25	—	—	—	—	—	0.73	0.37	0.27	—	—	—	—	—	0.90	0.87	0.1
0.49	0.19	—	—	—	—	—	0.37	0.50	0.44	—	—	—	—	—	0.30	0.39	0.5

揚水井⑤-9															排水基準値		
R3. 8. 23	R3. 9. 21	R3. 10. 25	R3. 10. 28	R3. 11. 1	R3. 11. 4	R3. 11. 8	R3. 11. 15	R3. 11. 18	R3. 11. 22	R3. 12. 2	R3. 12. 6	R3. 12. 9	R3. 12. 13	R3. 12. 16	R4. 1. 20	R4. 1. 24	
0.18	0.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.46	0.20	0.22	0.34	0.33	0.1
0.50	0.47	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.22	0.39	0.36	0.25	0.24	0.5

← 遮水壁の引抜き期間 (R4. 2. 1~R4. 3. 1)      ← R4. 4. 7~5. 18 対策停止      ← 空気注入を併用した揚水浄化 (R3. 5. 27~R4. 9. 30)

揚水井①-5 (揚水井①)															排水基準値		
R4. 1. 27	R4. 1. 31	R4. 2. 3	R4. 2. 10	R4. 2. 14	R4. 2. 17	R4. 2. 21	R4. 3. 2	R4. 3. 8	R4. 3. 16	R4. 3. 23	R4. 4. 6	R4. 4. 27	R4. 5. 10	R4. 6. 16	R4. 6. 30	R4. 7. 7	
0.13	0.33	0.32	0.25	0.23	0.27	0.17	0.25	0.29	0.29	0.25	0.24	0.20	0.16	0.028	0.032	0.032	0.1
0.21	0.24	0.26	0.29	0.25	0.31	0.32	0.30	0.28	0.21	0.28	0.32	0.32	0.29	0.30	0.27	0.30	0.5

揚水井②-5 (揚水井②)															排水基準値		
R4. 1. 27	R4. 1. 31	R4. 2. 3	R4. 2. 10	R4. 2. 14	R4. 2. 17	R4. 2. 21	R4. 3. 2	R4. 3. 8	R4. 3. 16	R4. 3. 23	R4. 4. 6	R4. 4. 27	R4. 5. 10	R4. 6. 16	R4. 6. 30	R4. 7. 7	
0.31	0.41	<0.001	<0.001	0.24	0.21	0.30	0.16	0.003	0.23	0.21	0.002	0.11	0.15	0.14	0.022	0.007	0.1
0.39	0.23	0.26	0.22	0.52	0.57	0.42	0.43	0.26	0.24	0.22	0.20	0.25	0.21	0.38	0.26	0.28	0.5

揚水井③-3															排水基準値		
R4. 1. 27	R4. 1. 31	R4. 2. 3	R4. 2. 10	R4. 2. 14	R4. 2. 17	R4. 2. 21	R4. 3. 2	R4. 3. 8	R4. 3. 16	R4. 3. 23	R4. 4. 6	R4. 4. 27	R4. 5. 10	R4. 6. 17	R4. 6. 30	R4. 7. 7	
0.099	0.086	0.11	0.067	0.068	0.062	0.059	0.071	0.088	0.096	0.085	0.080	0.042	0.037	0.008	0.021	0.013	0.1
0.18	0.50	0.60	0.42	0.47	0.47	0.47	0.68	0.70	0.68	0.77	0.74	0.57	0.56	0.27	0.31	0.34	0.5

揚水井④-6															排水基準値		
R4. 1. 27	R4. 1. 31	R4. 2. 3	R4. 2. 10	R4. 2. 14	R4. 2. 17	R4. 2. 21	R4. 3. 2	R4. 3. 8	R4. 3. 16	R4. 3. 23	R4. 4. 6	R4. 4. 27	R4. 5. 10	R4. 6. 17	R4. 6. 30	R4. 7. 7	
1.2	0.42	0.43	0.14	0.33	0.33	0.41	0.29	0.31	0.31	0.27	0.25	0.51	0.65	0.036	0.022	0.009	0.1
0.24	0.31	0.39	0.26	0.28	0.35	0.32	0.32	0.30	0.34	0.35	0.34	0.33	0.30	0.28	0.30	0.31	0.5

揚水井⑤-9															排水基準値		
R4. 1. 27	R4. 1. 31	R4. 2. 3	R4. 2. 10	R4. 2. 14	R4. 2. 17	R4. 2. 21	R4. 3. 2	R4. 3. 8	R4. 3. 16	R4. 3. 22	R4. 4. 6	R4. 4. 27	R4. 5. 10	R4. 6. 17	R4. 6. 30	R4. 7. 7	
0.29	0.45	0.43	0.18	0.18	0.16	0.20	0.20	0.25	0.15	0.10	—	—	—	0.095	0.060	0.098	0.1
0.20	0.21	0.25	0.23	0.19	0.20	0.23	0.21	0.19	0.23	0.26	—	—	—	0.28	0.26	0.28	0.5

← R4. 9. 30~対策停止

揚水井①-5 (揚水井①)															排水基準値		
R4. 7. 21	R4. 8. 4	R4. 8. 10	R4. 9. 5	R4. 9. 21	R4. 10. 4	R4. 10. 18	R4. 11. 8	R4. 11. 22	R4. 12. 6	R4. 12. 20	R5. 1. 16	R5. 1. 26	R5. 2. 7	R5. 2. 21			
0.021	0.026	—	—	—	—	<0.001	<0.001	<0.001	0.026	0.019	—	—	—	—	—	—	0.1
0.28	0.28	—	—	—	—	0.25	0.12	0.15	0.21	0.16	—	—	—	—	—	—	0.5

揚水井②-5 (揚水井②)															排水基準値		
R4. 7. 21	R4. 8. 4	R4. 8. 10	R4. 9. 5	R4. 9. 21	R4. 10. 4	R4. 10. 18	R4. 11. 8	R4. 11. 22	R4. 12. 6	R4. 12. 20	R5. 1. 16	R5. 1. 26	R5. 2. 7	R5. 2. 21			
0.077	0.13	0.14	0.12	0.11	0.011	0.092	<0.001	0.004	0.063	0.058	—	—	—	—	—	—	0.1
0.32	0.25	0.38	0.39	0.37	0.17	0.18	0.14	0.15	0.16	0.12	—	—	—	—	—	—	0.5

揚水井③-3															排水基準値		
R4. 7. 21	R4. 8. 4	R4. 8. 10	R4. 9. 5	R4. 9. 21	R4. 10. 4	R4. 10. 18	R4. 11. 8	R4. 11. 22	R4. 12. 6	R4. 12. 20	R5. 1. 16	R5. 1. 26	R5. 2. 7	R5. 2. 21			
0.018	0.041	—	—	—	—	0.047	0.001	0.001	0.011	0.030	—	—	—	—	—	—	0.1
0.40	0.47	—	—	—	—	0.48	0.44	0.39	0.41	0.37	—	—	—	—	—	—	0.5

揚水井④-6															排水基準値		
R4. 7. 21	R4. 8. 4	R4. 8. 10	R4. 9. 5	R4. 9. 21	R4. 10. 4	R4. 10. 18	R4. 11. 8	R4. 11. 22	R4. 12. 6	R4. 12. 20	R5. 1. 16	R5. 1. 26	R5. 2. 7	R5. 2. 21			
0.022	0.046	—	—	—	—	<0.001	0.024	0.051	0.30	0.22	0.19	0.21	0.11	0.085	—	—	0.1
0.26	0.29	—	—	—	—	0.28	0.12	0.12	0.20	0.23	0.19	0.21	0.18	0.21	—	—	0.5

揚水井⑤-9															排水基準値		
R4. 7. 21	R4. 8. 4	R4. 8. 10	R4. 9. 5	R4. 9. 21	R4. 10. 4	R4. 10. 18	R4. 11. 8	R4. 11. 22	R4. 12. 6	R4. 12. 20	R5. 1. 16	R5. 1. 26	R5. 2. 7	R5. 2. 21			
0.043	0.083	—	—	—	—	0.054	0.002	0.002	0.041	0.041	—	—	—	—	—	—	0.1
0.21	0.25	—	—	—	—	0.21	0.19	0.17	0.18	0.18	—	—	—	—	—	—	0.5

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 採水年月日が薄水色は揚水井稼働中、白色は揚水井停止中、薄緑色は空気注入実施中の状況である。



### HS-③⑩における追加的浄化対策の終了の確認

HS-③⑩においては、1,4-ジオキサンの高濃度汚染が存在していたため、追加的浄化対策として雨水を利用した注水浄化等を実施し、令和4年6月28日からは第15回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4.7.9Web開催）において審議・了承いただいた「追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件」に基づく評価を行うため、追加的浄化対策を停止している。

HS-③⑩の配置図を図1に、観測井③⑩の追加的浄化対策停止後の地下水濃度の推移を表1、図2に示す。

#### ○停止1月後の地下水の状況

追加的浄化対策を停止した状態で、1月間、観測井③⑩の地下水濃度が排水基準値以下であることを確認した。

#### ○今後の地下水濃度の推定

追加的浄化対策停止後の1,4-ジオキサン濃度は、十分低下し、排水基準値以下で推移していることから、今後の自然浄化により地下水濃度が低下すると推定される。

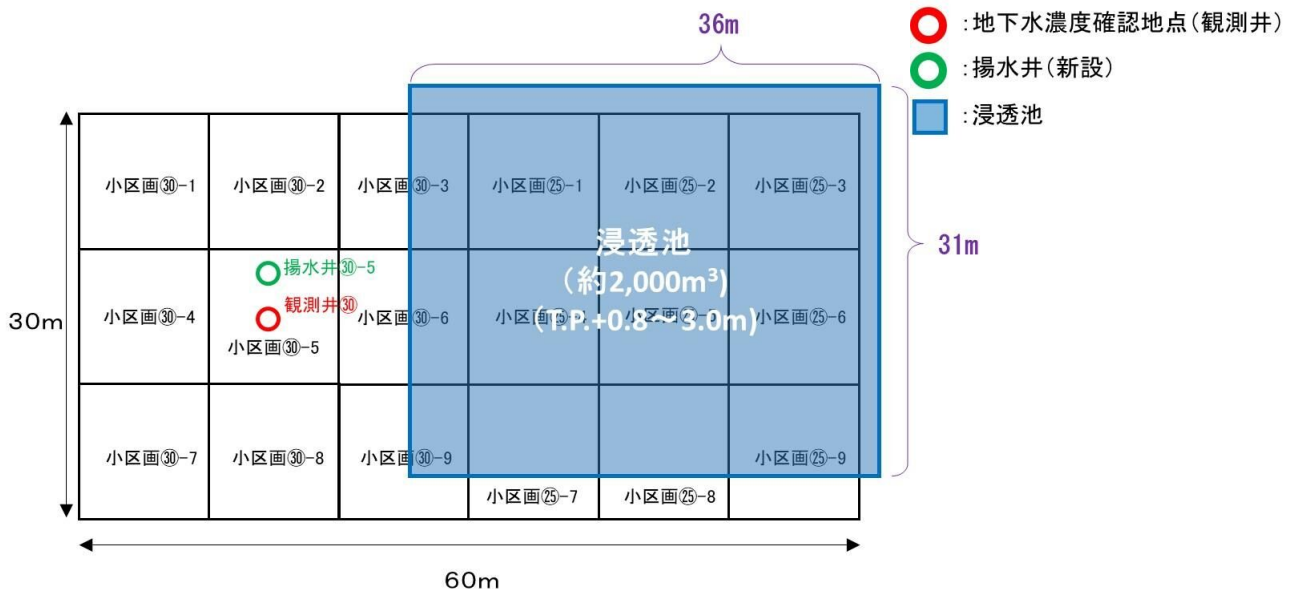


図1 HS-③⑩の配置図（R4.6.28から追加的浄化対策を停止）



表 1 観測井③⑩における追加的浄化対策停止後の濃度の推移

← R4.6.28～ 対策停止

汚染物質等	単位	R4.7.4	R4.8.1	R4.8.23	R4.9.5	R4.9.21	R4.10.4	R4.10.18
ベンゼン	mg/L	ND	0.005	ND	ND	0.002	ND	ND
1,4-ジオキサン	mg/L	0.22	0.27	0.21	0.18	0.17	0.17	0.16
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロロエチレン	mg/L	0.0002	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND
観測井水位(T.P.)	m	0.51	0.75	1.05	1.05	1.01	1.05	1.05

汚染物質等	単位	R4.11.8	R4.11.22	R4.12.6	R4.12.20	R5.1.16	R5.1.26	R5.2.7
ベンゼン	mg/L	ND	ND	0.008	0.015	0.023	0.047	0.005
1,4-ジオキサン	mg/L	0.11	0.13	0.16	0.16	0.27	0.14	0.18
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
クロロエチレン	mg/L	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
観測井水位(T.P.)	m	1.60	1.52	1.43	1.08	1.33	1.39	1.65

汚染物質等	単位	R5.2.21	停止後の 最高濃度	定量下限値	環境基準	排水基準
ベンゼン	mg/L	0.040	0.047	0.001	0.01	0.1
1,4-ジオキサン	mg/L	0.20	0.27	0.005	0.05	0.5
トリクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.001	0.01	0.1
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	ND	ND	0.004	0.04	0.4
クロロエチレン	mg/L	ND	0.0002	0.0002	0.002	(0.02) <sup>(注3)</sup>
観測井水位(T.P.)	m	1.58	—	—	—	—

(注1) 黄色は環境基準超過、橙色は排水基準超過である。

(注2) 「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(資料12・Ⅱ/7)に定める観測孔深度で採水できなかった場合は、「欠測」と表現する。

(注3) クロロエチレンは排水基準が定められていないが、暫定的に環境基準値の10倍の値を排水基準値として評価した。

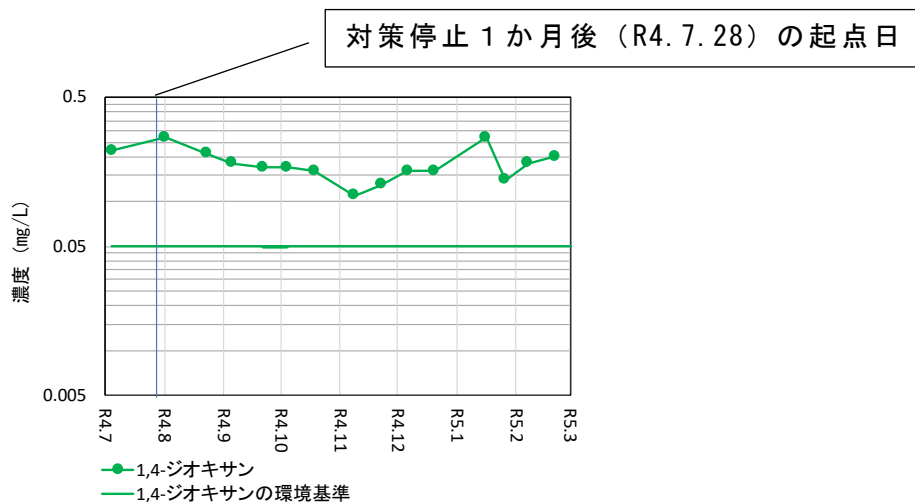


図 2 観測井③⑩における追加的浄化対策停止後の濃度の推移

区画③⑩付近の水質モニタリング結果

1. 概要

HS-③⑩で実施した追加的浄化対策の状況及び結果を以下に示す。

HS-③⑩の 1,4-ジオキサン汚染に対して雨水を利用した注水浄化等を実施した結果、浄化対策停止後の周辺の浸透池及び観測井の水質は、すべて排水基準値以下で推移し、追加的浄化対策による HS-③⑩の 1,4-ジオキサン濃度の十分な低下を確認した。

2. 追加的浄化対策の実施状況

追加的浄化対策の実施内容を表 1 に、観測井、揚水井等の配置を図 1 ～ 4 に示す。

表 1 追加的浄化対策の実施内容

実施時期	浄化対策の内容	対策の実施状況
R3. 10～ R4. 4. 7	雨水を利用した注水浄化	注水・揚水井②⑤-4, 5, 7, 8、井戸側及び浸透池から注水浄化を実施
R4. 4. 7～ R4. 5. 18	地下水浄化対策の停止	—
R4. 5. 18～ R4. 6. 14	地盤へ空気注入し、揚水を実施	注水・揚水井②⑤-7, 8 から地盤へ空気を注入し、揚水を実施
R4. 6. 15～ R4. 6. 28	雨水を利用した注水浄化	拡張した浸透池から注水浄化を実施 (R4. 6. 15～6. 24 浸透池を拡張)
R4. 6. 28～	地下水浄化対策の停止	—

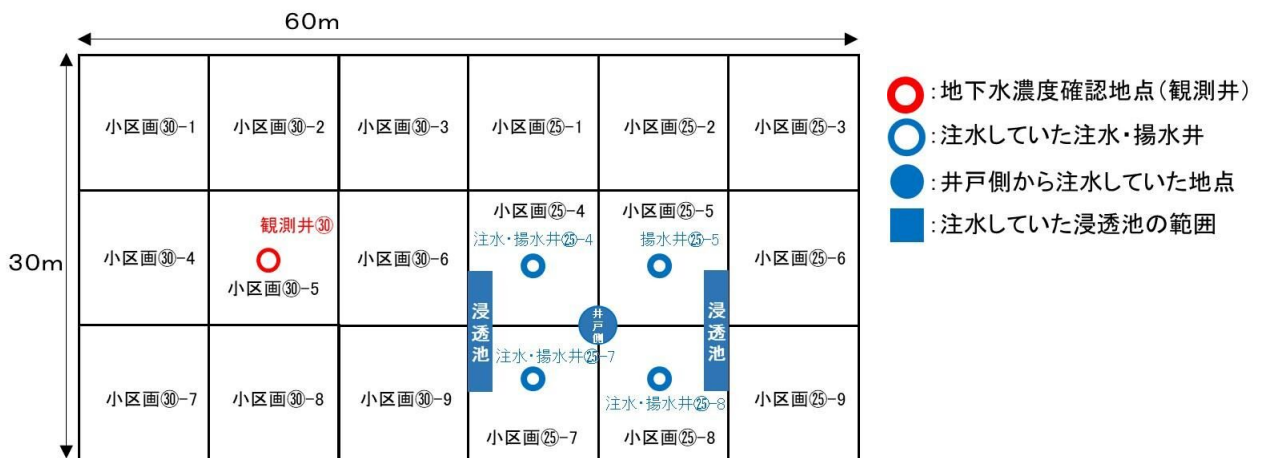


図 1 HS-③⑩における追加的浄化対策の状況(区画②⑤内)(R3.10～R4.4)

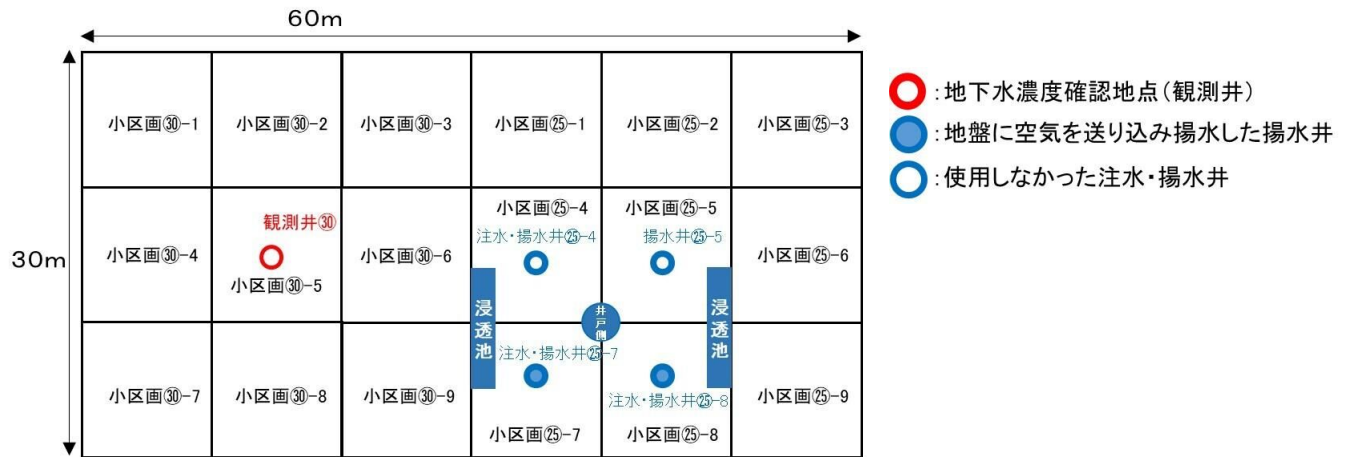


図2 HS-③⑩における追加的浄化対策の状況(区画②⑤内)(R4.5~R4.6)

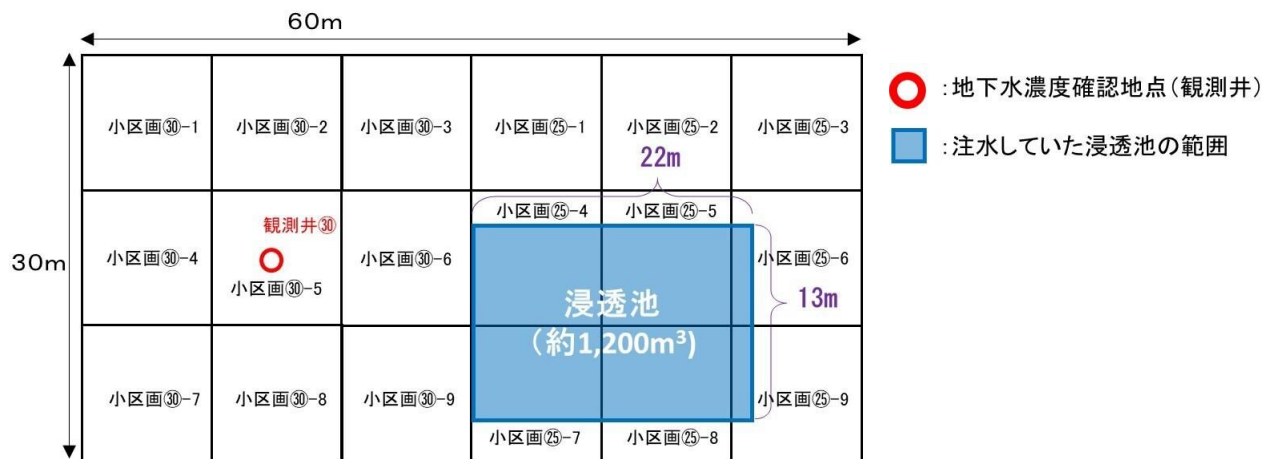


図3 HS-③⑩における追加的浄化対策の状況(区画②⑤内)(R4.6)

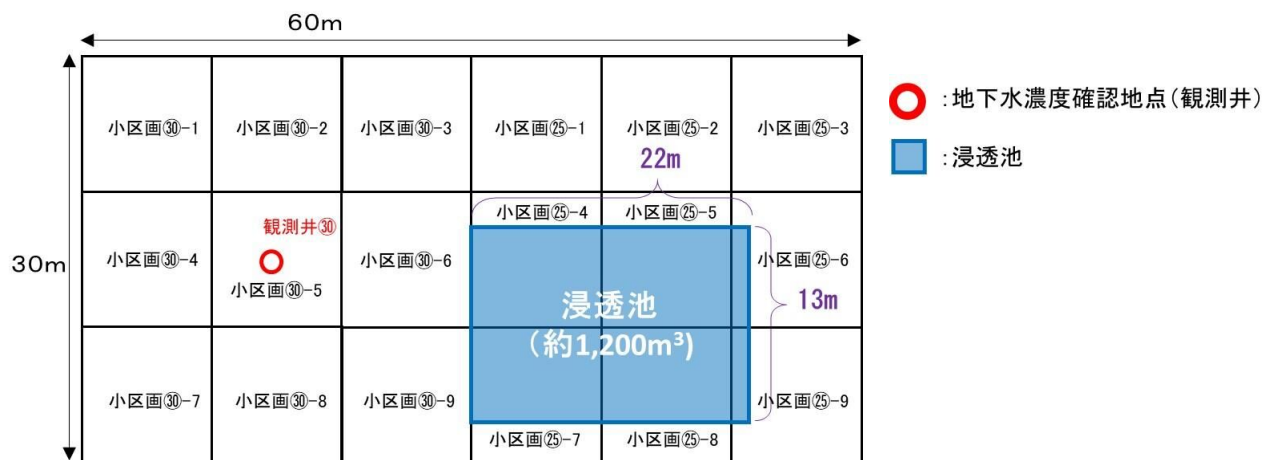


図4 HS-③⑩における追加的浄化対策の状況(区画②⑤内)(R4.6.28 から追加的浄化対策を停止)

### 3. 浸透池における水質モニタリング結果

浸透池（区画⑳内）の水質モニタリング結果を表2に示す。浸透池の水質は、排水基準値を満足しており、追加的浄化対策による十分な濃度低下を確認した。なお、浸透池は、令和5年1月に安全面を考慮して浅く改修した。

表2 浸透池（区画⑳内）における水質モニタリング結果

浸透池		← R4. 6. 28～対策停止								(注2)	
汚染物質名	単位	R4.6.30	R4.8.4	R4.9.7	R4.10.18	R4.11.1	R4.11.22	R4.12.6	R5.2.7	排水基準値	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.23	0.20	0.22	0.17	0.16	0.10	0.14	0.050	0.5	

(注1) 黄色は環境基準超過

(注2) 浸透池は、令和5年1月に安全面を考慮して浅く改修したため、R4.12.6とR5.2.7の間で貯留水の入れ替えを行っている。

### 4. 周辺の観測井⑳㉑における水質モニタリング結果

HS-㉑の下流に位置する観測井⑳㉑の配置を図4、水質モニタリング結果を表3に示す。HS-㉑の下流においても、排水基準値を満足しており、HS-㉑が下流域の排水基準超過の原因になっていないことを確認した。なお、観測井⑳㉑は、令和4年10月に撤去が完了している。

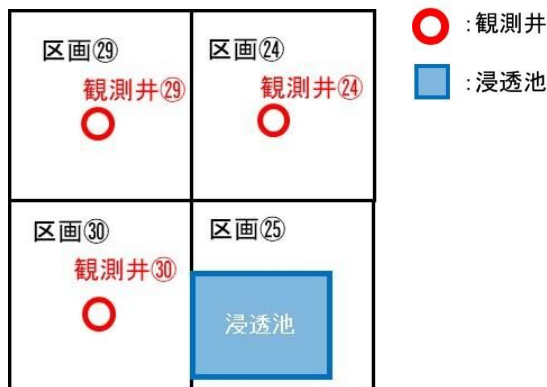


図4 区画㉓付近の観測井等の配置図

表3 周辺の観測井⑳㉑における水質モニタリング結果

観測井㉑	汚染物質名	単位	← 雨水を利用した注水浄化 (R3.10~R4.4.7)				← R4.4.7~5.18 対策停止		(注2)		← R4.6.28~対策停止		排水基準値
			R3.12.6	R4.2.8	R4.3.8	R4.4.12	R4.5.10	R4.6.6	R4.7.4	R4.8.1	R4.9.5	R4.10.4	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.072	0.27	0.19	0.34	0.30	0.21	0.26	0.31	0.32	0.23	0.5	

観測井㉒	汚染物質名	単位	← 雨水を利用した注水浄化 (R3.10~R4.4.7)				← R4.4.7~5.18 対策停止		(注2)		← R4.6.28~対策停止		排水基準値
			R3.12.6	R4.2.8	R4.3.8	R4.4.12	R4.5.10	R4.6.6	R4.7.4	R4.8.1	R4.9.5	R4.10.4	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.10	0.14	0.087	0.49	0.30	0.10	0.10	0.075	0.11	0.11	0.5	

(注1) 黄色は環境基準超過

(注2) 地盤へ空気注入し、揚水を実施 (R4.5.18~R4.6.14)

雨水を利用した注水浄化 (R4.6.15~R4.6.28)

## 追加的浄化対策及びリバウンド対策の終了要件

### 1. 追加的浄化対策及びリバウンド対策に係る基本的な考え方

「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」（第 12 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R3.8.19Web 開催）で承認）により、追加的浄化対策は「排水基準の達成の確認後に、環境基準の達成の促進のため、必要に応じて局所的な汚染源に対して実施する地下水浄化対策をいう。南山側雨水による浸透池等を活用した自然浄化の促進策もこれに含める。」、リバウンド対策は「リバウンドが発生した地下水計測点において実施する揚水浄化、注水浄化、化学処理浄化及びそれらを併用した地下水浄化対策をいう。」と定義され、実施時期については図 1 のとおり示されている。

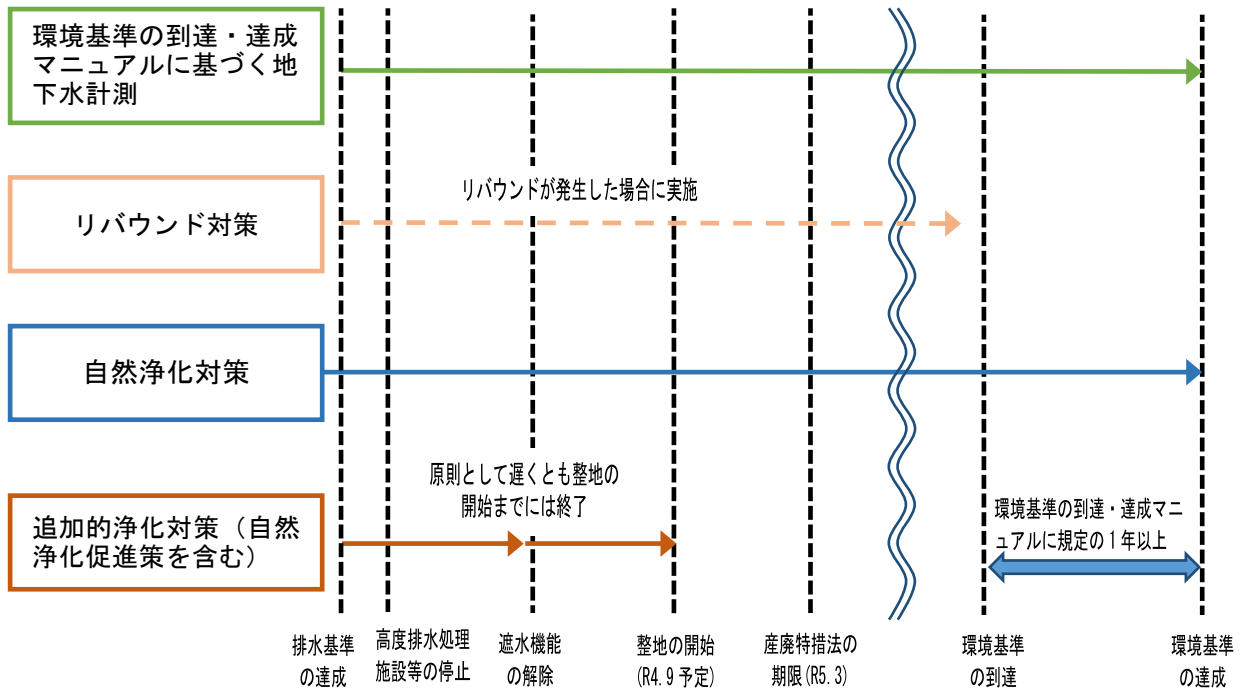


図 1 排水基準の達成後の地下水浄化に対する対応のイメージ

## 2. 追加的浄化対策の終了要件

追加的浄化対策は、汚染物質が局在化している局所的な汚染源（HS-⑩、HS-⑳及びHS-D西）において実施している。

本来、積極的浄化対策の実施により排水基準の達成を実現し、その後は自然浄化により環境基準の達成を目指すとしていたことを踏まえ、追加的浄化対策が局所的汚染源に対する積極的浄化対策であることから、その期間を『原則として遅くとも整地の開始までには終了』することとし、その浄化目標は『適用地点の浄化が今後の自然浄化対策を著しく阻害することがない程度に進み、自然浄化による地下水の達成をできるだけ早めること』と整理できよう。

したがって追加的浄化対策の終了要件は、次の2要件に適合していることを豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）が承認することとする。

- ・追加的浄化対策を停止した状態で、1月間、表1に示す地点の地下水濃度が排水基準値以下である。
- ・今後、自然浄化により地下水濃度が低下すると推定される。

なお、地下水検討会が上記の終了要件を満たしていることを認め、追加的浄化対策の終了を承認した場合であっても、地下水浄化の促進の観点から、県が対策を引き続き実施する場合には、これを妨げるものではない。

表1 追加的浄化対策の終了時の地下水濃度確認地点

局所的な汚染源	追加的浄化対策の終了時の地下水濃度確認地点
HS-⑩	区画⑩ <sup>(※)</sup>
HS-⑳	区画⑳ <sup>(※)</sup>
HS-D 西	D測線西側 (B+40, 2+30) <sup>(※)</sup>

(※)「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」(R3.8.19 作成)に規定する地下水計測点であり、採水深度は当該マニュアルと同様にスクリーン区間の中間深度とする。

## 3. リバウンド対策の終了要件

リバウンド対策の終了要件は、次の2要件に適合していることを地下水検討会が承認することとする。

- ・リバウンド対策を停止した状態で、リバウンドが発生した地下水計測点の地下水濃度が排水基準値以下である。
- ・同地下水計測点で、今後、リバウンドが発生しないと推定される。

なお、「排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応」において、リバウンド対策は環境基準の到達までとしていることから、環境基準の到達の申請時には、その時点までのリバウンド発生状況やリバウンド対策の実施状況を整理・検討し、申請後にすべての対象地点でリバウンドが発生しないと推定されることを示すものとする。

## 豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等の完了確認

### 1. 概要

豊島内関連施設（第Ⅱ期工事）については、所定施設等の撤去の完了後、撤去検討会委員の確認を受け、撤去検討会に報告することとしている。

資料Ⅱ／4のとおり、松島副座長の現地確認を受けたので、第Ⅱ期工事の実績を報告するとともに、施設の撤去等の完了について審議いただく。

### 2. 第Ⅱ期工事の実施状況等

工事の実施に当たっては、豊島事業関連施設の撤去等検討会（以下、「撤去検討会」という。）の指導・助言・評価のもとで「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本方針」、「今後の豊島廃棄物等処理関連施設の撤去等に関する基本計画」を定めるとともに、各種のガイドライン・マニュアル等を策定し、計画段階から周辺環境の保全や作業の安全に配慮して実施した。また、遮水機能の解除にあたっては、松島副座長を座長とするワーキンググループを組織し、検討結果を撤去検討会に答申し、「遮水機能の解除に係るガイドライン」及び「遮水機能の解除工事マニュアル」の作成につなげた。これに基づき工事は実施され、報告書も取りまとめている。

また、豊島廃棄物等処理関連施設の第Ⅱ期工事に関する撤去手順を定め、各工事間の調整等を行うとともに、撤去等検討会の審議・了承を受けた基本計画書及び実施計画書に従って実施した。

工事の着手後は、実施状況を撤去検討会に報告し、さらに、令和5年3月16日に工事の完了について、資料Ⅱ／4のとおり、松島副座長の現地確認を受けた。

### 3. 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の確認結果

令和5年3月16日に行った、撤去対象施設に関する松島副座長の現地確認の概況を表1～7、確認状況を写真1～14、施設の位置を別紙1に示す。

現地では、施設撤去前の状況が確認できないことから、施設設置時の写真を準備し、その背景と現地の状況を照らし合わせることで、施設の撤去が完了していることを確認していただいた。

#### (1) ①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設（①-1～6）

表 1 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況（①-1～6）

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除施設	①-1	処分地進入路の排水路	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-2	承水路	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-3	承水路下トレンチドレーン	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-4	西井戸	完了 (R3.9.1～R4.9.30)
	①-5	沈砂池 1	完了 (R3.6.4～R4.3.18)
	①-6	沈砂池 2	完了 (R3.6.4～R4.3.18)





撤去前

写真1 ①-1 処分地進入路の排水路の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)



撤去前

写真2 ①-2 承水路 (①-3 承水路下トレンチドレーン含む) 及び①-4 西井戸の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)



撤去前

写真3 ①-5 沈砂池1の撤去後の確認状況



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)





撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 4 ①-6 沈砂池 2 の撤去後の確認状況

(2) ②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設、⑨遮水機能の解除関連 (②-1, 2、⑨)

表2 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (②-1, 2、⑨)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
②遮水壁近傍地下水の集水・貯留・送水施設	②-1	トレンチドレーン	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
	②-2	北揚水井	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)
⑨遮水機能の解除関連	⑨	遮水壁	完了 (R3. 11. 4～R4. 4. 20)



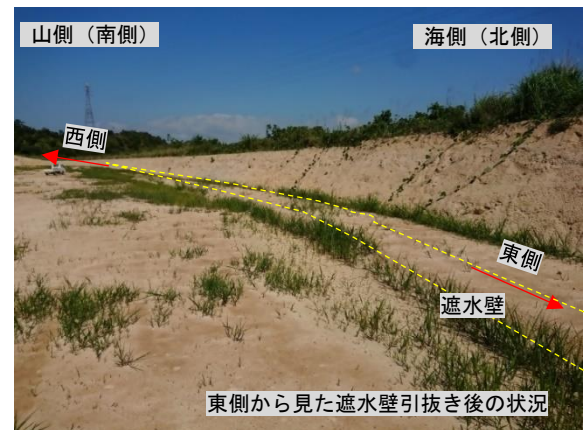
遮水壁付近撤去前 (処分地側 (東向き))



遮水壁付近撤去前 (処分地側 (西向き))



遮水壁引抜き後の状況 (処分地側 (東向き))



遮水壁引抜き後の状況 (処分地側 (西向き))



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認) (処分地側 (東向き))



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認) (処分地側 (西向き))

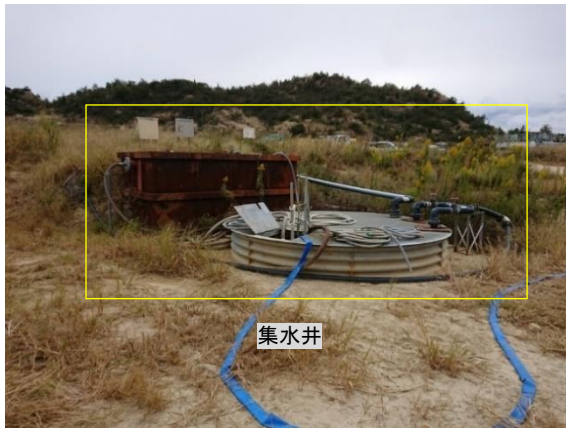
写真5 ②-1 トレンチドレーン、②-2 北揚水井、⑨遮水壁 (北海岸土堰堤) 撤去後の確認状況



(3) ③その他地下水の集水・貯留・送水施設 (③-2~4)

表3 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (③-2~4)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-2	集水井	完了 (R3. 9. 6~R4. 6. 30)
	③-3	貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)
	③-4	新貯留トレンチ	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真6 ③-2 集水井の撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真7 ③-3 貯留トレンチの撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真8 ③-4 新貯留トレンチの撤去後の確認状況

(4) ④高度排水処理施設関連施設、⑤簡易地下水処理施設 (④、⑤-1~3)

表4 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (④、⑤-1~3)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
④高度排水処理施設関連施設	④	高度排水処理施設	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
	⑤-1	加圧浮上装置	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
⑤簡易地下水処理施設	⑤-2	凝集膜分離装置	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)
	⑤-3	活性炭吸着塔	完了 (R3. 9. 7~R4. 4. 25)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真9 ④高度排水処理施設及び⑤簡易地下水処理施設の撤去後の確認状況

(5) ⑥その他の施設 (⑥-1~4)

表5 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (⑥-1~4)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
⑥その他の施設	⑥-1-1	積替え施設 (上部)	完了 (R4. 9. 21~R4. 11. 25)
	⑥-1-2	積替え施設 (下部)	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)
	⑥-1-3	トラックスケール	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)
	⑥-2	ベルトコンベア	完了 (R3. 12. 10~R4. 3. 14)
	⑥-3	専用栈橋	完了 (R4. 1. 11~R4. 10. 20)
	⑥-4-1	処分地内道路部 (高度排水周辺)	完了 (R3. 9. 1~R4. 9. 30)
	⑥-4-2	処分地内道路部 (積替え施設周辺)	完了 (R4. 9. 9~R5. 3. 10)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真10 ⑥-1-1, 2 積替え施設 (上下部) 及び⑥-1-3 トラックスケールの撤去後の確認状況





撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 11 ⑥-2 ベルトコンベア及び⑥-3 専用棧橋の撤去後の確認状況



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 12 ⑥-4 処分地内道路の撤去後の確認状況

(6) ⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設 (⑦-1, 2)

表 6 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況 (⑦-1, 2)

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除施設	⑦-1	外周排水路 (上流側)	完了 (R3. 6. 4~R4. 2. 28)
	⑦-2	外周排水路 (下流側)	完了 (R4. 9. 16~R5. 3. 22)



撤去前



撤去後 (R5. 3. 16 現地確認)

写真 13 ⑦-1, 2 外周排水路 (上流側、下流側) の撤去後の確認状況

(7) ③その他地下水の集水・貯留・送水施設、⑧地下水の観測施設、⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）（③-1-1、⑨、⑩）

表7 第Ⅱ期工事における撤去対象施設の概況（③-1-1、⑨、⑩）

施設の役割	施設番号	施設名	実施状況
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-1	揚水井（施設番号③-1-2～4を除く）	完了（R4.9.5～R5.1.25）
⑧地下水の観測施設	⑧-1	観測井（施設番号⑧-2を除く）	完了（R4.9.5～R5.1.25）
⑩処分地の整地関連（地下水の自然浄化対策の実施期間）	⑩	処分地内整地	完了（R4.9.16～R5.3.22）



R5.3.16 現地確認（西側から撮影）



R5.3.16 現地確認（東側から撮影）

写真14 ⑩処分地内整地（③-1-1揚水井、⑧観測井の撤去確認を含む）の状況

#### 4. 令和5年度以降残置する施設の確認状況

令和5年3月16日に行った、松島副座長の現地確認における、令和5年度以降も残置する施設の概況を表8、確認結果等を写真15～24、施設の位置を別紙2に示す。

なお、各浸透池については、現地確認後に転落防止対策として、木杭及びロープにより進入禁止範囲を明示した。また、整地時に支障となり、一時的に撤去した電線路等については、揚水時の電源を確保するため、安全面に配慮して支柱を用いて再設置した。設置後の状況等を写真26及び28に示す。

表8 令和5年度以降残置する施設の概況

施設の役割	施設番号	施設名	備考
③その他地下水の集水・貯留・送水施設	③-1-2	揚水井 (⑩-6)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-3	揚水井 (⑩-5、⑩-5)	残置し、引き渡し時に撤去
	③-1-4	揚水井 (⑩-5、(B+40, 2+30))	新設し、引き渡し時に撤去
⑥その他の施設	⑥-4-3	導水管	引き渡し時に撤去
	⑥-4-4	導水管呑口部	改修し、引き渡し時に撤去
	⑥-4-5	豊島のころろ資料館横の側溝	残置
	⑥-5	ゲート	引き渡し時に撤去
	⑥-6	電柱及び支柱	改修し、引き渡し時に撤去
⑧地下水の観測施設	⑧-2	観測井 (⑩、⑩、⑩、(B+40, 2+30)及びB5)	引き渡し時に撤去
⑩地下水浄化関連	⑩-1	浸透池 (区画11)	残置し、引き渡し時に撤去
	⑩-2	浸透池 (区画30)	改修し、引き渡し時に撤去
	⑩-3	浸透池 (D測線西側)	改修し、引き渡し時に撤去

※排水基準の達成後の地下水浄化に対する基本的対応（第12回フォローアップ委員会 資料Ⅱ/8）に基づき、リバウンド対策は環境基準の到達以降行わない。

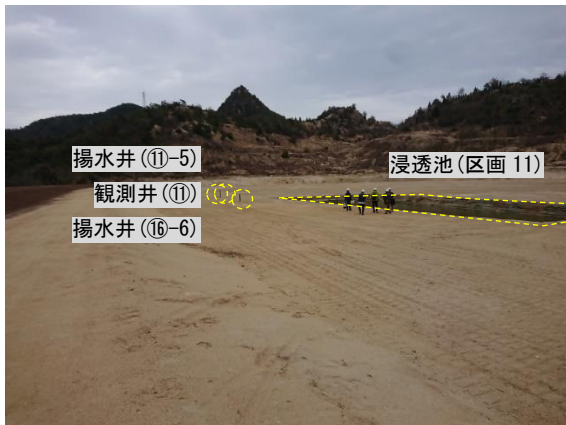


写真15 揚水井及び観測井（区画11周辺）

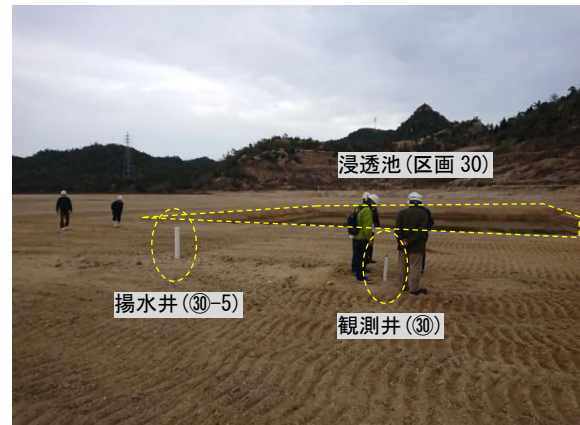


写真16 揚水井及び観測井（区画30周辺）

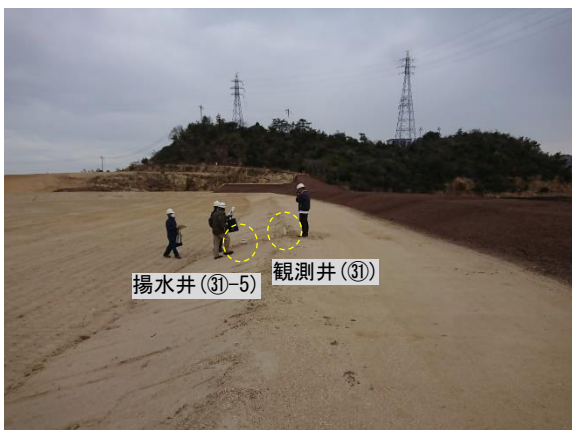


写真17 揚水井及び観測井（区画31周辺）

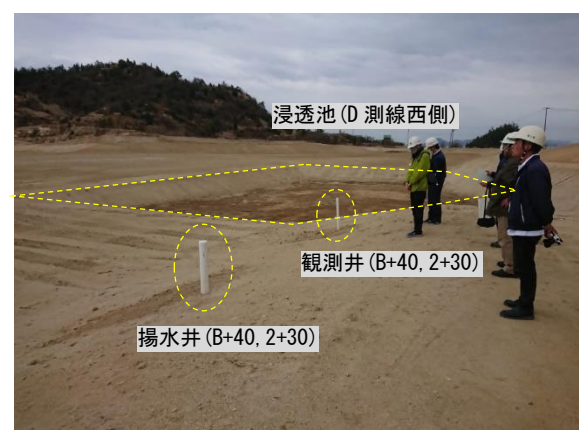


写真18 揚水井及び観測井（D測線西側周辺）





写真 19 観測井 (B5)



写真 20 ⑥-4-3 導水管



写真 21 ⑥-4-4 導水管呑口部



写真 22 ⑥-4-5 豊島のこころ資料館横の側溝



※令和 5 年 3 月 28 日に腐食していたゲートの鍵を交換した。

写真 23 ⑥-5 ゲート



写真 24 ⑥-6 電柱



写真 25 浸透池 (木杭及びロープの設置状況)

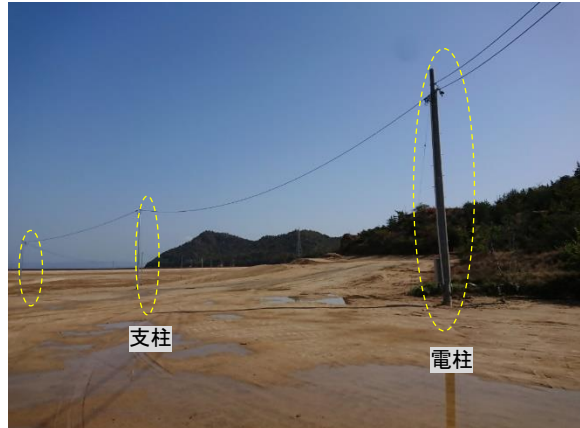


写真 26 電柱及び支柱





写真 27 豊島廃棄物等の搬出中の状況（平成 17 年 7 月）



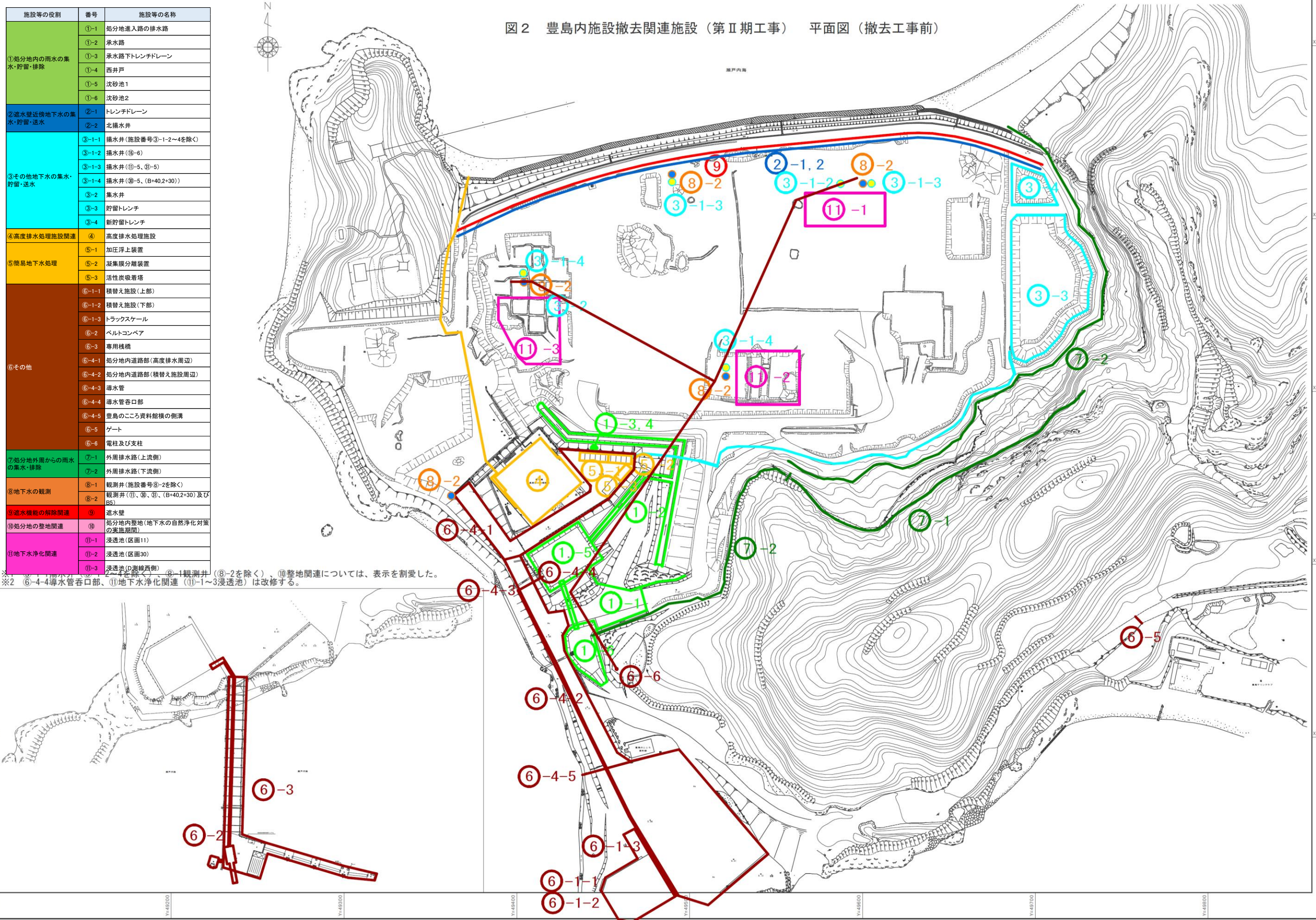
写真 28 整地後の状況（令和 5 年 3 月）



図2 豊島内施設撤去関連施設（第Ⅱ期工事） 平面図（撤去工事前）

施設等の役割	番号	施設等の名称	
①処分地内の雨水の集水・貯留・排除	①-1	処分地進入路の排水路	
	①-2	承水路	
	①-3	承水路下トレンチドレーン	
	①-4	西井戸	
	①-5	沈砂池1	
	①-6	沈砂池2	
②通水壁近傍地下水の集水・貯留・送水	②-1	トレンチドレーン	
	②-2	北揚水井	
③その他地下水の集水・貯留・送水	③-1-1	揚水井(施設番号③-1-2~4を除く)	
	③-1-2	揚水井(⑩-6)	
	③-1-3	揚水井(⑩-5、⑩-5)	
	③-1-4	揚水井(⑩-5、(B+40.2+30))	
	③-2	集水井	
	③-3	貯留トレンチ	
④高度排水処理施設関連	④	高度排水処理施設	
	⑤-1	加圧浮上装置	
		⑤-2	凝集膜分離装置
		⑤-3	活性炭吸着塔
⑥その他	⑥-1-1	積替え施設(上部)	
	⑥-1-2	積替え施設(下部)	
	⑥-1-3	トラックスケール	
	⑥-2	ベルトコンベア	
	⑥-3	専用棧橋	
	⑥-4-1	処分地内道路部(高度排水周辺)	
	⑥-4-2	処分地内道路部(積替え施設周辺)	
	⑥-4-3	導水管	
	⑥-4-4	導水管呑口部	
	⑥-4-5	豊島のこころ資料館様の側溝	
⑥-5	ゲート		
⑥-6	電柱及び支柱		
⑦処分地外周からの雨水の集水・排除	⑦-1	外周排水路(上流側)	
	⑦-2	外周排水路(下流側)	
⑧地下水の観測	⑧-1	観測井(施設番号⑧-2を除く)	
	⑧-2	観測井(⑩、⑩、⑩、(B+40.2+30)及びB5)	
⑨通水機能の解除関連	⑨	遮水壁	
⑩処分地の整地関連	⑩	処分地内整地(地下水の自然浄化対策の実施期間)	
	⑩-1	浸透池(区画11)	
	⑩-2	浸透池(区画30)	
⑪地下水浄化関連	⑪-1	浸透池(D測線西側)	
	⑪-2	浸透池(区画30)	
	⑪-3	浸透池(D測線西側)	

※1 ①-1排水路、①-2承水路、①-3承水路下トレンチドレーン、⑧-1観測井(⑧-2を除く)、⑩整地関連については、表示を割愛した。  
 ※2 ⑥-4-4導水管呑口部、⑪地下水浄化関連(⑪-1~3浸透池)は改修する。









## 令和 5 年度の豊島処分地維持管理等事業の概要

### 1. 概要

処分地全域における地下水の排水基準の到達及び達成の確認が行われ、事業に供した施設・設備等の撤去、遮水機能の解除工事、処分地の整地工事等が完了し、令和 4 年度末までに、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業が終了する。令和 5 年度からは、自然浄化により地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、豊島処分地の維持管理等を行う豊島処分地維持管理等事業を実施する。

### 2. 令和 5 年度の豊島処分地維持管理等事業の主な事項

令和 5 年度の主な事項に関する今後の進め方は次のとおりである。

#### 2. 1 第 2 次フォローアップ委員会での議事予定

第 2 次フォローアップ委員会では、豊島処分地維持管理等事業に関する事業計画の策定及びその進捗管理を行うとともに、事業の実施に関する指導・助言・評価等を継続する。具体的には、3. 令和 5 年度の第 2 次フォローアップ委員会工程案に示す以下の項目に対応する。

##### (1) 豊島処分地の地下水浄化対策（地下水モニタリングを含む。）の実施

「処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル」（R5. 3. 26 策定見込み）（以下、「環境基準到達・達成マニュアル」という。）に基づくモニタリングを継続する。なお、リバウンド現象が確認された場合は、リバウンド対策を実施する。

##### (2) 地下水の環境基準の到達及び達成の確認及び状況の評価

県は、環境基準到達・達成マニュアルに基づき、到達又は達成の確認の要件に適合すると判断した場合は、地下水モニタリングの結果を整理して申請し、第 2 次フォローアップ委員会は到達又は達成の確認について審議する。

##### (3) 地下水浄化の見通しと課題への対応

地下水モニタリングの結果等から豊島処分地の地下水浄化の見通し及び課題について審議する。

##### (4) 周辺環境モニタリングの実施

県は、周辺環境モニタリングの実施方針に従い周辺環境モニタリングを実施するとともに、その結果について第 2 次フォローアップ委員会に報告する。

##### (5) 豊島処分地の維持管理の実施

県は、「豊島処分地の維持管理マニュアル」（R5. 3. 26 策定見込み）に基づき、豊島処分地内の維持管理を行う。また、異常時・緊急時等はその状況等を第 2 次フォローアップ委員会

に報告するとともに、第2次フォローアップ委員会の指導・助言を受けて対応する

**(6) 遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査**

遮水機能解除後の北海岸前の海域での生態系（アマモ場及びガラモ場）調査結果を取りまとめ、報告書を作成する。併せて、遮水機能の解除前までに不定期に行ってきた調査の結果を含めた報告書の作成を進める。

**(7) 令和6年度の豊島処分地維持管理等事業の計画策定**

令和5年度の事業の実施状況を踏まえ、令和6年度に実施する豊島処分地維持管理等事業の計画を策定する。

**(8) その他**

各種ガイドライン及びマニュアル等の作成及び改訂等を実施する。また、これまでの委員会資料等の公開に関する進捗状況を報告する。

### 3. 令和5年度の第2次フォローアップ委員会工程案

—— 実施の工程 — — 検討中の工程

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第2フォローアップ委員会の開催						仮 ●						仮 ●
豊島処分地の地下水浄化対策（地下水モニタリングを含む。）の実施		地下水浄化対策の実施										
地下水の環境基準の到達及び達成の確認及び状況の評価		地下水浄化の進捗管理と環境基準の到達・達成状況の評価										
地下水浄化の見通しと課題への対応		地下水浄化対策の見通しと課題への対応										審議
周辺環境モニタリングの実施			実施			報告						
豊島処分地の維持管理の実施	豊島処分地の維持管理マニュアルに基づく維持管理					検討						
遮水壁の解除の影響に関する北海岸前の海域での生態系調査		報告書の作成				審議						
令和6年度の豊島処分地維持管理等事業の計画策定											検討	審議
その他	各種マニュアル等の作成・改訂		各種マニュアル等の作成・改訂									

## 令和5年度における各種調査の実施方針

### 1. 概要

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業における環境計測及び周辺環境モニタリングについては、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会や豊島処分地地下水・雨水等対策検討会における審議・了承を踏まえ、計測地点や項目、頻度等について見直しを行ってきた。

今回、令和5年度から豊島処分地維持管理等事業として事業内容等が大きく変わることを踏まえ、令和5年度におけるモニタリングの内容について以下のとおり見直し、別紙のとおり実施することとしたい。

### 2. 見直しの方針

別紙に示すモニタリングの見直しの方針は下記のとおりである。

なお、参考1の「令和5年度以降（産廃特措法の延長期限以降）における環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針」(第11回フォローアップ委員会資料11・Ⅱ／8)に基づき、環境計測は令和4年度をもって終了する。

- (1) 「1. 環境計測」については、計測を終了する。なお、B5については参考2の「A3、B5及びF1における浄化対応の方針」(第13回フォローアップ委員会資料13・Ⅱ／5)に基づき、排水基準値以下となるまでモニタリングを継続するが、周辺での積極的な浄化対策が終了していることから、地下水モニタリングとして実施する。
- (2) 「2. 地下水モニタリング」については、地下水計測点4地点における環境基準の到達及び達成に向けたモニタリングの内容を明確にするため、新たに規定する。また、(1)のとおり、環境計測として実施していたB5を加えるとともに、計測項目及び頻度を見直す。
- (3) 「3. 周辺環境モニタリング」の区分「水質」及び「底質」については、直近数年間検出されていない計測項目を見直す。
- (4) 「3. 周辺環境モニタリング」の区分「生態系」については、令和4年度に遮水機能の解除後のモニタリングを実施済みであるため、モニタリングを終了する。

令和5年度における各種調査の実施方針（案）

1. 環境計測

区分	計測地点	計測項目	計測頻度	変更理由
<del>水質 (放流水関連)</del>	<del>貯留トレンチ・ 新貯留トレンチ・ 浸透池</del>	<del>水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、<del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)、 溶解性鉄、溶解性マンガン、全窒素、全磷、クロロフェノール、トリクロロフェノール、1,2-ジクロロ フェノール、ベンゼン、1,4-ジクロロベンゼン</del></del>	<del>放流を実施する都 度<sup>※2</sup></del>	<del>環境計測を終了する。</del>
<del>水質 (地下水関連)</del>	<del>北海岸1地点 (F1西) 西海岸2地点 (A3、B5)</del>	<del>水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、<del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全磷、トリクロロフェノール及びその化合物、鉛 及びその化合物、砒素及びその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロフェノール、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリ クロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、砒素、1,4-ジ クロロベンゼン、塩化物イオン、電気伝導率、ニッケル、モリブデン</del></del>	<del>年2回(夏、冬)</del>	<del>環境計測を終了する。 B5については、周辺での積極 的な浄化対策が終了している ことから、地下水モニタリン グに移行する。</del>

※1 「豊島処分地の水管理マニュアル」(第13回フォローアップ委員会 R3.12.22 策定)に基づき、揚水等が化学処理の酸化剤の影響を受けている場合には、溶出のおそれのある金属類についても計測を実施する。

※2 放流水関連の環境計測は、「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」(第41回豊島廃棄物等管理委員会)に基づき、対象施設が撤去又は供用停止されるまで実施する。

2. 地下水モニタリング

区分	計測地点	計測項目	計測頻度	変更理由
<del>水質 (地下水関連)</del>	<del>地下水計測点 4地点</del>	<del>化学的酸素要求量(COD)、クロロフェノール、1,2-ジクロロフェノール、トリクロロフェノール、ベンゼン、 1,4-ジクロロベンゼン、塩化物イオン、電気伝導率</del>	<del>年4回(春夏秋冬) ※1</del>	<del>環境基準の到達・達成に向け たモニタリングを実施する。</del>
	<del>西海岸1地点 (B5)</del>	<del>水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量 (COD)、<del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)、全窒素、全磷、トリクロロフェノール及びその化合物、鉛 及びその化合物、砒素及びその化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロフェノール、 1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリ クロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、砒素、1,4-ジ クロロベンゼン、塩化物イオン、電気伝導率、ニッケル、モリブデン</del></del>	<del>年2回(夏、冬) 年1回(夏)※2</del>	<del>周辺での積極的な浄化対策が 終了していることから、環境 計測から移行する。 長期間検出されていない計測 項目等を終了する。</del>

※1 各地点における追加的浄化対策の停止から1年が経過するまでの間は、月1回実施する。

※2 「A3、B5及びF1における浄化対応の方針」(第13回フォローアップ委員会)に基づき、排水基準値以下となるまでモニタリングを継続する。



3. 周辺環境モニタリング

区分	計測地点	計測項目	計測頻度	変更理由
水質	周辺地先海域 3地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、溶存酸素量(DO)、 <del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)</del> 、大腸菌数 <sup>※1</sup> 、全窒素、全磷、トリクロロエチレン、 <del>テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン</del> 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジチオン、塩化物イオン、全亜鉛、モリブデン、 <del>フェニル</del> 、 <del>グ</del> イオキシソ類	年1回(夏)	長期間検出されていない計測項目を終了する。
	海岸感潮域 3地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、 <del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)</del> 、大腸菌群数、全窒素、全磷、 <del>鉛及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、PCB</del> 、トリクロロエチレン、 <del>テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン</del> 、 <del>セレン及びその化合物</del> 、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4-ジチオン、塩化物イオン、全亜鉛、モリブデン、 <del>フェニル</del> 、 <del>グ</del> イオキシソ類	<del>年2回(夏、冬)</del> 年1回(夏)	長期間検出されていない計測項目を終了する。 令和4年度に遮水機能の解除後のモニタリングを実施したため、計測頻度を年1回に戻す。
底質	周辺地先海域 2地点	水素イオン濃度(pH)、化学的酸素要求量(COD)、硫化物、強熱減量、 <del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)</del> 、総水銀、カドミウム、鉛、砒素、 <del>セレン</del> 、 <del>PCB</del> 、トリクロロエチレン、 <del>テトラクロロエチレン</del> 、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン、 <del>有機燐化合物</del> 、 <del>グ</del> イオキシソ類	年1回(夏)	長期間検出されていない計測項目を終了する。
	海岸感潮域 3地点	化学的酸素要求量(COD)、硫化物、強熱減量、 <del>n-ヘキサン抽出物質(油分等)</del> 、総水銀、 <del>カドミウム</del> 、鉛、砒素、 <del>セレン</del> 、 <del>PCB</del> 、トリクロロエチレン、 <del>テトラクロロエチレン</del> 、銅、亜鉛、ニッケル、総クロム、総鉄、総マンガン、 <del>有機燐化合物</del> 、 <del>グ</del> イオキシソ類	年1回(夏)	長期間検出されていない計測項目を終了する。
生態系	<del>アマモ場5地点 ガラモ場3地点</del>	<del>藻類の繁茂状況(生育密度、葉条長)、葉上付着動物、葉上付着珪藻、水温、塩分、透明度、栄養塩類、出現魚類(北海岸アマモ場)</del>	<del>アマモ場(夏)<sup>※</sup> ガラモ場(冬)</del>	令和4年度に遮水機能の解除後のモニタリングを実施したため、終了する。

※1 ~~生態系の周辺環境モニタリングは、「豊島廃棄物等処理事業の今後の主な調査等の概要」(第41回豊島廃棄物等管理委員会)に基づき、遮水機能の解除の前後に実施する予定であり、表に掲載したものは遮水機能の解除後の実施分である。~~

※1 令和4年度及び5年度は、これまでの測定結果と比較可能となるよう大腸菌群数も測定する。

令和5年度以降(産廃特措法の延長期限以降)における  
環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針(案)

## 1. 概要

豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会が作成し（H29.10.9）、第2回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（H29.11.26開催）で報告した「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）において、「豊島処分地の地下水の水質をできる限り速やかに環境基準に到達させ、環境基準達成の確認をすることを目標とするが、最低でも上記の産廃特措法の延長期限までに、処分地全域に渡って地下水の水質を排水基準に到達させ、排水基準達成の確認をし、高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を完了させるものとする。」とされている。

産廃特措法の延長期限である令和5年3月まで残り約2年となった。そこでその前後並びにそれ以降の環境計測及び周辺環境モニタリングの実施についての基本方針を定めることとする。

## 2. 環境計測の定義と令和5年度以降の対応

豊島廃棄物等処理事業並びに同処理施設等撤去事業(以下、本件事業という)において実施してきた「環境計測」は、次のように定義されよう。

環境計測とは、本件処分地内の施設・設備・装置等の稼働や同地内での作業あるいは同地内からの雨水・地下水の流出による周辺環境への影響の程度を調査するため、施設・設備・装置等の排気・排水の排出口等や敷地境界、さらには敷地境界に近い地点での地下等で行われる大気・水質・騒音・振動・臭気に関する定期的な計測をいう。

これまで環境計測については、本件事業の進行に合わせて、計測地点や計測項目、計測頻度等に関し数次の見直しを行ってきた。令和5年度以降には、さらに大きな変更が予定される。すなわち、令和5年度までに本件処分地全域において地下水の排水基準の達成が確認され、自然浄化に移行し、また遮水機能の解除工事やその後の処分地の整地工事も終了する予定となっている。したがって、それ以降には処分地内での施設・設備・装置等の稼働はなく、同地内での作業も行われない。残るのは雨水・地下水の流出による影響のみであり、これは地下水の浄化の調査として環境基準の到達、さらにはその達成に向けて計測が行われることになる。

したがって、令和5年度以降では環境計測を終了することとする。なお、本件処分地からの流出雨水については整地が清浄な土壌で行われることから汚染の問題はない。

## 3. 周辺環境モニタリングの定義と令和5年度以降の対応

一方、周辺環境モニタリングについては、次のように定義されよう。

周辺環境モニタリングとは、豊島廃棄物等処理事業並びに同処理施設撤去等事業に関し、それらの事業の開始前並びに実施期間中及び終了後に行われる計測であって、周辺地先海域や海岸感潮域の水質と底質の調査や大気汚染に関する最大着地点の濃度調査である。加えて、周辺地先海域の藻場や生物等に関する生態系の調査も実施する。両事業の実施の効果や実施に伴う影響を検討するために、原則として定期的に実施する。

上述したように、周辺環境モニタリングは本件事業の効果や影響を検討するために定点観測として行ってきた。したがって、**豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の終了後にも周辺環境モニタリングは実施する**（この文書では、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業は令和 4 年度で終了すると想定しており、その後も地下水の環境基準の達成まで何らかの事業が実施される）。特に遮水機能の解除の影響の把握は重要であり、同工事の前後で周辺地先海域での藻場及び生物に関する生態系の調査を実施する。

## A3、B5及びF1における浄化対応の方針（案）

環境計測地点A3、B5は岩盤のクラック部分の地下水汚染が原因と考えられること、F1については遮水壁の外側（海側）に位置していることなど、他の地下水汚染対策地点と異なることから、「処分地全域での地下水における排水基準の到達及び達成の確認マニュアル」において、A3、B5、F1地点については、排水基準の到達・達成の対象としないこととした。

これらの地点の今後の取扱いについて、第22回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会（以下、「地下水検討会」という。）（R3.10.28Web開催）において、別紙1のとおり、「A3、B5及びF1における浄化対応の方針(案)の策定」が審議・了承された。

そこで今回、フォローアップ委員会に表1に示す「A3、B5及びF1における浄化対応の方針(案)」を答申する。審議のうえ、決定いただきたい。

表1 A3、B5及びF1における浄化対応の方針（案）

A3	A3は、揚水浄化及び化学処理による浄化対策を行っていたが、令和2年2月の化学処理以降、浄化対策を実施しておらず、地下水の汚染物質の濃度は、環境基準値以下で推移し、今後も環境基準値以下で推移することが見込まれる。このため、令和4年度の環境計測の後、豊島関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等で井戸を撤去する。
B5	B5は、揚水浄化及び化学処理による浄化対策を行っており、高度排水処理施設が稼働中は、揚水浄化を継続して実施していた。また、地下水の汚染物質の濃度は、1,4-ジオキサンが排水基準を超過しているものの低下傾向にあることから、今後の自然浄化の状況を把握するため排水基準値以下となるまで1,4-ジオキサンのモニタリングを継続し、その後も原則、環境基準の達成までの間、井戸を存置する。
F1	F1は、現在も自然浄化により濃度の低下傾向が見られること、遮水壁の外側に位置し遮水機能の解除に伴い浄化の促進が見込まれること、直近（令和3年3月4日）データが排水基準に適合していることから、豊島関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等で井戸を撤去する。

## A 3、B 5 及び F 1 における浄化対応の方針（案）の策定

## 1. 概要

A 3、B 5 は岩盤のクラック部分の地下水汚染が原因と考えられること、F 1 については遮水壁の外側（海側）に位置していることなど、他の地下水汚染対策地点と汚染状況等が異なる。また、「処分地全域での地下水における排水基準の到達及び達成の確認マニュアル」により、A 3、B 5、F 1 地点については、排水基準の到達・達成の確認を行わないこととした。

これらの地点の今後の取扱いについて、第 16 回地下水検討会（R3. 2. 28web 開催）並びに第 21 回地下水検討会（R3. 9. 26web 開催）において審議され、今回、これらの地点における浄化対応の方針を策定した。

## 2. 第 21 回地下水検討会での審議の概要

A 3 及び F 1 の取扱いについては了承されたが、B 5 の井戸撤去については、水質の確認ができなくなるので存置するよう意見があった。

意見を踏まえ、B 5 については、井戸を存置することとする。

## 3. 浄化対応の方針（案）

岩盤のクラック部分に存在する汚染された地下水は量も少なく、その移動も遅いことから、本来は地下水浄化の対象とはしないこととなっている（第 19 回排水・地下水等対策検討会及び第 37 回管理委員会）。これまで A 3 及び B 5 の汚染された地下水は、特例的に揚水浄化等を実施していた。今回、地下水検討会の意見を踏まえ、表 1 のとおり、A 3、B 5 及び F 1 の浄化対応の方針（案）を策定し、令和 3 年 12 月に開催予定の豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会でこれらの地点における浄化対応の方針を決定する。

表 1 A 3、B 5 及び F 1 の浄化対応の方針（案）

A 3	A 3 は、揚水浄化及び化学処理による浄化対策を行っていたが、令和 2 年 2 月の化学処理以降、浄化対策を実施しておらず、地下水の汚染物質の濃度は、環境基準値以下で推移し、今後も環境基準値以下で推移することが見込まれる。このため、令和 4 年度の環境計測の後、豊島関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等で井戸を撤去する。
B 5	B 5 は、揚水浄化及び化学処理による浄化対策を行っており、高度排水処理施設が稼働中は、揚水浄化を継続して実施していた。また、地下水の汚染物質の濃度は、1,4-ジオキサンが排水基準を超過しているものの低下傾向にあることから、今後の自然浄化の状況を把握するため排水基準値以下となるまで 1,4-ジオキサンのモニタリングを継続する。 <del>し、その後、井戸を撤去する。</del>
F 1	F 1 は、現在も自然浄化により濃度の低下傾向が見られること、遮水壁の外側に位置し遮水機能の解除に伴い浄化の促進が見込まれること、直近（令和 3 年 3 月 4 日）データが排水基準に適合していることから、豊島関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等で井戸を撤去する。

## 豊島処分地維持管理等事業に関する各種マニュアル等の策定等

## 1. 概要

処分地の整地工事が完了し、令和5年度から第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「第2次フォローアップ委員会」という。）が設置され、豊島処分地維持管理等事業に移行するため、関係するマニュアル等を以下のとおり整理・策定するものである。

## 2. 新規策定するマニュアル等

資料番号	マニュアル名	対応する 現行マニュアル	現行マニュアルからの 主な変更点等
別添1	豊島処分地維持管理等事業 豊島処分地の維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島処分地の水管理マニュアル</li> <li>暫定的な環境保全措置の施設等に関する維持管理マニュアル</li> </ul>	整地工事完了後の処分地の維持管理方法の策定
別添2	豊島処分地維持管理等事業 異常時・緊急時対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>異常時・緊急時等対応マニュアル</li> <li>緊急時等の評価（分類）基準と関係者へのレベル表示</li> </ul>	想定される事態の変更
別添3	豊島処分地維持管理等事業 周辺環境モニタリングマニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島における環境計測及び周辺環境モニタリングマニュアル</li> </ul>	環境計測の終了に伴う変更
別添4	豊島処分地維持管理等事業 処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認マニュアル</li> </ul>	豊島処分地維持管理等事業への移行に伴う変更
別添5	第2次豊島廃棄物等処理事業 フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る持ち回り審議のガイドライン</li> </ul>	
別添6	第2次豊島廃棄物等処理事業 フォローアップ委員会に係るウェブ会議のガイドライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係るウェブ会議のガイドライン</li> </ul>	
別添7	豊島処分地維持管理等事業 豊島処分地における見学者への対応マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>豊島処分地における見学者への対応マニュアル</li> </ul>	整地工事の完了に伴う見学ルールの変更

### 3. 廃止するマニュアル

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業で策定したマニュアルのうち、豊島処分地維持管理等事業において同様のマニュアルを策定しないこととしたマニュアルは次のとおりである。

- ・作業環境管理マニュアル
- ・健康管理マニュアル
- ・地下水汚染（つぼ掘り拡張区画）の掘削・運搬等マニュアル
- ・廃棄物の搬出完了後に豊島処分地において新たに廃棄物が見つかった場合の対応マニュアル
- ・豊島専用栈橋の撤去工事の開始後における豊島の島内道路を活用した廃棄物等の輸送・運搬に関するマニュアル

### 4. 報告するマニュアル

次のマニュアルについては、改定案が第40回豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会（R5.2.7開催）において審議・了承されたため、ここで報告する。

資料番号	マニュアル名	主な変更点
別添8	豊島処分地維持管理等事業における新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応	委託業務の作業員を対象とした内容の削除等

**豊島処分地維持管理等事業  
豊島処分地の維持管理マニュアル**



<目次>

I	主旨 .....	1
II	基本的な考え方 .....	1
III	維持管理 .....	2

【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5. 3. 26	第 18 回フォローアップ委員会	新規策定 (R5. 4. 1 施行)

## I 主旨

本マニュアルは、整地工事の完了後の豊島処分地における施設管理や水管理等、豊島処分地維持管理等事業における豊島処分地の維持管理について取りまとめたものである。

## II 基本的な考え方

通常時は、処分地内の施設に破損がないかを確認し、破損があり、維持管理等に支障がある場合は適宜修繕等を行う。

また、処分地内に降った雨水ができるだけ地下浸透するよう水位等を管理することを原則とするが、処分地内の水を場外に放流する場合は、水質を確認するなど周辺環境に影響を及ぼさないよう実施する。(図1)

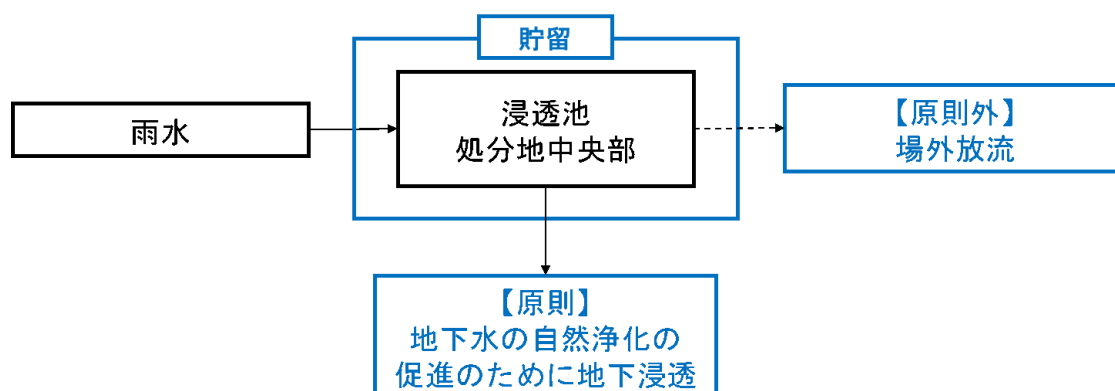


図1 雨水の管理のイメージ

## III 維持管理

### (1) 通常時の維持管理

#### ・処分地の巡視

県職員又は処分地の維持管理業務の受注者（以下、「受注者」という。）は、3ヶ月に1回場内を巡回し、別紙「処分地チェック表」を用いて浸透池の水位の監視及び施設の点検等を行う。なお、施設に破損があり、維持管理等に支障がある場合には、施設の修繕等を行う。

#### ・処分地内水位の管理

差し板により導水管呑口部の高さ T.P. +3.3mとなるまでは、処分地内に降った雨水をできるだけ貯留し、地下浸透を図る。

また、浸透池の貯留水が越流するなど浸透池からの雨水浸透量が低下している場合は、浸透速度を確認するとともに、バックホウ等で浸透池の底泥を除去するなど、必要な対策を検討する。

### (2) 降雨時の維持管理

概ね 100 mm/日以上又は概ね 30mm/時間以上の降雨があった場合は、以下のとおり臨時的対応を行う。

#### ・処分地の巡視

県職員又は受注者は、臨時に(1)に定める処分地内の巡視を行う。

## ・水位管理

県職員又は受注者は、導水管呑口部における水位等から処分地内の冠水状況を確認するとともに、必要に応じて導水管呑口部の高さを差し板により調整する。

また、降雨後は導水管呑口部における水位等を確認し、処分地内の地下浸透等による減水状況を確認する。

### (3) 場外への放流

リバウンドの発生等により、揚水された地下水が浸透池に貯留されている場合は、地下水又は地下水が混入した水（以下、「地下水等」という。）の管理が必要となる。

地下水は、原則地下浸透させることとなるが、放流を行う場合は、排水ポンプ、送水管等を用い、場外（西海岸又は北海岸）へ放流する。

また、地下水等の放流を実施する場合は、地下水等の水質が、表1に示す豊島処分地の水管理における放流時の管理基準（以下、「管理基準」という。）に適合していることを確認<sup>1</sup>した上で放流する。なお、大雨等により、万が一、地下水等が浸透池から流出した場合には、残存する地下水等を採水して分析結果を後日報告する。

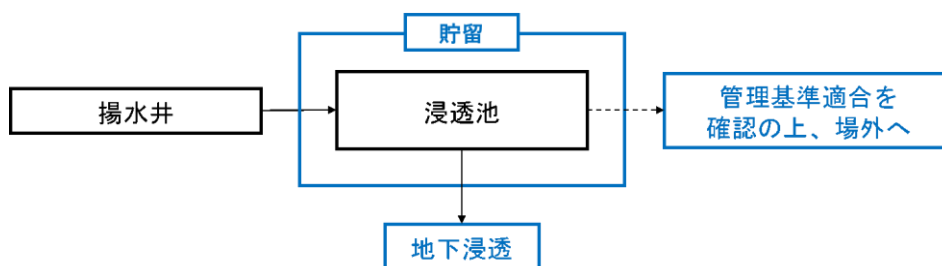


図2 地下水が浸透池に貯留される場合の管理のイメージ

<sup>1</sup> 管理基準に定める項目のうち、ベンゼン、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンについては必ず測定し、その他発生活態や放流量から周辺環境に影響を及ぼさない項目については検査を省略することができるものとする。

表 1 豊島処分地の水管理における放流時の管理基準

	項目	単位	基準値
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機リン化合物 (パラチオン、メパチオン、メルジメトニ及びEPNに限る。)	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	5.0~9.0
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	30
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	30
	浮遊物質 (SS)	mg/L	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
	銅含有量	mg/L	3
	亜鉛含有量	mg/L	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
その他	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000
	窒素含有量	mg/L	120
その他	リン含有量	mg/L	16
	ニッケル	mg/L	0.1
その他	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10

注) 基準値等については、関係法令の改正等に合わせ、必要に応じて見直すものとする。



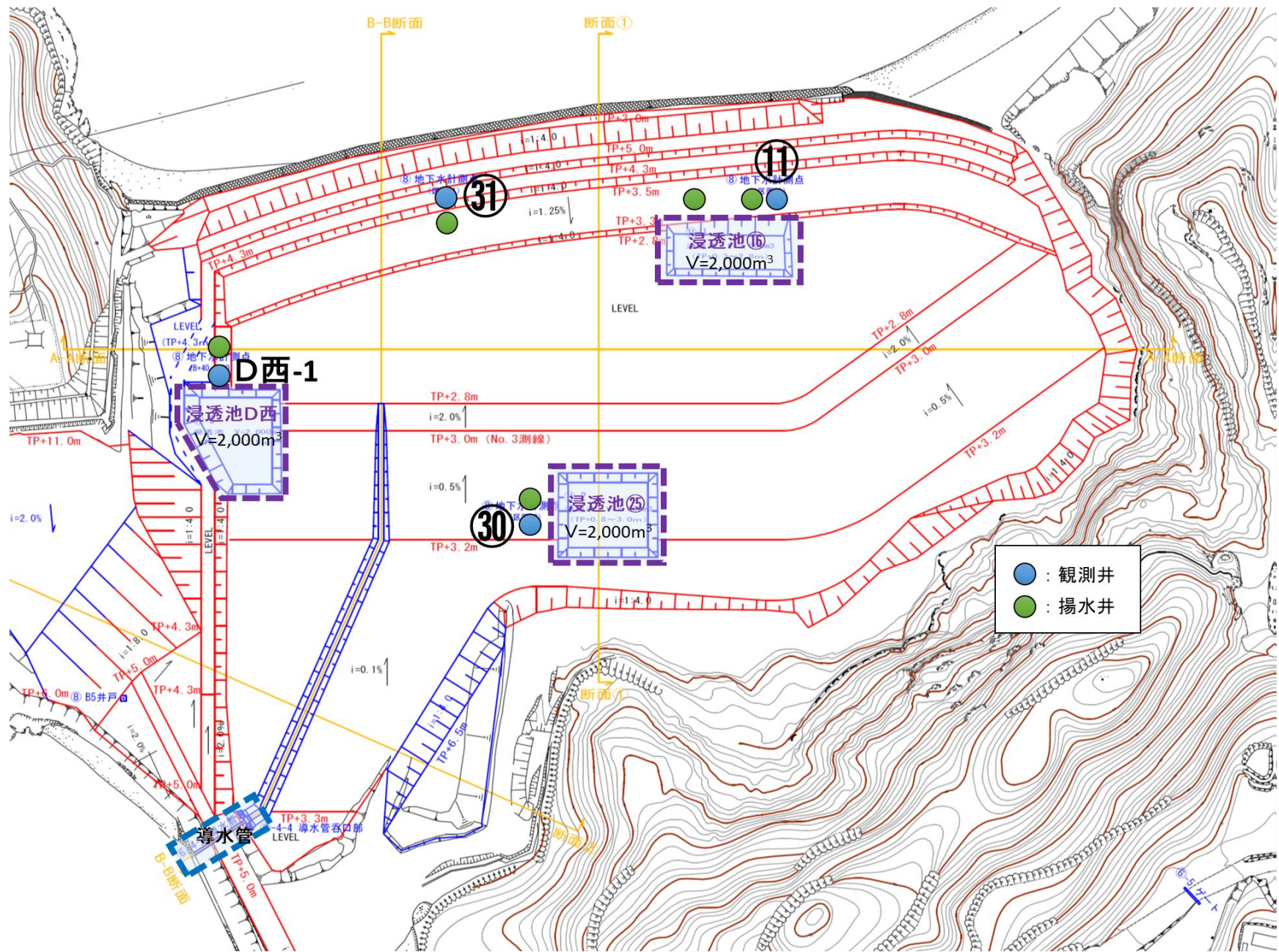


図3 浸透池等の配置図

## 処分地施設チェック表

区分	チェック項目
浸透池	<ul style="list-style-type: none"><li>・貯留水の流出がないか。</li><li>・崩れているところ又はそのおそれがあるところはないか。</li></ul>
土堰堤 導水管 管理道 電線 その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・崩れているところ又は破損しているところ、そのおそれがあるところはないか。</li><li>・処分地中央及び導水管呑口部の溜まり水の状況</li></ul>
揚水井 排水ポンプ 送水管	<p>【稼働している場合】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ポンプが稼働しているか。(動作音があるか)</li><li>・送水管から水が漏れていないか。</li><li>・決められた場所に送水されているか。</li></ul>

(連絡先)

(昼間) 循環型社会推進課 : TEL 087-0000-0000

(夜間・休日) 循環型社会推進課長又は課長が指定する職員

TEL 000-0000-0000

**豊島処分地維持管理等事業  
異常時・緊急時対応マニュアル**

## <目次>

第1	マニュアルの主旨	1
第2	マニュアルの概要	1
第3	「異常時」の対応について	2
第4	「緊急時」の対応について	2
第5	夜間・休日の対応について	2
第6	住民会議の協力について	2
第7	評価（分類）基準と関係者へのレベル表示について	3

- 添付-1 異常時の想定
- 添付-2 緊急時の想定
- 添付-3 豊島における緊急時等の連絡体制
- 添付-4 異常時の対応
- 添付-5 緊急時の対応

### 【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5. 3. 26	第18回フォローアップ委員会	新規策定 (R5. 4. 1 施行)



## 第1 マニュアルの主旨

1. 本マニュアルは、豊島処分地維持管理等事業における異常時・緊急時における事業者、県、地域住民などの役割や関係者間の連絡体制などについてまとめたものである。
2. 本マニュアルは、必要に応じて適宜、見直すものとする。

### 【解説】

豊島処分地維持管理等事業における、異常時、緊急時における関係機関、地域住民等との協力体制について以下のとおり規定する。

なお、本マニュアルは、各個別のマニュアルで想定している異常時・緊急時の対応を抜粋し、更に循環型社会推進課、事業者、地域住民及び関係行政機関の間の連絡体制、協力体制などを規定し、異常時・緊急時には、効率的で迅速な対応が行えるよう策定するものである。

また、異常時、緊急時の態様は複雑であり、その対応方法も様々であることから、有事に際しては、

- ① 人命の尊重
- ② 被害拡大の防止（2次被害の防止）

を原則として臨機応変に対応することが肝要であり、原因の究明を行い、再発防止に努めることも重要である。

## 第2 マニュアルの概要

1. 本マニュアルにおいて、想定している事態は、基準の逸脱により周辺環境に影響を与える可能性のある「異常時」、地震・風水害などの「緊急時」である。それぞれの事態に分類し、対応を整理している。
2. 「異常時」、「緊急時」情報は、「循環型社会推進課」において一元管理され、情報発信、対応策協議を行うこととする。

### 【解説】

「異常時」とは、豊島処分地の維持管理マニュアルに規定する豊島処分地の水管理における放流時の管理基準（以下、「管理基準」という。）の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した場合を指し、添付-1に示すような事態および具体例を指す。

「緊急時」とは、地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、火災、人身事故等の発生した場合を指し、添付-2に示すような事態および具体例を指す。

情報は、「循環型社会推進課」に一元管理され、情報発信、対応策協議などを行うものとする。なお、各情報のやり取りについては、添付-3に従って行うこととする。

なお、添付-4以降において電話による連絡が定められている場合、必要に応じてeメール又はFAXにて行うことができるものとする。

### 第3 「異常時」の対応について

1. 「異常時」における想定事態毎に各関係者の対応を添付-5にまとめた。

#### 【解説】

「異常時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-5にまとめた。  
ただし、異常時のレベルにより、適切な対応を適宜行うこと。

### 第4 「緊急時」の対応について

1. 「緊急時」における想定事態毎に、各関係者の対応を添付-6にまとめた。

#### 【解説】

「緊急時」の場合に、各関係者がどのような対応を行うかについて、添付-6にまとめた。  
ただし、事態の程度に応じ、適切な対応を臨機に行う必要がある。

### 第5 夜間・休日の対応について

1. 夜間（夕方 17：15－翌朝 8：30）及び休日には、「循環型社会推進課」に県の職員が不在となる。この時には、「循環型社会推進課」でなく循環型社会推進課長又は課長が指定する職員に連絡し、情報の一元化を行う。
2. 循環型社会推進課長は、即時の対応を行うことを原則とするが、課長の判断で、翌日以降の対応を行い、夜間の対応を行わないこともできる。

#### 【解説】

夜間、休日には、「循環型社会推進課」に県の職員が不在となるため、「異常時」、「緊急時」情報の第一報は循環型社会推進課長又は課長が指定する職員に入る体制を整備する。循環型社会推進課長は、軽微な破損等で特に影響がないと判断される場合などには、翌日以降に対応を行うこととし、夜間の対応は行わないことができるものとする。

### 第6 住民会議の協力について

1. 豊島住民は、見学者引率時などにおいて各施設の異常を発見した場合には、速やかに循環型社会推進課に連絡するものとする。

## 第7 評価（分類）基準と関係者へのレベル表示について

1. 異常時・緊急時には、発生した事故・トラブルの評価並びに関係者へのレベル表示を以下のとおり実施するものとする。

- ① 事故又はトラブルの発生
- ② 事故・トラブルを発見した委託業者等は、循環型社会推進課へ報告する。
- ③ 循環型社会推進課は、表1により速やかに暫定評価（分類）を行い、その結果を付して関係者に連絡する。また、委員及び技術アドバイザーに状況を報告し、指導・助言を得る。
- ④ 循環型社会推進課は、事故・トラブルへの対応が終了した時点で正式評価（分類）を行い、第2次フォローアップ委員会に報告する。

表1 豊島処分地維持管理等事業における評価（分類）基準表

評価 レベル	人身への影響		基準の逸脱等
	暫定評価	正式評価	
3	緊急搬送したもの	入院加療を要した もの以上	管理基準を超過した水が豊島処分地外へ 流出
2	緊急搬送等の対応 を要しないもの	通院加療等を要し たもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 設備の破損等</li> <li>• 海域への施設の破片等の飛散・流出</li> </ul>
1	影響がないもの	影響がなかったも の	基準を満足

### 添付-1：異常時の想定

管理基準の逸脱などの周辺環境に影響を与える可能性のある事態が発生した時

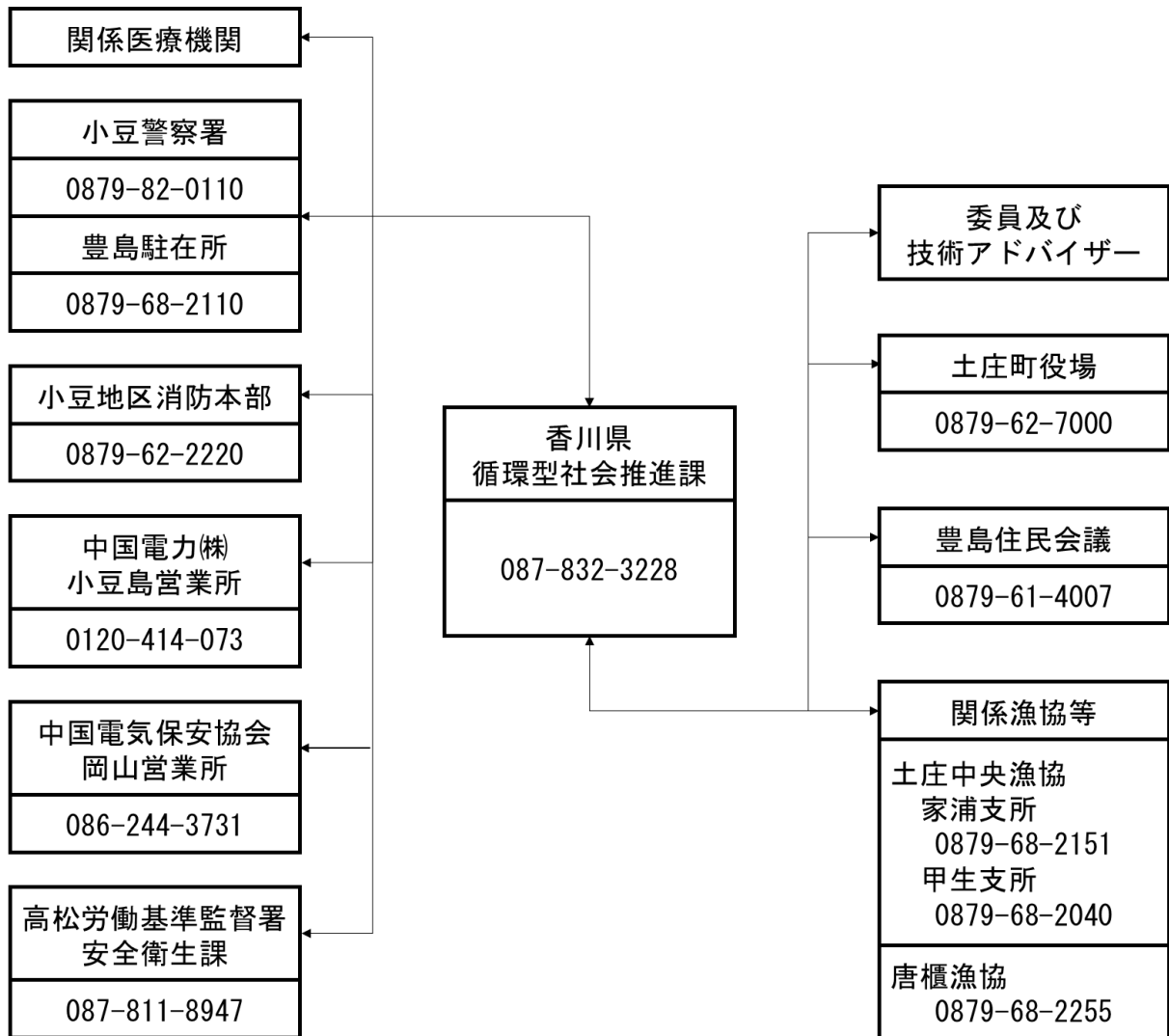
施設	想定される異常事態	具体例
浸透池	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理基準を超過するお それのある地下水等 の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 浸透池の水位上昇により地下水 等が場外へ流出</li> </ul>

### 添付-2：緊急時の想定

地震、風水害などの不可抗力による施設の破損、地震・火災、人身事故等の発生時

施設	想定される緊急事態	具体例
処分地内の各施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の破損</li> <li>• 地震・火災発生時</li> <li>• 人身事故発生時</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法面の土砂崩落</li> <li>• 地震による損壊</li> <li>• 火災による損壊</li> <li>• 重機の転倒又は接触による事故</li> <li>• 転落、転倒事故</li> <li>• 交通事故</li> <li>• 火傷</li> </ul>

添付 - 3 豊島における緊急時等の連絡体制



添付—4 異常時の対応

施設区分	マニュアル	想定異常時	事業者の対応	循環型社会推進課の対応	地域住民などの対応
浸透池	豊島処分地の維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理基準を超過するおそれのある地下水等の流出</li> </ul>	<p>①異常な状況を見つけた場合は、直ちに循環型社会推進課への連絡を行う。          連絡内容：異常等発見日時          異常箇所          異常状況          想定される影響など          連絡方法：電話など</p> <p>③「豊島処分地の維持管理マニュアル」に沿って、点検、監視強化、応急措置等を行い、その状況を随時循環型社会推進課に報告する。</p> <p>⑤循環型社会推進課職員、専門業者等と協力し、循環型社会推進課から指示された対応策を実施して、適宜、状況を報告する。</p> <p>⑥対策を完了した時点で、直ちに循環型社会推進課へ報告する。          報告内容：対応終了日時          原因          今後の対策など          報告方法：電話など</p>	<p>②住民、事業者からの報告を受け、必要に応じて職員を現場に派遣する。          連絡先：豊島住民、土庄町役場、          連絡内容：異常等発見日時、          異常箇所          異常状況          立ち入りの可否          想定される影響など          連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示など</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に連絡          連絡先：豊島住民、土庄町役場、          連絡内容：対応終了日時          立入り可能          報告方法：豊島問題ページでの表示など</p>	<p>①循環型社会推進課への連絡          見学者引率時等に施設の異常を見つけた場合には、循環型社会推進課職員又は事業者に報告する。</p>

添付—5 緊急時の対応

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	循環型社会推進課の対応	地域住民などの対応
各施設共通		人身事故等の発生時	<p>①負傷者、病人の状態を把握する。</p> <p>負傷の程度、負傷者の年齢、負傷した状況などの把握は、消防、医療機関への連絡においては、特に重要である。負傷、病気の軽重などにより対応に差があることから、マニュアルの規定のみにとられることなく、事業者の臨機の対応が必要である。</p> <p>②消防等関係機関及び循環型社会推進課への連絡 連絡先及び連絡順序： 1、消防、2、医療機関、3、警察、4、循環型社会推進課 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 負傷者等の状況 連絡方法：電話など</p> <p>⑤循環型社会推進課に文書で顛末報告</p>	<p>③事業者からの要請があれば、海上タクシー、救助ヘリの手配などの支援活動を行う。</p> <p>④関係者への連絡 連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：人身事故等発生日時 人身事故等発生場所 施設等への立入りの可否 連絡方法：電話など</p>	<p>循環型社会推進課等への連絡（適宜） 見学引率時に人身事故、病人が発生した場合には、現場にいる循環型社会推進課職員、事業者に支援を求め、人命救助活動を行う。</p>

添付—5 緊急時の対応

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	循環型社会推進課の対応	地域住民などの対応
処分地内の各施設	豊島処分地の維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の破損</li> </ul>	<p>①施設の破損を発見した場合、住民から連絡があった場合には循環型社会推進課への報告を行う。</p> <p>連絡内容：破損発見日時 破損個所 破損状況 想定される影響など</p> <p>連絡方法：電話など</p> <p>③「豊島処分地の維持管理マニュアル」に沿って、応急的な修繕、機器の交換、点検、監視強化などを行い、状況を循環型社会推進課に報告する。</p> <p>⑤循環型社会推進課職員、専門業者と協力し、指示された対応策を実施。あわせて、経過を循環型社会推進課に報告</p> <p>⑥対応策実施後に、循環型社会推進課への報告を行う。</p> <p>報告内容：対応終了日時など 報告方法：電話など</p>	<p>②異常発見の連絡があった場合は、関係者に連絡。必要に応じて職員を現場に派遣。</p> <p>連絡先：豊島住民、土庄町役場 連絡内容：破損個所 破損状況 現場への立入りの可否など</p> <p>連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示など</p> <p>④事業者からの報告を受け、対応策を指示する。また、必要に応じて専門業者を手配し、現場に派遣する。</p> <p>⑦関係者に報告</p> <p>報告先：豊島住民、土庄町役場 報告内容：対応終了日時 立ち入り禁止解除など 報告方法：豊島問題ページでの表示など</p>	<p>循環型社会推進課への報告（適宜）</p> <p>見学引率時に施設の破損などを発見した場合には、循環型社会推進課もしくは事業者へ連絡する。また、破損箇所などに見学者が近づかないよう指導する。</p>

添付一5 緊急時の対応

施設区分	マニュアル	想定緊急時	事業者の対応	循環型社会推進課の対応	地域住民などの対応
処分地内の各施設	豊島処分地の維持管理マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生時</li> <li>・ 火災発生時</li> </ul>	<p>①循環型社会推進課へ連絡する。                      (人身事故を含む場合は、「人身事故発生時」の項を参照)                      連絡内容：人員の把握と負傷者の状況                      施設の破損、故障状況                      2次災害の有無                      想定される影響など                      連絡方法：電話など</p> <p>③施設の点検を実施する。</p> <p>④点検結果を循環型社会推進課へ報告する。                      報告内容：点検結果など                      報告方法：電話など</p> <p>(施設の破損などが発見された場合には、各想定事項の対策に従う。)</p>	<p>②関係者に連絡。                      連絡先：豊島住民、土庄町役場                      (必要に応じて) 中国電力、警察、消防                      連絡内容：人員の把握と負傷者の状況                      施設の破損、故障状況                      2次災害の有無                      想定される影響など                      連絡方法：電話、豊島問題ページでの表示など</p> <p>⑤関係者に報告する。                      連絡先：豊島住民、土庄町役場                      連絡内容：点検結果など                      連絡方法：豊島問題ページでの表示など</p>	<p>引率時に地震を感じた時又は火災を発見した時は、循環型社会推進課職員又は事業者の指示に従って、見学者を安全な場所に避難させる。</p>



**豊島処分地維持管理等事業  
周辺環境モニタリングマニュアル**



## 1. 主旨

本マニュアルは、豊島処分地維持管理等事業の期間中に実施するモニタリングについて、その項目、頻度等を定めたものである。

### (1) 概要

- ・周辺環境モニタリングの調査機関は表1-1、調査地点は図1-1に示すとおりとする。なお、具体的な計測項目、頻度については年度ごとに第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で決定する。
- ・調査としては、県環境保健研究センター等において分析を実施するものとする。
- ・調査方法は表2-1～表2-2に示すとおりとする。
- ・本マニュアルに定めるモニタリング項目等は、関係法令の改正等にあわせ、必要に応じて適宜見直すものとする。

### (2) 評価方法

- ・結果については、これまでに実施した周辺環境モニタリング結果等と比較するとともに、管理基準及び関係環境法令等の基準（表3-1及び表3-2）を満たしているかどうか確認する。

表1-1 周辺環境モニタリング地点等

区分	計測地点		調査機関		
	対象地点	地点数	採取	分析	
水質 汚濁	海域／ 水質	周辺地先海域 ・北海岸（S t - 4、S t - 8） ・西海岸（S t - 3）	3 地点	循環型社会推 進課、県環境 保健研究セン ター	県環境保健研 究センター
		海岸感潮域 ・北海岸（S t - B、S t - E） ・西海岸（S t - A）	3 地点		
	海域／ 底質	周辺地先海域 ・北海岸（S t - 4） ・西海岸（S t - 3）	2 地点		
		海岸感潮域 ・北海岸（S t - B、S t - E） ・西海岸（S t - A）	3 地点		

## 2. 調査方法について

水質、底質、生態系の調査方法は表 2-1 及び表 2-2 に示すとおりとする。

表 2-1 水質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法		
(一般項目)		(検体採取方法) 環境庁「水質調査方法」に定める方法。	25	1, 1, 1-トリクロロエタン	(分析方法) 原則として、環境庁告示第 59 号 (昭和 46 年) の別表 1 及び 2 に定める方法		
1	pH		26	1, 1, 2-トリクロロエタン			
2	COD		27	1, 3-ジクロロプロペン			
3	DO		28	ベンゼン			
4	油分		29	チウラム			
5	大腸菌数		30	シマジン			
6	全窒素		31	チオベンカルブ			
7	全リン		32	セレン			
8	亜鉛		33	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素			
(健康項目)			(分析方法) 原則として、環境庁告示第 59 号 (昭和 46 年) の別表 1 及び 2 に定める方法	34		フッ素	
9	アルキル水銀			35		ホウ素	
10	総水銀			36		有機リン	
11	カドミウム			37		1, 4-ジオキサン	
12	鉛			(その他項目)			
13	六価クロム			38		銅	
14	ひ素			39		ニッケル	
15	全シアン			40		総マンガン	
16	PCB			41		総クロム	
17	トリクロロエチレン			42		総鉄	
18	テトラクロロエチレン			43		塩素イオン	
19	ジクロロメタン			44		モリブデン	原則として、環境庁課長通達 (平成 5 年環水規第 121 号) の別表に定める方法
20	四塩化炭素			45		アンチモン	
21	1, 2-ジクロロエタン			46		ダイオキシン類	JIS K0312「工業用水、工場排水のダイオキシン類の測定方法」
22	クロロエチレン						
23	1, 1-ジクロロエチレン						
24	1, 2-ジクロロエチレン						

表 2-2 底質調査方法

No	調査項目	調査方法	No	調査項目	調査方法
	(一般項目)	(検体採取方法) 環境庁「底質調査方法」(昭和 50 年 10 月 20 日環境庁水質保全局局長通知)に定める方法。	13	テトラクロエチレン	(分析方法) 原則として、底質調査方法に定める方法
1	pH		14	有機リン	
2	C O D		(その他項目)		
3	硫化物		15	銅	
4	強熱減量		16	亜鉛	
5	油分		17	ニッケル	
(健康項目)			18	総クロム	
6	総水銀		19	総鉄	
7	カドミウム		20	総マンガン	
8	鉛				
9	ひ素		21	ダイオキシン類	
10	全シアン				
11	P C B				
12	トリクロエチレン				

### 3. 管理基準及び関係環境法令等の基準

表3-1 豊島処分地の水管理における放流時の管理基準

	項目	単位	基準値
健康項目	カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03
	シアン化合物	mg/L	1
	有機リン化合物 (パラチオン、メパチオン、メルピトシ及びEPNに限る。)	mg/L	1
	鉛及びその化合物	mg/L	0.1
	六価クロム化合物	mg/L	0.5
	砒素及びその化合物	mg/L	0.1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005
	アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
	ポリ塩化ビフェニル	mg/L	0.003
	トリクロロエチレン	mg/L	0.1
	テトラクロロエチレン	mg/L	0.1
	ジクロロメタン	mg/L	0.2
	四塩化炭素	mg/L	0.02
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02
	チウラム	mg/L	0.06
	シマジン	mg/L	0.03
	チオベンカルブ	mg/L	0.2
	ベンゼン	mg/L	0.1
	セレン及びその化合物	mg/L	0.1
	ほう素及びその化合物	mg/L	230
	ふっ素及びその化合物	mg/L	15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/L	100
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	—	5.0~9.0
	生物学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	30
	化学的酸素要求量 (COD)	mg/L	30
	浮遊物質量 (SS)	mg/L	50
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	30
	フェノール類含有量	mg/L	5
	銅含有量	mg/L	3
	亜鉛含有量	mg/L	2
	溶解性鉄含有量	mg/L	10
	溶解性マンガン含有量	mg/L	10
	クロム含有量	mg/L	2
	大腸菌群数	個/cm <sup>3</sup>	3000
	窒素含有量	mg/L	120
リン含有量	mg/L	16	
その他	ニッケル	mg/L	0.1
	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10

注) 基準値等については、関係法令の改正等に合わせ、必要に応じて見直すものとする。

表 3-2 水質汚濁に係る環境基準（海域 A・II 類型）

項 目	基 準 値
水素イオン濃度 (pH)	7.8 以上 8.3 以下
化学的酸素要求量 (COD)	2mg/ℓ以下
溶存酸素量 (DO)	7.5mg/ℓ以上
大腸菌数	300CFU/100ml以下
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	検出されないこと
全窒素	0.3mg/ℓ以下
全磷	0.03mg/ℓ以下

区分	項 目	環 境 基 準
健 康 項 目	カドミウム	0.003mg/ℓ以下
	全シアン	検出されないこと
	鉛	0.01mg/ℓ以下
	六価クロム	0.02mg/ℓ以下
	砒素	0.01mg/ℓ以下
	総水銀	0.0005mg/ℓ以下
	アルキル水銀	検出されないこと
	PCB	検出されないこと
	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下
	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下
	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下
	チウラム	0.006mg/ℓ以下
	シマジン	0.003mg/ℓ以下
	チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下
	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下
	セレン	0.01mg/ℓ以下
	ホウ素	1mg/ℓ以下
	フッ素	0.8mg/ℓ以下
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下
	1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下

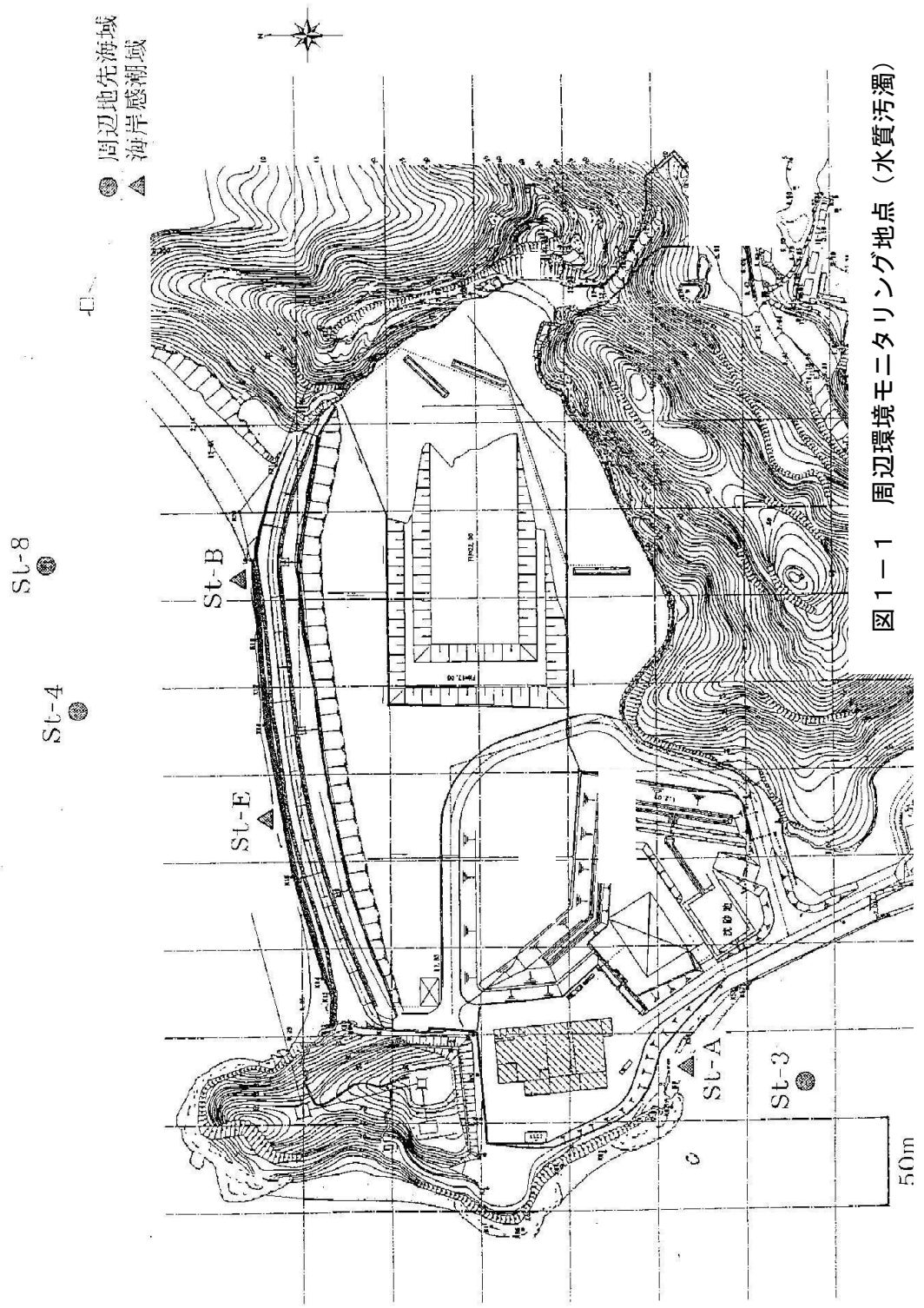


図1-1 周辺環境モニタリング地点（水質汚濁）



豊島処分地維持管理等事業

処分地全域での地下水における  
環境基準の到達及び達成の確認マニュアル

## <目次>

1. マニュアルの主旨 .....	1
2. 環境基準の到達の承認に関する事項 .....	1
2. 1 基本的事項における定義 .....	1
2. 2 環境基準の到達の承認とその手続き .....	1
2. 3 地下水汚染地点 .....	1
2. 4 地下水計測点等 .....	2
2. 5 環境基準の到達の承認申請の内容 .....	3
3. 環境基準の達成の確認に関する事項 .....	4
3. 1 基本的事項における定義 .....	4
3. 2 環境基準の達成の確認とその手続き .....	4
3. 3 地下水汚染地点 .....	4
3. 4 地下水計測点等 .....	4
3. 5 直近の計測日まで環境基準を満たしたことを証する条件 .....	5
3. 6 環境基準の達成の確認の承認申請の内容 .....	5

### 【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5.3.26	第 18 回フォローアップ委員会	新規策定 (R5.4.1 施行)

## 1. マニュアルの主旨

本マニュアルは、「豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項」(H29.10.9 第2回フォローアップ委員会<sup>1</sup>) (以下、「基本的事項」という。)に基づき、処分地の地下水の環境基準の到達及び達成の確認手法について規定するものである。

## 2. 環境基準の到達の承認に関する事項

### 2.1 基本的事項における定義

環境基準の到達に関しては、基本的事項において、次のとおり定義されている。

「環境基準に到達：排水基準達成の確認後、地下水検討会<sup>2</sup>が、別に定める規定に従って、自然浄化により汚染物質の濃度が環境基準値を満たすと認めた場合をいう。その根拠となった計測結果や計測日等を指すこともある。」

### 2.2 環境基準の到達の承認とその手続き

県は、2.3に示す地下水汚染地点において地下水の排水基準の到達を申請し、その後、地下水検討会においてこれらの地下水汚染地点での排水基準の達成が承認された。

環境基準の到達とは、上記の地下水汚染地点に関し、2.4に掲げる地下水計測点並びに計測項目、計測期間によって得られた計測値等を用い、県が、当該地下水計測点の地下水の汚染物質の濃度が環境基準を今後安定的に満たすと推定されるに足る2.5に示す資料を付して、地下水検討会の所掌事務を引き継いだ第2次フォローアップ委員会<sup>3</sup>に申請し、同委員会がこれを認めた場合とする。また、到達の時点は、これを認めた直近の計測日とする。

### 2.3 地下水汚染地点

地下水汚染地点の位置を図1に示す。地下水汚染地点は令和元年8月3日(第8回地下水検討会)に報告された平成30年1月から令和元年6月に掛けて実施した地下水汚染領域の把握のための調査の結果において、排水基準値を超過していた31区画(区画②⑥⑨⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺、D測線西側)である。各区画は30mメッシュの範囲であり、D測線西側は2測線以南60m・C+30以西50mの範囲である。その後、地下水の浄化対策を進め、いずれの地点でも上述したように排水基準の達成が実現している。

したがって、処分地内の汚染物質濃度は低減し、均質化の方向に進んでいる。

<sup>1</sup> 豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会

<sup>2</sup> 豊島処分地地下水・雨水等対策検討会

<sup>3</sup> 第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会



図1 地下水汚染地点の位置

## 2.4 地下水計測点等

### (1) 地下水計測点

環境基準の到達においては、処分地全体に平面的に分散して地下水計測点を配置する。具体的には、各区画を基本として、できる限り重複しないように90m四方のエリアを設定し、各エリア内において以下のとおり地下水計測点を1地点選定する。また、地下水計測点の位置を図2に示す。

区画⑪：HS-⑩によるベンゼン等の汚染区画の代表地点かつ地下水の流れの下流側の地点

区画⑳：HS-⑳による1,4-ジオキサン等の汚染区画の上流側の代表地点

区画㉑：HS-⑳による1,4-ジオキサン等の汚染範囲の下流側の代表地点かつ地下水の流れの下流側の地点

D測線西側 (B+40, 2+30)：HS-D西によるトリクロロエチレン等の汚染区画の代表地点

採水深度は、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第3版H31/3）の規定を準用し、観測井設置時の地下水表面から岩着あるいは地下水汚染領域の把握のための調査で確認した汚染領域の下端までに設けたスクリーン区間の中間深度とする。



図2 地下水計測点の位置

## (2) 計測項目

計測項目については、排水基準の到達・達成に引き続き、ベンゼン、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレン(以下、「5物質」という。)を対象とする。また、海水の影響を把握するため、参考として塩化物イオン濃度を測定する。

## (3) 計測期間

排水基準の達成の確認後から直近の計測までのすべての時点のデータとともに、それ以前のデータを活用する。

## 2.5 環境基準の到達の承認申請の内容

今後安定的に環境基準を満たすと認める以下の根拠及び汚染物質濃度の見通しを整理し、様式1にて県が第2次フォローアップ委員会へ環境基準の到達の承認を申請するものとする。

### ○地下水の5物質の濃度の推移の整理と分析・予測

地下水の5物質の直近1回の計測値が環境基準を満たしていることを示すとともに、5物質の濃度推移を整理・分析する。これを基に今後の汚染物質の濃度を予測し、それが安定的に環境基準を満たすことを示す。

- ・例えば、「直近の計測値が環境基準を満たしており、濃度推移が低下傾向であり、今後この状況が安定的に維持される見通しである」等を示す。

### ○本件処分地内における自然浄化対策等の実施の経緯・経過

本件処分地内で排水基準の達成以降に行ってきた自然浄化の促進策等の実施状況を示す。



### 3. 環境基準の達成の確認に関する事項

#### 3.1 基本的事項における定義

環境基準の達成の確認については、基本的事項において、次のとおり定義されている。  
「環境基準達成の確認：環境基準に到達後、地下水検討会が、別に定める規定に従って、汚染物質の濃度が環境基準値を満たしていると確認した場合をいう。その根拠となった最終の計測日等を指すこともある。また、この達成の確認を「地下水浄化の達成あるいは完了」と表現することもある。」

#### 3.2 環境基準の達成の確認とその手続き

環境基準の達成の確認とは、3.3に示す地下水汚染地点に関し、3.4に掲げる地下水計測点並びに計測項目、計測期間によって得られた計測値等を用い、県が、当該地下水計測点の地下水の汚染物質の濃度が3.5のとおり直近の計測日まで環境基準を満たしており、今後も確実に満たすと推定されるに足る3.6に示す資料を付して地下水検討会の所掌事務を引き継いだ第2次フォローアップ委員会に申請し、同委員会がこれを確認し、認めた場合とする。また、達成の時点は、これを認めた直近の計測日とする。

#### 3.3 地下水汚染地点

地下水汚染地点は到達の場合と同様、図1に示す地点とする。

#### 3.4 地下水計測点等

##### (1) 地下水計測点

地下水計測点は到達の場合と同様、図2に示す4地点とする。  
採水深度についても到達の場合と同様とする。

##### (2) 計測項目

計測項目は到達の場合と同様、5物質を対象とする。また、海水の影響を把握するため、参考として塩化物イオン濃度を測定する。

なお、県が環境基準の達成の確認を申請する際には、すべての地下水環境基準項目を計測するものとする。

##### (3) 計測期間

環境基準の到達から直近の計測までのすべての時点のデータとともに、それ以前のデータを活用する。

##### (4) 計測頻度

計測頻度については、原則として年4回とする。

### 3.5 直近の計測日まで環境基準を満たしたことを証する条件

表記の条件は、以下を満足した場合とする。

直近の計測日までの1年間にわたる計測値から算出した平均値が、環境基準を満足していること。

### 3.6 環境基準の達成の確認の承認申請の内容

今後も確実に環境基準を満たすと認める以下の根拠及び汚染物質濃度の見通しを整理し、様式2にて県が第2次フォローアップ委員会へ環境基準の達成の確認を申請するものとする。

#### ○地下水の5物質の濃度の推移の整理と分析・予測

地下水の5物質の年間平均値が環境基準を満たしていることを示すとともに、5物質の濃度推移を整理・分析する。これを基に今後の汚染物質の濃度を予測し、それが確実に環境基準を満たすことを示す。

- ・例えば、「濃度の年間平均値が環境基準を満たしており、今後もこの状況が確実に維持される見通しである」等を示す。

#### ○5物質以外の汚染物質濃度の状況

直近の計測による5物質以外の汚染物質濃度を整理して示す。

#### ○本件処分地内における自然浄化対策等の実施の経緯・経過

本件処分地内で排水基準の達成以降に行ってきた自然浄化の促進策等の実施状況を示す。

令和 年 月 日

環境基準の到達に関する地下水汚染地点の状況説明

地下水計測点	・「区画〇」と記載する。
汚染物質濃度の推移の整理と分析・予測	・地下水の5物質の直近1回の計測値が環境基準を満たしていることを示し、グラフや表等にて5物質の濃度推移を整理・分析する。これを基に今後の汚染物質の濃度を予測し、それが安定的に環境基準を満たすことを示す。 ・例えば、「直近の計測値が環境基準を満たしており、濃度推移が低下傾向であり、今後もこの状況が安定的に維持される見通しである」等を示す。 ・海水の影響を把握するため、参考として測定する塩化物イオン濃度の推移を整理する。
本件処分地内における自然浄化対策等の実施の経緯・経過	・本件処分地内で排水基準の達成以降に行ってきた自然浄化の促進策等の実施状況を示す。
今後の汚染物質濃度の見通し	・「以上より当該地下水汚染地点では今後安定的に環境基準を満たすと想定されること」を記載する。

令和 年 月 日

環境基準の達成の確認に関する地下水汚染地点の状況説明

地下水計測点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区画〇」と記載する。</li> </ul>
汚染物質濃度の推移の整理と分析・予測	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地下水の5物質の年間平均値が環境基準を満たしていることを示し、グラフや表等にて5物質の濃度推移を整理・分析する。これを基に今後の汚染物質の濃度を予測し、それが確実に環境基準を満たすことを示す。</li> <li>・例えば、「濃度の年間平均値が環境基準を満たしており、今後もこの状況が確実に維持される見通しである」等を示す。</li> <li>・海水の影響を把握するため、参考として測定する塩化物イオン濃度の推移を整理する。</li> </ul>
5物質以外の汚染物質濃度の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表等にて、直近の計測による5物質以外の汚染物質濃度を整理して示す。</li> </ul>
本件処分地内における自然浄化対策等の実施の経緯・経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件処分地内で排水基準の達成以降に行ってきた自然浄化の促進策等の実施状況を示す。</li> </ul>
今後の汚染物質濃度の見通し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「以上より当該地下水汚染地点では今後も確実に環境基準を満たすと想定されること」を記載する。</li> </ul>

**第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る**

**持ち回り審議のガイドライン**



## 1. 趣旨

第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下「第2次フォローアップ委員会」という。第2次フォローアップ委員会の下部組織においては下部組織名称に読み替えるものとする。）の所掌事項のうち審議すべき事項について、実施すべき時期が切迫し、次回の第2次フォローアップ委員会での審議・決定では事業の進捗に重大な支障をきたすおそれがある場合には、持ち回り審議を行うことができるものとする。

本ガイドラインは、持ち回り審議を行う際の方法について定めるものである。

## 2. 持ち回り審議の判断

審議事項について、持ち回り審議を行うかどうかの判断は、第2次フォローアップ委員会委員長（以下「委員長」という。第2次フォローアップ委員会の下部組織においては「座長」に読み替えるものとする。）が行う。

## 3. 持ち回り審議の方法

持ち回り審議を行う際には、以下のとおり対応するものとする。

- 1) 原則として持ち回り審議は電子メールにより行い、持ち回り審議を行う旨の通知を電話あるいは書面郵送により実施する。必要に応じて委員への訪問・説明を行う。
- 2) 審議事項について各委員に対して意見照会を行う。併せて関係者に持ち回り審議の実施と審議事項を通知する。
- 3) 各委員からの意見照会の結果等を委員長に報告し、これに委員長の意見を付して、各委員及び関係者に通知する。
- 4) 上記3)の通知に対する各委員からの意見を委員長に報告する。併せて、関係者からの意見があれば収集して委員長に報告し、委員長の了承を得たものを第2次フォローアップ委員会の決定事項とする。
- 5) 第2次フォローアップ委員会の決定事項について、各委員及び関係者に報告する。

## 4. 次回の第2次フォローアップ委員会での持ち回り審議結果の報告

持ち回り審議を行ったときは、審議の経緯及び結果を次回の第2次フォローアップ委員会に報告する。

**第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係る**

**ウェブ会議のガイドライン**

## 1. 趣旨

第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下「第2次フォローアップ委員会」という。第2次フォローアップ委員会の下部組織においては下部組織名称に読み替えるものとする。）の所掌事項のうち審議等をすべき事項について、会議の運営上必要がある場合には、ウェブ会議を行うことができるものとする。

本ガイドラインは、ウェブ会議を行う際の方法について定めるものである。

## 2. ウェブ会議実施の判断

第2次フォローアップ委員会委員長（以下「委員長」という。第2次フォローアップ委員会の下部組織においては「座長」に読み替えるものとする。）が必要と認めるときは、上記委員会はウェブ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して開催できるものとする。

## 3. ウェブ会議における出席等の定義

ウェブ会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、出席があったものとみなし、音声が送受信できなくなった場合には、当該ウェブ会議システムを利用する委員は、音声が送受信できなくなった間は退席したものとみなす。

出席委員の半数以上において音声が送受信できなくなった場合には、会議を一時中断し、復旧できない場合には委員長の判断で会議を中止するものとする。

## 4. 関係者の会議の傍聴と意見の聴取

関係者は、廃棄物対策豊島住民会議及び公害等調整委員会とし、各1箇所を正式な会議情報の送受信先<sup>1)</sup>とする。

関係者はウェブ会議システムにより会議を傍聴し、意見を述べるることができるものとする。

ウェブ会議システムの不具合等により、関係者の正式な送受信先において音声が送受信できなくなった場合には、関係者に事後に音声を配信する。関係者は意見がある場合には、受信後速やかに事務局を通じて第2次フォローアップ委員会に意見を提出するものとする。

注1) 関係者のうち正式な送受信先以外で傍聴・発言する者は、以下の5に記載の傍聴者の申し込みを行い、委員長から許されたときには発言することができる。

## 5. 会議の公開と記録

会議は原則公開とし、事務局の傍聴受付に対し予め申し込みを行った傍聴者（報道機関含む）については、ウェブ会議システムにより会議を傍聴できるものとする。

会議の映像と音声は記録し、議事録が承認されるまでは保存する。

2021/2/16

2021/2/25 修正

2023/3/26 修正

第 18 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会  
ウェブ会議のガイドライン 添付資料

## ウェブ会議での具体的対応

「第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に係るウェブ会議のガイドライン」に従って、第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下「第2次フォローアップ委員会」という。第2次フォローアップ委員会の下部組織においては下部組織名称に読み替えるものとする。）を開催する際には、以下のように運用することを原則とする。

### 1. 使用するウェブ会議システムと参加者の区分・取り扱い

- ① ウェブ会議システムでは、原則として「Zoom ウェビナー」(以下、ウェビナーという)を使用する。
- ② ウェビナーの参加者の区分は以下のとおりとする。
  - パネリスト: 委員並びに関係者(廃棄物対策豊島住民会議及び公害等調整委員会の各1箇所)
  - ホスト: 事務局(香川県環境森林部循環型社会推進課)
  - サブホスト: 委員長
  - 視聴者: 登録した傍聴者
- ③ 正規の送受信箇所は上記のパネリスト、ホスト及びサブホストとする。
- ④ 正規の送受信箇所(上述したパネリストとなる関係者の3箇所)以外から発言する関係者は、視聴者として参加し、発言を求める際は挙手機能を活用する。発言が許された間ではパネリストの扱いとなる。
- ⑤ 議事資料の一部の説明を担当する外部者(業務受託事業者等)も同様の扱いとする。
- ⑥ 視聴者には、ホストのPCの画面と音声を公開する。

### 2. 会場とその設営

- ① 原則、ホストのいる会場は香川県庁内か所要のインターネット環境の整った外部施設とする。
- ② 委員長は、可能な場合、この会場から参加してもよい。
- ③ 議事資料の一部の説明を担当する部外者も同様である。

### 3. 委員会の事前での対応

#### 1) 委員会議事資料の送付

- ① 委員会の議事資料は、委員並びに関係者に添付メールで送付するとともに紙ベースで委員会開催の2日前までには到着するように郵送する。
- ② 傍聴者向けには、同じく2日前までに所定サイトに掲載し、閲覧できるようにする。
- ③ 上述した議事資料に変更があった場合には、委員会開催の1日前に委員並びに関係者に添付メールで送付するとともに所定サイトに掲載する。
- ④ 関係者の冒頭あるいは末尾での発言の際に関連文書がある場合、委員会開催の2日前までに事務局に添付メールで送付する。事務局は委員会開催の1日前に委員並びに関係者に送付するとともに所定サイトに掲載する。

#### 2) 委員および事務局による事前の議事の打合せ

- ① 委員会開催の30分前から20分をかけて、委員及び事務局間で委員会の議事の打合せをウェビナーシステムで実施する。
- ② この際、各委員の映像・音声の送受信の状況(ミュートの確認も)もチェックする。
- ③ 映像の送受信によって音声の送受信が不安定となる場合は、音声のみの参加とする。
- ④ それでも音声送受信が不安定な場合には、携帯電話等を活用した別回線での音声のやり取りとする。

#### 3) 委員、関係者及び事務局による事前の議事進行の調整

- ① 委員会開催の10分前から5分をかけて、委員、関係者及び事務局間で委員会の議事進行の調整を行う。
- ② この際、関係者の音声・映像の送受信の状況をチェックし、音声受信が不安定な場合には、上記2)③及び④と同様な対応を行う。
- ③ 委員会での質問・コメント等の発言の際には、以下に留意する。
  - 発言のあるときは、原則、挙手機能を活用し、それができない場合には発声により委員長に発言の意思表示を行い、委員長から発言を許された者のみ発言する。
  - 発言に関連する資料箇所があるときには、まずその資料番号、ページ番号、行番号等を示し、その箇所が映像に提示された後に内容を述べる。

#### 4) ウェビナーの傍聴者への公開

- ① 登録した傍聴者にはウェビナーを委員会開催の5分前に公開する。

### 4. 委員会での対応

- ① 事務局における資料の説明では、音声とともに該当の資料・箇所を映像で示す。
- ② 委員及び関係者の質問・コメントの際も上記3の3)③で示したように、上記と同様に対応する。



**豊島処分地維持管理等事業**

**豊島処分地における見学者への対応マニュアル**

<目次>

1 目的..... 1  
2 関係者相互の協力..... 1  
3 見学場所・時間等..... 1  
4 見学の受付..... 1  
5 見学における安全管理..... 1  
6 緊急時の対応..... 2

別紙 1 ..... 豊島処分地における見学者の遵守事項

別紙 2 ..... 豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について

【修正履歴】

年 月 日	審 議	摘 要
R5. 3. 26	第 18 回フォローアップ委員会	新規策定 (R5. 4. 1 施行)

## 1 目的

このマニュアルは、豊島処分地における見学者への円滑な案内、誘導と見学者の安全の確保、並びに豊島処分地維持管理等事業の円滑な実施が図られるよう、その対応について定めるものとする。また、見学者等が事前連絡なく処分地内に入り、事故等が発生することのないよう、安全管理については徹底を図るものとする。

## 2 関係者相互の協力

- (1) 豊島処分地における見学者への対応については、香川県循環型社会推進課（以下「循環型社会推進課」という。）、廃棄物対策豊島住民会議（以下「住民会議」という。）、その他関係機関が、相互の緊密な連携のもとに、協力して実施するものとする。
- (2) 循環型社会推進課及び住民会議は、見学の予定や処分地内の作業状況に関する情報交換に努めるとともに、連絡、調整等を緊密に行い、見学者の事故の発生を防止するために万全の措置を講じるものとする。

## 3 見学場所・時間等

- (1) 処分地内の見学の場所は、引率者が安全等を考慮して適切に設定する。
- (2) 処分地内の見学は予約制とし、3日前までに事前予約のない場合は安全のため、原則として受け入れない。見学の受入日は、原則として年末年始（12月29日～1月3日）を除く日とする。
- (3) 循環型社会推進課は、処分地内の状況等によっては、見学を制限することができるものとする。

## 4 見学の受付

- (1) 見学の申し込み窓口は、原則として、土庄町豊島交流センター（TEL&FAX：0879-68-2150）（以下「センター」という。）とし、センターは、申し込みがあった都度、循環型社会推進課（TEL：087-832-3228、FAX：087-831-1273）に対し、日時、団体名、代表者名、人数、連絡先等をファックス等により連絡するものとする。見学申し込みの内容に変更等があった場合についても、同様とする。
- (2) 循環型社会推進課に問い合わせがあった場合は、センターへ申し込みを行うよう依頼するものとする。

## 5 見学における安全管理

- (1) 事前（3日前まで）に申し込みをしていない者については、原則、見学は受け付けない。
- (2) 見学に当たっては、安全のため、必要に応じてヘルメットを着用させるものとする。
- (3) 見学の案内、誘導等は、住民会議が責任をもって行うものとする。
- (4) 見学者が徒歩で通行することが危険な場所については、立ち入り禁止とする。
- (5) 住民会議は、見学中の事故を防止するため、見学者の代表者等に協力を求め、見学者に別紙1の遵守事項を周知徹底するとともに、見学者が多い場合は点呼を行うなど、常に人数を確認するものとする。
- (6) 見学者が遵守事項に従わない場合は、見学者を処分地から退去させることができるものとする。

## 6 緊急時の対応

- (1) 引率者は、見学者のけが、事故等、不測の場合に備えて、負傷者等の手当に必要な救急用具を用意する。
- (2) 循環型社会推進課及び住民会議は、緊急連絡体制、病院への搬送方法等の緊急時の対応措置をあらかじめ確認するものとする。
- (3) 万一、見学に際して事故が発生した場合は、引率者は、異常時・緊急時対応マニュアルに従い、必要な措置を講じるとともに、直ちに関係機関等に連絡するものとする。
- (4) その他、豊島処分地の見学時において、引率者が緊急時等に留意すべき事項について、別紙2に掲げる。

豊島処分地における見学者の遵守事項

見学前	<ul style="list-style-type: none"><li>①履物は、滑りを防ぐ安全な運動靴などを使用すること。</li><li>②服装は、動きやすく丈夫なもので、できるだけ皮膚が露出しない衣服を着用すること。</li><li>③用便は、事前に済ませておくこと。</li><li>④発熱、咳等の症状が見られる場合は、参加を控えること。</li></ul>
見学时	<ul style="list-style-type: none"><li>①必要に応じてヘルメット、マスクを着用すること。</li><li>②作業関係者の作業の妨げとならないようにするとともに、引率者の指示に従い、常に集団で行動し、個人行動をしないこと。</li><li>③ロープ、バリケードで囲われた箇所、立入禁止の立看板やカラーコーンがある箇所周辺などの危険な場所には近づかないこと。</li><li>④常に身の回りの状況に注意すること。また、足元に十分注意すること。</li><li>⑤万一、気分が悪くなった場合は、直ちに引率者に申し出ること。</li><li>⑥土壌、水などに触れたり、持ち帰ったりしないこと。</li><li>⑦喫煙をしないこと。</li><li>⑧ゴミを捨てないこと。(持ち帰ること。)</li></ul>

(注) 以上のことを遵守できない方は、直ちに豊島処分地から退去していただく場合があります。

## 豊島処分地の見学時における引率者の緊急時等の対応について

豊島処分地の見学時における引率者等の緊急時等の対応については、次のとおりとする。

### 【1】出発前の準備

- ・緊急事態発生の際には、循環型社会推進課から豊島交流センターにその旨の連絡を行う。引率者は、出発前に連絡の有無を確認すること。
- ・引率者は、気象状況を確認するとともに、アレルギーのある者、高齢者、低年齢者等の見学には特に注意すること。(必要に応じて、引率者がマスク等の衛生用品の準備を行う。)

### 【2】引率時に地震を感じた場合

地震を感じた場合は、海岸部から離れ、高いところに見学者を誘導する。誘導に当たっては、崖の近く等崩れやすい部分は極力通行しないように心がける。

### 【3】人身事故時

異常時・緊急時対応マニュアル「人身事故等の発生時」に基づき医療機関への搬送等を行う。



令和2年5月27日作成  
令和2年7月15日改定  
令和3年2月4日改定  
令和3年3月25日改定  
令和3年8月19日改定  
令和3年10月21日改定  
令和4年2月24日改定  
令和4年11月1日改定  
令和5年2月7日改定

## 豊島処分地維持管理等事業における 新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応

香川県環境森林部廃棄物対策課

### 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置ならびに感染者が発生した場合の対応については、香川県としての職場向けの通知が別紙1「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場における対応について（通知）」（令和2年4月8日・令和3年5月31日改正）及び別紙2「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」（令和4年1月11日・令和4年9月26日改正）のように提示されている。豊島処分地維持管理等事業（以下、「豊島事業」という。）の遂行に当たっても、これに従って進めることとする。豊島事業に関連する会合等については、別紙3「イベント等の開催に係る留意事項について」（令和4年2月10日・令和5年2月3日改正）に基づき、対処する。なお、これらの内容が変更・改訂等された場合には、それに従うとともに、**県内の感染状況等に応じて適切に感染防止対策を行う。**

### 2 豊島における感染防止の対応

豊島事業の遂行に当たっては、上記のように基本的に県の通達等に従うが、本事業特有の事項については、以下のように対応する。

#### （1）豊島への移動での対応

県職員の豊島への移動は、別紙1の通勤時の対応に**準じ**、公共交通機関（船舶）を利用する職員は、多くの人々が集中する時間帯を避けるよう努めることとする。また、豊島への移動は可能な限り避け、電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務める。なお、豊島を訪れる職員には、新型コロナウイルスのワクチンを接種している者を優先的に充てることとする。

#### （2）豊島島内での移動等での対応

県職員の豊島島内での移動に当たっては、公用車を活用し、島民との接触を避ける方法で行うとともに、豊島処分地以外の場所（例：商店）には訪問しないことを原則とする。

### (3) 豊島事業に関する各種会合への対応

県外関係者が参加する第2次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会ならびに豊島廃棄物処理事業協議会については、別紙3に準じて対応するが、会議の運営上必要がある場合はウェブ会議を行うことができるものとする。

また、県内関係者のみの開催となる事務連絡会については、可能な限り電話やeメール、テレビ会議等で対応するように務め、集合開催とする場合には、参加人数の縮小、開催時間の短縮、着席間隔の拡大、室内の換気の実施、アルコール消毒やマスクの着用等咳エチケットの励行等の対策を行う。

### (4) 豊島住民会議の現場視察への対応

豊島住民会議が行う現場視察には、別紙1の来客時の対応に準じ、対面に当たってはアルコール消毒の実施、2m以上の間隔を空け、マスクを着用しての対応を行うよう努める。同様の対応を対面者にも求めることとする。

### (5) 見学者への対応

見学者への対応については、全国の状況を注視しながら、3密を回避し、体温計測、手指消毒、換気を徹底する等の感染症対策を講じた上で受入れよう求める。

### (6) 体調不良時の対応

発熱や咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状がある場合は、症状の程度に応じて、病院での受診や自宅療養を行うなど、健康管理及び感染拡大防止の観点から出勤を見送ることとし、体調が悪い職員には積極的に声掛けを行う。

### (7) 委託業者による配慮

豊島処分地の維持管理業務等の委託業者に対して、豊島処分地での作業実施時は、(1)、(2)及び(6)に定める対応と同等の配慮を求めることとする。

## 3 感染者発生時等の対応

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合は、速やかに所属長へ報告するとともに、別紙2の規定に従って対応する。

委託業者に対しては、感染者となった作業員が発症の2日前以降に豊島処分地で作業を行っていた場合、又は濃厚接触者等となった作業員が感染者との最終接触日以降に豊島処分地で作業を行っていた場合、速やかに県へ報告するよう求めることとする。

当面、上記のような対応を実施するが、県の通達又は国の方針に変更が生じた場合等は、本マニュアルの規定に関わらず、当該通達等に従い対応するとともに、必要に応じて内容を改め、第2次フォローアップ委員会委員や関係者に通知する。

### 附則（令和5年2月7日改定）

このマニュアルは令和5年4月1日から施行する。

所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
( 総務部長 )新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
職場における対応について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、感染力が高いとされる変異株の感染拡大により、5月31日を期限として、東京都、大阪府など9都道府県に発令されていた「緊急事態宣言」が、沖縄県と同様6月20日まで期限が延長され、また、8県で「まん延防止等重点措置」が適用されていますが、5月31日が期限となっている埼玉県、岐阜県など5県への適用が6月20日まで期限が延長されました。

本県では、ゴールデンウィーク明けの5月6日には新規感染者数が50人、翌7日には78人と2日連続で過去最高を更新するなど、変異株による感染が急激に拡大したことから、5月8日、県独自の「香川県コロナ非常事態宣言」を発令するとともに、5月9日から31日まで「緊急事態対策期」に移行しました。その後の取組により、直近の新規感染者数はおよそ10人前後のレベルに減少しているものの、感染が拡大又は高止まりしている他の都道府県からの影響も危惧されるどころであり、また、病床利用率など医療提供体制は依然として厳しい状況が続いていることから、6月1日から20日まで、「感染拡大防止集中対策期」に移行し、県独自の「医療ひっ迫警戒警報」を発令することとなりました。

感染拡大の抑制効果が期待されるワクチンの予防接種は、全国で高齢者のワクチン接種を7月末までに行うことを目標に懸命の努力がされていますが、まだ、一般の多くの方が接種を受けられる状況にはありません。

現状においては、このような最近の感染状況等を踏まえ、これまで取り組んできた職場等における感染防止対策について、より一層徹底することが必要です。

つきましては、令和2年12月8日付け2職員第50898号統轄安全衛生管理者通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた職場の対応について (通知)」を以下のとおり改正しますので、各所属においても、職場の実態に即して、適切に対応していただきますようお願いいたします。

※以下の下線部分：前通知からの改正部分

## 記

## 1 職場における感染予防対策について

- (1) 感染予防のための基本的な取組 (身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い、咳エチケット、換気の励行、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛等) の実施を徹底すること。
- (2) ①～③の取組等を通じて、「三つの密」 (密閉空間 (換気の悪い密閉空間である)、密集場所 (多くの人が密集している)、密接場面 (お互いに手を伸ばしたら届く距離での

会話や発声が行われる) ) を避けること。

①在宅勤務や早出・遅出勤務等により、人と人との接触機会を極力低減すること。

②出張等による移動を減らすためオンライン会議等を活用すること。

③換気を徹底し、職場でもお互いの距離を十分にとること。

(3) 感染リスクが高まる「5つの場面」における場面⑤「居場所の切り替わり」の際は、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。休憩室、喫煙所、更衣室、車やバスで移動する際の車中等は、注意が必要であること。

(4) 感染防止の取組は、職員一人一人が取組の趣旨を踏まえて、行動変容を含めて取り組むことが重要であることから、衛生委員会や各所属の会議等の機会を活用し、職員に周知を図ること。

(5) 職場の勤務状況や施設の状況は、各所属において、それぞれ異なることから、2 感染予防のための具体的な取組事項の内容を参考として、職場の実態に即した、実行可能な感染予防対策を検討し、取り組むこと。

その際、必要に応じて、産業医等に対策の検討や実施に当たっての意見を求めるとともに、衛生委員会等の意見を聞くこと。

## 2 感染予防のための具体的な取組事項

### (1) 職場内での感染予防の徹底

#### ①換気の徹底等

・ 必要換気量（一人当たり毎時30m<sup>3</sup>）を満たし「換気が悪い空間」としないために、職場の建物が機械換気（空気調和設備、機械換気設備）の場合、換気設備を適切に運転・管理し、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされていることを確認すること。

※適切な換気により、二酸化炭素濃度が1000ppm以下となることが目安となること。

・ 本庁本館は、窓が開閉できず、機械換気を行っており、庁舎管理者により換気設備を適切に運転・管理することで、ビル管理法令の空気環境の基準を満たしているが、必要に応じて、外気導入装置（ペリカウンター）を開放すること。

・ 職場の建物の窓が開閉可能な場合は、1時間に2回以上（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）とすること。空気の流れを作るため、複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放すること。窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

#### ・ 夏季の留意事項

特に、気温・湿度が高い中でのマスクの着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあり、また、マスクを着用して強い負荷の作業や運動をすることも健康障害のリスクが高くなるとされている。そのため、そのような状況でマスクを着用する際は、のどが渇く前のこまめな水分補給等に留意する必要があること。感染症予防対策と熱中症予防対策が両立できるよう職場の実態に即して適切に対応すること。

#### ・ 冬季の留意事項

室温が下がらない範囲で常時窓を開けること（例：窓を少し開け、室温18℃以上を目安とすること。）。必要に応じて、連続した部屋等を用いた2段階の換気（例：使用していない部屋の窓を大きく開ける）も検討すること。

#### ②接触感染の防止

・ 石けんによるこまめな手洗いを徹底すること。これが困難な場合は、アルコール手指消毒剤を使用すること。

・ 執務室の出入口には、アルコール手指消毒剤を設置すること。

・ 複数人で共有する物品・機器等（※）やドアノブ、エレベータのボタン等については、アルコール手指消毒剤でこまめに消毒すること。

※電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等

・ 来客等に対し、感染防止措置への協力（手指消毒剤による手指消毒及び必要に応じたマスク着用のお願い等）を要請すること。

- ・休憩室等を使用する際は、入退室の前後の手洗いを徹底すること。
- ・トイレに蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すこと。
- ・鼻水、唾液等が付いたゴミは、ビニール袋に密閉し廃棄すること。

### ③飛沫感染の防止

- ・マスクを着用すること。
- ・大声で会話しないようにすること。
- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・換気等の励行により風通しの悪い空間をなるべくつくりたくないなどの工夫をすること。
- ・職場においては、できる限り、人と人との間の十分な距離の保持（1m以上）し、会話や発声時には、特に間隔を空ける（2m以上）ことが望ましい。
- ・オンライン会議、電話、電子メール等の活用により、人が集まる形での会議等をできる限り回避すること。対面での会議等を実施する場合には、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・外来者等との対面での接触を避けること。これが避けられない場合は、距離（2m以上）を取ることが望ましい。また、業務の性質上、対人距離等の確保が困難な場合は、換気とマスク着用を徹底すること。
- ・職場の状況に応じた、感染防止対策の工夫をすること。  
例：来庁者との面談や受付事務等で距離を確保できない場合は、パーティションの設置など感染防止対策を検討すること。
- ・食堂、休憩室、リフレッシュルーム、トイレ、手洗い場等の利用に際しては、特に、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）にならないよう留意すること。

### ④一般的な健康確保措置の徹底等

- ・疲労の蓄積（易感染性）につながることから、長時間の時間外勤務を避けること。あわせて、適切な勤務時間管理にも留意すること。
- ・職員一人一人が十分な栄養摂取と睡眠を心がけるなど健康管理を行うこと。
- ・職場において、職員の日々の健康状態の把握に配慮すること。（例えば、出勤前の体温測定を励行するとともに、体調がすぐれない場合は所属長に報告するよう指導する等）

## (2) 通勤・出張に関する感染防止行動の徹底

### ①接触感染の防止

- ・出勤・帰宅時、飲食前の手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。
- ・出張から帰庁した際は、手洗いや手指のアルコール消毒を徹底すること。

### ②飛沫感染の防止

- ・咳エチケットを徹底すること。
- ・通勤に公共交通機関を利用している職員は、他人にうつさない観点から、マスク着用をするとともに、可能な場合には、多くの人が集中する時間帯を避ける早出・遅出勤務を活用すること。
- ・出張の際は、公用車等の換気に留意すること。
- ・通勤や出張の際、電車、バス、タクシー等を利用する場合、不必要な会話等を抑制すること。
- ・出張による移動を減らすため、オンライン会議等を活用すること。

### (3) 在宅勤務の活用等

新型コロナウイルス感染症予防の一環として、職場や通勤での感染防止のため、職場や職務の実態に即して在宅勤務の実施や年次休暇の取得促進を行うこと。

## 3 風邪症状を呈する職員への対応について

- ・症状からインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を識別するのは難しいとされている。このため、発熱、咳などの風邪症状がみられる職員については、新型コロナウイルスに感染している可能性を考えて対応すること。

**参照**：人事・行革課のページー勤務条件ー休暇・休業ー特別休暇  
出勤時交通遮断休暇（新型コロナウイルス感染拡大防止関係）

- ・特に、①高年齢職員、②基礎疾患（糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど）を有するなどの重症化リスク因子を持つ職員、③妊娠している職員について配慮すること。
  - ・風邪症状がみられる職員への特別休暇の使用とともに、その間の外出自粛を勧奨すること。その際、職員が安心して休暇を取得できる体制を整えること。
  - ・風邪の症状が出現した職員が医療機関を受診するため等、やむを得ず外出する場合でも、公共交通機関の利用は極力控えるよう注意喚起すること。
  - ・発熱やのどの痛み、せきなどの風邪症状があり医療機関を受診する際は、事前にかかりつけ医等の身近な医療機関や「香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター」に電話相談をして、受診の可否や受診医療機関、受診に際しての留意事項を確認したうえで、マスク着用や手指消毒を徹底し、感染防止対策に十分に留意して受診するよう指導すること。
- 4 発熱などの症状のある方の相談・受診体制について（令和2年11月1日から）  
令和2年11月から、発熱などの症状がある方の相談・受診体制が変わりました。  
まずは、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関に電話で相談ください。どこに相談すればよいか分からない場合は、香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンターに連絡をしてください。

○香川県新型コロナウイルス健康相談コールセンター

電話番号：0570-087-550（専用ナビダイヤル）

聴覚障害などで電話での相談が難しい方は、保健所の感染症相談窓口にてファクスでご相談ください。

相談日時：土曜日・日曜日・祝日を含む毎日24時間

相談内容

**受診・相談センター**

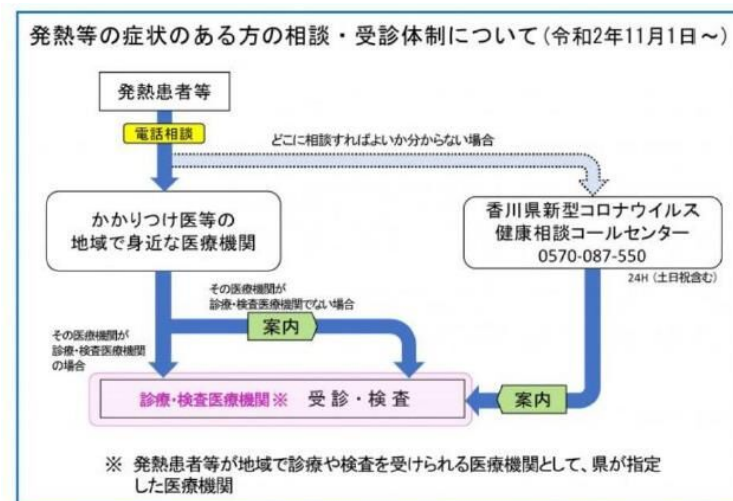
発熱などの症状のある方からの相談に対応します。

<新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安>

- ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかのある場合
- ・基礎疾患がある方などの重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

**一般相談**

上記以外の新型コロナウイルス感染症に関する一般的な健康相談に対応します。



## 5 職員から所属長への報告

- 職員は、新型コロナウイルス感染症の陽性者又は濃厚接触者に該当した場合やPCR検査、抗原検査等を受診することになった場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。
- 各所属で、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応については、以下の通知によること。

**参照**：職員課のページ様式ダウンロード－健康管理関係－通達・指針

令和2年12月8日付け2職員第50899号「県庁内で新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）等が発生した場合の対応について（通知）」（統轄安全衛生管理者通知）

- 所属長は、事前に、所属の職員に対して、陽性者又は濃厚接触者になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを説明しておくこと。例えば、新型コロナウイルスに感染したことを理由として、人格を否定するような言動を行うこと、一人の職員に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させることなどは、職場におけるパワーハラスメントに該当する可能性があることに留意すること。

## 6 妊娠中の女性職員への配慮について

- 妊娠中の女性職員への配慮については、「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成9年厚生労働省告示第105号）に則り、その雇用する妊娠中の女性労働者から、保健指導又は健康診断に基づき、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、医師等によりこれに関して指導を受けた旨の申出があった場合には、当該指導に基づき、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務、妊娠障害休暇等をいう。以下同じ。）等の必要な措置を講じる必要があること。また、医師等による指導に基づく必要な措置が不明確である場合には、担当の医師等と連絡をとり、その判断を求める等により、作業の制限、出勤の制限等の必要な措置を講じる必要があること。

**参照**：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11067.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11067.html)

(問い合わせ先)

- |                     |           |            |
|---------------------|-----------|------------|
| ・建物の換気、消毒           | ：財産経営課    | 内線 2 7 1 1 |
| ・感染者発生時の報告          | ：人事・行革課   | 内線 2 5 8 2 |
| <u>勤務時間・休暇制度</u>    |           |            |
| <u>在宅勤務</u>         |           |            |
| <u>妊娠中の女性職員への配慮</u> |           |            |
| ・上記以外のこと            | ：職員課健康管理室 | 内線 2 6 3 0 |



所属長 殿

統轄安全衛生管理者  
(総務部長)

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合  
又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）

職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、令和4年9月14日付け4職員第252875号「職員が新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応について（通知）」により周知していますが、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るために、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を65歳以上の方、入院を要する方など4類型に限定すること（全数届出の見直し）となり、発生届の対象外となる若い軽症者等の方は、自ら「陽性者登録センター」にWEBで登録し、9月26日から運用開始となる「健康相談コールセンター」を活用することになるなど、感染者（陽性者）となった場合の対応が変更されることを踏まえ、今後、職員が新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等（抗原検査を含む。）を受診した場合の対応については、下記のとおり対応することとしますので、所属の職員に周知していただきますようお願いいたします。

なお、職員が従事した会議等の参加者（職員以外）から新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の対応については、職員がそれにより接触者等となった場合は、この通知により対応するようお願いいたします。

## 記

### 1 職員から所属長への報告

職員は、新型コロナウイルス感染症の感染者（陽性者）、濃厚接触者、その他の接触者（濃厚接触者には該当しないが、同じ所属の職員など、感染者と比較的近距离で過ごした者。）又は有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診する場合の当該受診者（以下「陽性者等」という。）に該当した場合は、速やかに所属長へ電話、メール等により報告すること。

なお、特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合及び無症状で任意にPCR検査等を受診する場合については、2及び3によらず、4により対応すること。

所属長は、所属の職員に対して、陽性者等になったことをもって、不利益な取扱いや差別を受けることはないことを改めて説明すること。

### 2 所属長の対応（報告）

報告を受けた所属長は、当該職員が感染者（陽性者）の場合については、速やかに人事・行革課長にその旨を報告すること。

### 3 職員が陽性者等となった場合の感染防止措置

#### (1) 感染者（陽性者）の発生確認後の対応

- ① 報告（上記1及び2の対応）
- ② 執務室等の窓を全開にするなどして、換気を行うこと。
- ③ 周囲の職員は、直ちにマスクを着用すること。
- ④ 感染者が所属している執務室、トイレ等をアルコール手指消毒剤又は薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で消毒すること。
  - ・ 感染者が使用しているパソコンや机・椅子、共用物品・機器等（電話、共用パソコン、プリンター、コピー機等）の消毒は、アルコール手指消毒剤を使用して消毒すること。
  - ※ 消毒作業に必要な物品（アルコール手指消毒剤、キッチンペーパー、ゴム手袋、ビニール袋など）は、各庁舎管理者等において準備しておくこと。本庁については、財産経営課において物品の管理をしているので、必要な場合は、財産経営課まで問い合わせること。
  - また、消毒作業について、不明なことがある場合は、職員課健康管理室まで問い合わせること。
  - ・ トイレ内の感染者が接触したと思われる箇所、執務室の床（絨毯部分を除く。）等については、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きすること。家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認の上、0.05%の濃度に薄めて使用すること。（詳細は、メーカーのホームページ等で確認すること）

● 濃度 0.05%：新型コロナウイルス対策として消毒する場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 10ml（キャップ2杯）を入れる。

● 濃度 0.1%：おう吐物、ふん便などの汚れがある場合  
1ℓのペットボトル1本の水に、原液 20ml（キャップ4杯）を入れる。

#### (2) 「65歳以上の者」、「入院を要する者」、「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者」又は「重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たな酸素投与が必要な者」、「妊婦」の方は、従来どおり、発生届の対象として、医療機関等から発生届が提出され、保健所から治療方針などの連絡がある。

・体調の変化など心配なときは、保健所へ連絡すること。

・夜間の問合せは「健康相談コールセンター」へ行うこと。

（電話）0570-087-550

（別紙「健康相談コールセンターについて」参照）

上記以外の若い軽症者等の方は、発生届の対象外となるので、自ら「陽性者登録センター」にWEBで登録すること。また、健康相談などの相談があるときは、「健康相談コールセンター」へ連絡する。

また、療養や健康観察、濃厚接触者等に関することは、各保健所のホームページ等により確認をすること。

#### (3) PCR検査等で陽性となった職員は、感染者として療養（入院、宿泊療養施設又は自宅で

療養)する。(療養期間中の勤務は「出勤時交通遮断休暇」(いわゆるコロナ特別休暇)の取得による特別休暇(以下「特別休暇」という。)であり、所属長は在宅勤務を認めることはできない。)

有症状患者のうち、現に入院している者以外の者は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過し、8日目に解除された場合であっても、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策の徹底を行うこととする。

また、無症状患者(無症状病原体保有者)は、検体採取日から7日間を経過し8日目に療養の解除可能となるが、加えて、5日目の検査キット(薬事承認されたもの)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)に解除可能となる。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策の徹底を行うこととする。

なお、療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど感染対策の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出は差し支えない。

(4) 保健所の積極的疫学調査により濃厚接触者となった職員(※)は、保健所からの指示によりPCR検査等を受診することとなる。(※ 現在は、重症化リスクの高い方や高齢者施設・医療機関に勤務する方が重点的に案内されている。)

- ・PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。(勤務は特別休暇)
- ・濃厚接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合でも、また、PCR検査等を受診していない無症状の場合でも、感染者との最終接触日から5日間は自宅待機(健康観察)となる。(勤務は特別休暇)健康観察で問題がなければ、所属長へその旨を報告し職場復帰する。また、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(自費検査、薬事承認されたものに限る。)を用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。ただし、感染者との最終接触日から7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等の感染対策を行うこととする。
- ・自宅待機(健康観察)の間は、以下のことに注意すること。
  - 不要不急の外出は控え、公共交通機関の利用は避けること。
  - 外出時や同居者と接触する場合は、マスクを着用し、手洗いなど手指衛生に気を付けること。
  - マスクを触った後は、必ず手洗いをするなど手指衛生に気を付けること。
  - 健康状態を毎日確認すること。体温測定を定期的に1日2回行い、発熱の有無を確認すること。
  - 健康観察の間に、発熱又は呼吸器症状等が出れば、医療機関に事前に電話で、「濃厚接触者で、待機期間中に症状が出てきた」ことを伝え、予約をしてから、医療機関を受診すること。医療機関の受診又はPCR検査等を行うことになった場合は、所属長へ報告すること。
- ・濃厚接触者(PCR検査等で陰性又はPCR検査等を受診していない無症状の者)としての自宅待機の期間中は、健康観察(勤務は特別休暇)を原則とするが、無症状で、本人が希望し、他人と接触することがなく作業ができる場合は、所属長の判断で在宅勤務を認めることができる。

(5) 保健所の積極的疫学調査によりその他の接触者とされた職員は、保健所からの指示により

PCR検査等を受診する場合がある。

- ・PCR検査等の結果が判明するまでの間は自宅待機となる。(サービスは特別休暇)
- ・その他の接触者となった職員は、PCR検査等で陰性となった場合又はPCR検査等の受診を指示されなかった無症状の場合は、健康観察をしながら、職場又は在宅勤務で業務に従事する。(健康観察の期間は、感染者との最終接触日から7日間)
- ・自宅待機(健康観察)の間の注意事項は(4)と同様

(6) 所属長は、所属の職員に対して、自身の健康状態を観察し、発熱や咳、喉の痛み、鼻水等の風邪症状がある場合は、症状の程度に応じて、病院での受診や自宅療養を行う(サービスは特別休暇)など、職員本人の健康管理及び感染拡大防止の観点から、出勤をしないよう周知を徹底し、体調が悪い職員には積極的に声掛けを行う。

有症状により医療機関を受診し、医師の指示によりPCR検査等を受診した職員についても、PCR検査等の結果が判明するまでの間は(4)、(5)と同様に自宅待機となる。(サービスは特別休暇)なお、PCR検査等で陰性となった場合の勤務については、健康状態を観察し、医師の判断に基づき勤務の可否を検討する。(勤務が否とされた場合のサービス上の取扱いは、病気休暇)

4 特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等を受診する場合及び無症状で任意にPCR検査等を受診する場合の対応

- ・職員は、PCR検査等の結果が陽性となった場合、速やかに所属長へ電話、メール等によりPCR検査等の結果を報告すること。(PCR検査等の受診時及び陰性の場合、所属長への報告は不要)
- ・職員が感染者(陽性者)である旨の報告を受けた場合、所属長は、3(1)の「感染者(陽性者)の発生確認後の対応」等を行うとともに、速やかに人事・行革課長にその旨を報告すること。

※特措法第24条第9項に基づき、無症状で感染に不安を感じる県民を対象に無料で行われるPCR検査等の受診者及び無症状の任意のPCR検査等の受診者は、当該PCR検査等の受診のみをもって、特別休暇の取得対象とはならない。

(問い合わせ先)

- ・感染者発生時の報告：人事・行革課 内線2582
- ・感染防止対策一般：職員課健康管理室 内線2630
- ・建物の消毒：財産経営課 内線2711

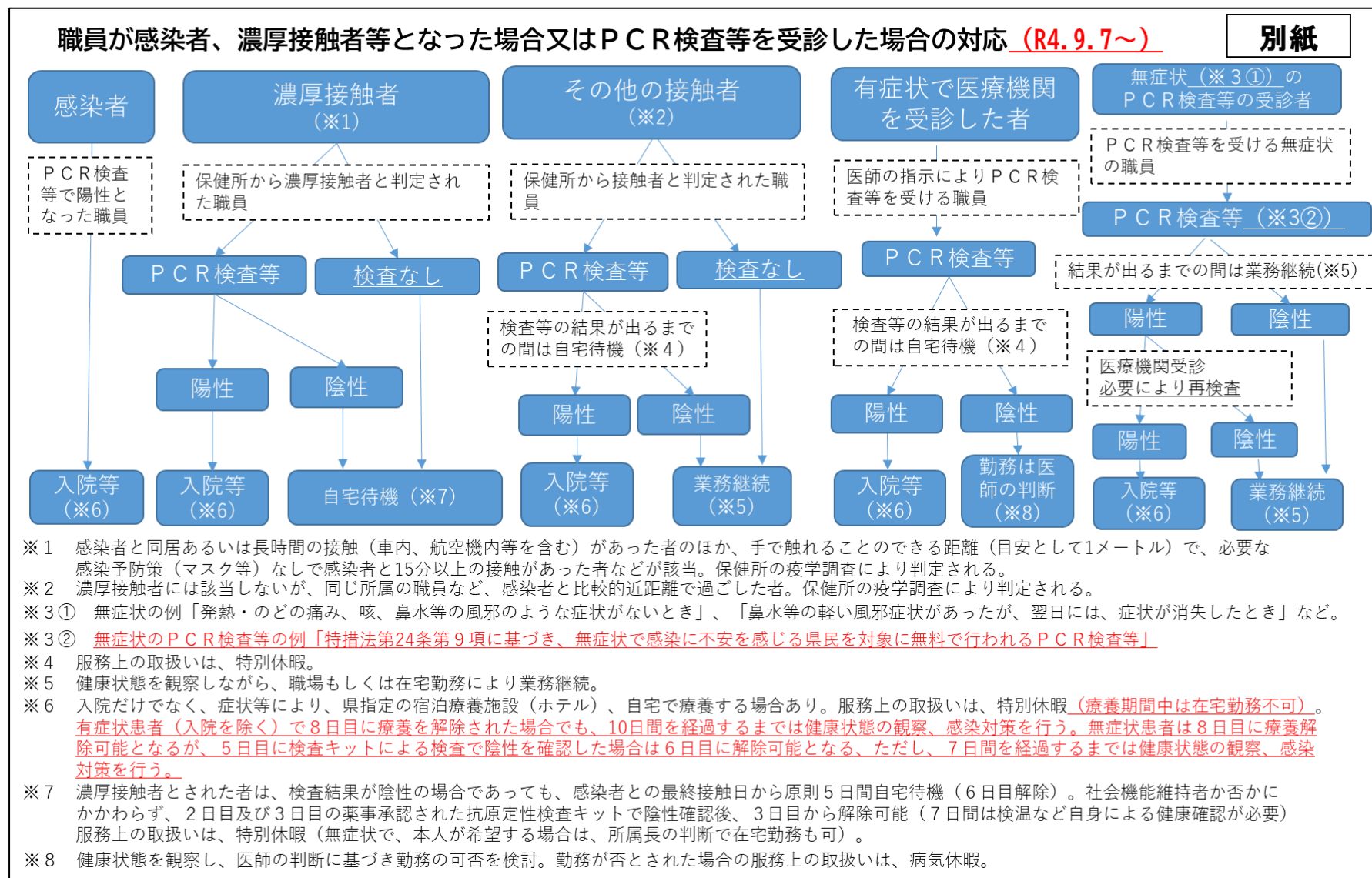
別紙

職員が感染者、濃厚接触者等となった場合又はPCR検査等を受診した場合の対応

別紙

健康相談コールセンターについて

【R4.9.7～】





## 新たな「健康相談コールセンター」について

～ 新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になったら（9月26日以降）～

従来どおり

**発生届対象**

- ✓ 65歳以上の方
- ✓ 入院が必要な方
- ✓ コロナ治療薬や酸素投与が必要な方
- ✓ 妊婦

かかりつけ医または地域の身近な医療機関  
**陽性**

医療機関から  
発生届

保健所

これまでどおり、保健所から連絡し、療養方針をお伝えします  
療養期間中、健康観察を行います  
体調の変化など心配なときは、連絡してください

香川県東讃保健所 0879-29-8266  
香川県小豆保健所 0879-62-1373  
香川県中讃保健所 0877-24-9962  
香川県西讃保健所 0875-25-2052  
高松市保健所 087-839-2870

※夜間は、「健康相談コールセンター（下記）」までお問い合わせください。

---

変更点

**発生届対象外**

✓ 上記以外の方

かかりつけ医または地域の身近な医療機関  
**陽性**

薬局等で購入した検査キットを使用し、ご自身で検査  
**陽性**

県事業（無料検査所）で検査  
**陽性** 無症状で、濃厚接触者ではない方対象

※10月末まで延長

相談

登録

陽性者登録センター

ご自身でWEBで登録ください。

健康相談コールセンター

ご連絡先: 0570-087-550

- 一般相談  
一般的な健康相談
- 受診相談  
発熱等の症状のある方の相談
- 新** 陽性者登録に関する案内
- 新** 医師による電話等診療（休日・夜間のみ）

※急激な発熱や疾患等が発生し、医師等の判断が必要な場合  
・ 平日（日中）：かかりつけ医又は診療・検査医療機関等  
・ 休日・夜間：健康相談コールセンター（※電話等診療）

令和 5 年 2 月 3 日

イベント等の開催に係る留意事項について  
(イベント等に関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡等を踏まえ、取扱いを改めるもの。

## 1 適用期間

令和 5 年 2 月 6 日 (月) から

## 2 イベント等の開催制限

収容率 ※	人数上限 ※
100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

## 3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベントを開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

## 4 感染防止安全計画の策定・提出

## (1) 対象

5,000人超かつ収容率50%超のイベント

○ 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

## (2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。



(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添 8：イベント等の開催に係る留意事項

別紙 1：チェックリスト

別紙 2：感染防止安全計画

別紙 3：イベント結果報告フォーム

省略

別紙 4：イベント開催等における必要な感染防止策

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和5年1月27日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その9)」(令和5年1月27日付け事務連絡)

## 現場見学者対応に関する新型コロナウイルス感染症対策

2020.5.19

廃棄物対策豊島住民会議

- ・当面の間、三密を避けるために、見学者数に定員を設ける。  
ワゴン車利用の場合、4名以下。マイクロバス利用の場合、12名以下とする。  
特定警戒区域からの見学者は原則として受け入れない。
- ・見学者には事前に全員の名簿（住所、氏名、連絡先）を提出することを義務付ける。  
見学後、2週間以内に感染が確認された場合には、速やかに連絡していただくように依頼する。
- ・見学者には、当日、体温を検温し、発熱のある場合は、辞退していただく。
- ・見学者、案内者はワゴン、マイクロバス乗車時には、手指の消毒を行い、乗車する。
- ・ワゴン、マイクロバス使用後は、必ず、座席シート、ドアノブ等の消毒を行う。
- ・見学者乗車時には、ワゴン、マイクロバスの窓を開け、換気を心がける。
- ・心の資料館見学時は、入館時に手指の消毒を行い、入館する。資料館の窓、扉を開け、換気を怠らない。
- ・心の資料館内で、見学者が展示物に触れないように指示する。触れた場合は、見学後、消毒する。見学後は、扉のノブ等は消毒する。
- ・見学中に、発熱等の症状が出た場合には、診療所の医師または小豆島保健所（小豆総合事務所）に連絡し、指示を受ける。

## 第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会の委員候補

第 17 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R5.1.26）において、設置要綱（資料 17・Ⅱ／6 別紙）が審議・了承され、本年 4 月 1 日から第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会が発足する。

委員については、専門家の関与に関する大綱 2（2）に基づき、県から申請人らに委員の候補者を下表のとおり通知しており、本年 4 月 1 日に委嘱する予定である。

表 第 2 次豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会 名簿

（任期：令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

氏 名	所 属 及 び 職 名	委 員	技 術 アドバイザー
永 田 勝 也	早稲田大学名誉教授	○	
河 原 長 美	岡山大学名誉教授	○	
松 島 学	香川大学名誉教授	○	
門 谷 茂	北海道大学名誉教授	○	
河 原 能 久	広島大学名誉教授	○	
平 田 健 正	和歌山大学名誉教授	○	
長谷川 修一	香川大学 四国危機管理教育・研究・地域連携推進機構 副機構長		○
山 中 稔	香川大学創造工学部教授		○

## 豊島廃棄物等処理事業における報告書の作成と公開

豊島廃棄物等の処理を終えて

- 豊かな島の再生と循環型社会の実現への道程 -

### 1. 概要

標記については、第16回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4.11.14開催）において、素案を示した上で審議・了承されたスケジュールに従い、作業を進めてきたところである。

令和5年1月16日付で委員・関係者へ原稿の執筆依頼を行い、提出いただいた原稿を報告書の素案に加えた。

また、第16回フォローアップ委員会後に頂いた意見・コメント等は、「豊島廃棄物等処理事業における報告書への意見と修正内容」（別紙1）のとおり、委員長並びに事務局にて、報告書の素案の修正に反映させた。

以上により作成した報告書案について、フォローアップ委員会の審議を受けるものである。

### 2. 今後のスケジュール

フォローアップ委員会委員及び関係者からのご意見をいただき、これを受けて委員長と事務局で相談のうえ、報告書を完成させる。令和5年度に報告書を印刷製本し、委員及び関係者に送付するとともに県ホームページに掲載する。

### 3. 報告書の記載内容の時期

フォローアップ委員会及びその下部組織で作成した報告書の記載内容の時期を下記に示す。

名称	主な記載内容	記載内容の時期
豊島廃棄物等処理事業報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 暫定的な環境保全措置</li><li>・ 豊島廃棄物等の処理</li><li>・ 豊島事業関連施設の撤去等の概要</li><li>・ 地下水浄化対策の概要</li></ul>	H12～H29
豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅰ期工事等に関する報告書	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（豊島の間保管・梱包施設及び特殊前処理施設並びに直島の間処理施設及び専用棧橋の撤去等の詳細）	H29～R1
豊島事業関連施設の撤去についての第Ⅱ期工事等に関する報告書	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（豊島の高度排水処理施設及び専用棧橋の撤去、遮水機能の解除、処分地の整地関連等の詳細）	R3～R5
豊島処分地における地下水浄化に関する報告書	豊島廃棄物等処理施設撤去等事業（地下水浄化対策の詳細）	H27～R5

## 環境計測及び周辺環境モニタリングの結果

### 1. 環境計測

- (1) 豊島における環境計測（地下水調査）の結果……………令和5年1月調査
- ・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。

### 2. 周辺環境モニタリング

- (1) 豊島における周辺環境モニタリング（水質）の結果……………令和5年2月調査
- ・何れの地点においても、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。



## 豊島における環境計測（地下水調査）の結果

地下水浄化の進捗に伴う水質の推移を把握するため、地下水の環境計測等を実施している。今回、令和5年1月に実施した水質調査結果をとりまとめた。

### 1 調査の概要

#### (1) 調査日

令和5年1月10日（火）

#### (2) 調査地点（調査地点図参照）

観測井3地点（A3、B5、F1西）

#### (3) 検体採取機関及び分析機関

採取機関：廃棄物対策課、環境保健研究センター

分析機関：環境保健研究センター

### 2 調査結果の概要（表1～3）

- ・観測井3地点全てにおいて、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。
- ・それぞれの観測井において、次の項目が環境基準を満足しなかった。

A3 : 鉛、砒素

B5 : 砒素、ほう素、1,4-ジオキサン

F1西 : 砒素、クロロエチレン、ほう素、1,4-ジオキサン

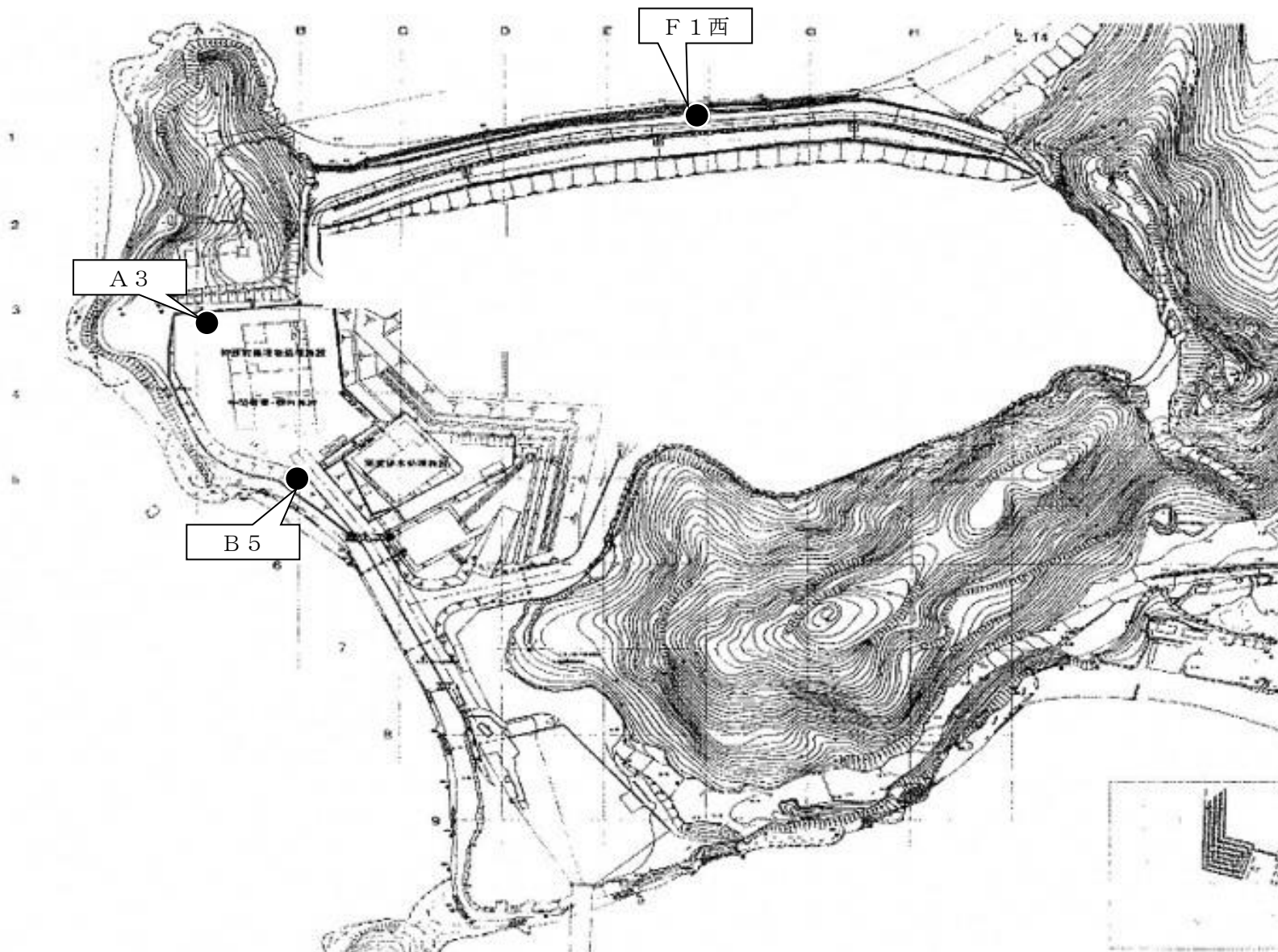


図 豊島における環境計測（地下水調査）調査地点

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																									地下水の環境基準	検出下限		
調査年月日	H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.17	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16					
一般項目	pH	7.0	7.1	6.9	7.1	7.0	6.8	7.0	7.2	6.9	6.8	6.7	6.7	6.9	6.6	6.8	6.9	6.9	6.8	6.8	6.6	9.8	11.4	7.0	7.0	7.0	-	-		
	BOD	7.5	12	0.8	4.3	0.7	0.9	ND	1.4	1.0	ND	1.0	1.0	0.8	ND	ND	0.8	1.3	1.3	ND	ND	1.0	ND	ND	1.3	22	-	0.5		
	COD	32	70	17	18	10	21	3.1	3.7	5.7	5.6	3.7	5.1	3.8	7.0	5.0	4.1	3.4	7.9	3.5	4.2	8.4	7.2	5.2	6.3	49	-	0.5		
	大腸菌群数	13	33	33	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	2	7.8	ND	ND	11	13	ND	350	2	7.8	ND	ND	280	11	ND	-	-		
	油分	0.6	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.7	1.1	0.6	ND	0.8	ND	-	0.5		
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003		
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1		
	有機リン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1		
	鉛	ND	0.1	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.008	ND	ND	0.008	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05	
	砒素	0.56	0.73	0.40	1.1	0.42	0.59	0.31	1.6	1.2	0.26	0.55	0.50	0.70	1.0	0.54	0.27	0.13	0.090	0.21	0.56	0.49	0.26	0.16	0.22	0.68	0.01	0.005		
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0034	0.0063	0.0044	0.0090	0.0040	0.017	0.0023	0.0034	0.0035	0.0032	ND	ND	0.0022	0.0018	0.012	0.018	0.002	0.0002		
	1,2-ジクロロエタン	0.21	0.018	0.029	0.018	0.0091	0.0082	0.0053	0.0019	0.0007	0.0066	0.010	0.0060	0.0032	0.0057	0.0079	0.0045	0.0036	0.0033	0.0037	0.0050	0.0020	0.0031	0.0010	0.016	0.0072	0.004	0.0004		
	1,1-ジクロロエチレン	0.054	0.009	0.011	0.004	0.003	ND	ND	ND	0.005	0.007	0.011	0.004	0.002	0.003	0.002	0.004	ND	ND	0.002	0.002	ND	ND	0.005	ND	0.008	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002		
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	1.7	0.32	0.33	0.11	0.071	0.047	0.033	0.022	0.047	0.046	0.032	0.030	0.037	0.021	0.024	0.022	0.019	0.010	0.022	0.015	ND	0.022	0.054	0.12	0.056	0.04	0.004		
	1,1,1-トリクロロエタン	0.21	0.023	0.025	0.011	0.007	0.0036	0.0018	0.0011	0.0072	0.011	0.023	0.0096	0.0029	0.0039	0.0083	0.0025	0.0019	0.0011	0.0055	0.0049	ND	0.0021	0.016	0.041	0.011	1	0.0005		
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.15	0.010	0.017	0.022	0.019	0.011	0.006	0.007	0.042	0.043	0.066	0.027	0.016	0.021	0.033	0.0026	0.010	0.007	0.020	0.015	0.002	0.016	0.033	0.098	0.058	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001		
	テトラクロロエチレン	0.022	0.011	0.034	0.0027	0.0012	0.0014	ND	0.0006	0.0007	0.0057	0.081	0.014	0.0007	0.0014	0.0013	0.0014	0.0007	ND	0.0006	0.0007	ND	ND	0.0020	0.0053	0.0059	0.01	0.0005		
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	ベンゼン	0.053	0.012	0.012	0.005	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.014	ND	ND	ND	0.059	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1.0	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8	
ホウ素	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.5	0.1	0.1	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	ND	0.1	0.3	0.2	0.3	0.2	0.3	1	0.1			
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	0.05	0.005			
その他の項目	全窒素	4	3	2	3	1	1	1	5	3	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1	ND	ND	2	1	ND	2	-	1		
	全リン	0.5	ND	0.2	1.0	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.2	ND	0.2	ND	ND	0.1	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.4	-	0.1		
	塩化物イオン	68	39	28	23	37	29	24	28	21	25	31	30	32	20	33	31	33	41	38	40	48	57	53	54	50	-	1		
	電気伝導率	51.3	40	32	29.5	14.6	16.1	16.2	15	16	32.7	30	28	30.8	30.8	32	30	30	32	30	31	32	87	41	50	44	-	0.1		
	ニッケル	ND	0.08	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05	
	モリブデン	ND	ND	0.016	ND	ND	0.008	0.026	0.022	ND	ND	0.028	0.030	0.038	0.022	ND	0.008	0.044	0.016	0.013	0.019	0.12	0.098	0.023	0.007	0.049	-	0.007		
アンチモン	ND	0.002	0.005	0.002	0.002	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	ND	ND	0.001	ND	ND	0.001	ND	0.004	ND	ND	ND	0.002	-	0.001			
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	0.046	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006		

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表1 地下水調査結果（A3地点の推移）

調査地点		A3																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H27.5.19	H27.9.17	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.30	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.14	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23	R5.1.10			
一般項目	pH	6.8	7.5	7.0	6.8	6.7	7.8	7.1	7.5	7.1	6.8	7.2	7.2	6.7	6.8	6.7	7.1	6.7	6.7	6.9	6.8	7.3	7.7	7.6	7.7	7.6	7.7	-	-
	BOD	0.8	0.6	ND	1.4	0.6	1.8	1.8	0.5	1.4	2.7	2.9	3.0	2.3	1.2	3.6	2.3	1.7	1.7	1.4	ND	1.1	1.5	2.0	0.9	0.9	5.6	-	0.5
	COD	11	6.5	5.6	5.7	5.0	6.7	5.1	9.0	7.5	4.3	4.6	5.2	5.0	4.6	5.1	3.5	4.2	4.7	5.8	3.9	4.1	3.5	2.9	3.8	6.5	13	-	0.5
	大腸菌群数	ND	23	ND	7.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	49	2	ND	6.8	33	ND	ND	1100	23	33	-	-	-	-	-	-	-	-
	油分	ND	ND	0.8	ND	ND	ND	0.6	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.1
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.010	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	0.01	0.005
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.05	0.05
	砒素	29	0.64	0.38	0.45	1.1	7.6	0.20	0.47	3.9	0.38	1.2	2.2	0.12	0.28	0.58	0.093	0.46	0.90	2.1	0.60	ND	0.010	0.007	0.012	0.016	0.027	0.01	0.005
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	0.0059	0.017	0.0061	0.0076	0.0052	0.0054	0.0056	0.0014	0.012	0.0052	0.0045	0.0030	0.0032	0.0032	0.0031	0.0052	0.0032	0.0025	ND	0.0026	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.016	0.0062	0.0083	0.0097	0.0094	0.015	0.0070	0.0035	0.0083	0.012	0.0090	0.0064	0.0071	0.0069	0.0065	0.0058	0.0059	0.0053	ND	0.0046	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.010	0.002	0.002	0.006	0.008	0.013	0.004	0.002	0.002	0.010	0.005	0.002	ND	0.004	0.003	0.003	ND	ND	ND	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	0.082	0.046	0.034	0.027	0.029	0.037	0.020	0.011	0.021	0.033	0.021	0.014	ND	0.020	0.017	0.014	0.016	0.011	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	0.029	0.010	0.010	0.017	0.030	0.049	0.014	0.0087	0.011	0.026	0.017	0.0095	ND	0.015	0.013	0.012	0.010	0.0071	ND	0.0088	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	0.091	0.062	0.049	0.078	0.10	0.15	0.065	0.039	0.059	0.063	0.066	0.044	0.056	0.070	0.061	ND	0.040	0.031	ND	0.027	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	0.0092	0.0015	0.0028	0.0026	0.0034	0.0044	0.0017	0.0007	0.0013	0.0038	0.0023	0.0013	0.0020	0.0023	0.0018	0.0011	0.0020	0.0010	ND	0.0023	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.02	0.002
	ベンゼン	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	0.004	0.01	0.001
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.01	0.005
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	10	10
フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
ホウ素	0.2	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	1.1	0.5	0.2	0.2	0.3	0.2	1	0.1	
1,4-ジオキサン	0.008	0.017	0.005	ND	0.005	0.005	ND	ND	ND	0.009	0.005	ND	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	2	2	1	1	1	2	2	5	2	1	1	1	1	1	1	1	1	ND	ND	1	19	10	1	1	ND	1	-	1
	全燐	0.4	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	0.4	0.1	0.1	0.1	ND	ND	ND	1.7	0.4	0.4	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	-	0.1
	塩化物イオン	46	61	49	48	47	50	33	37	70	33	32	32	34	54	52	37	62	30	19	32	21	46	6	50	720	37	-	1
	電気伝導率	31	53	41	39	38	38	34	40	48	37	44	46	37	26	47	28	22	27	170	48	40	560	24	61	24	26	-	0.1
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
モリブデン	ND	0.009	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	0.032	0.014	0.022	0.015	ND	0.012	0.012	0.012	0.016	0.010	0.011	0.013	ND	0.007	0.007	0.009	0.008	0.007	-	0.007	
アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H12.12.4	H13.3.6	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.29	H25.11.13	H26.3.4	H26.5.13	H26.7.29	H26.11.25	H27.2.16				
一般項目	pH	6.3	6.4	6.6	7.1	6.8	6.9	6.7	7.0	6.5	6.8	6.5	6.5	6.6	6.7	6.6	6.7	6.7	6.7	6.6	6.7	6.8	6.6	6.7	6.6	6.9	-	-	
	BOD	120	55	50	44	43	41	36	29	21	33	43	24	27	15	34	13	4.2	12	10	8	16	13	3.2	6.2	17	-	0.5	
	COD	530	300	370	300	310	220	240	420	300	223	240	210	260	160	204	186	179	194	228	215	120	200	100	130	100	-	0.5	
	大腸菌群数	3.5×10 <sup>2</sup>	2.4×10 <sup>2</sup>	ND	ND	17	ND	2.0	ND	2.0	ND	23	ND	ND	ND	ND	49	ND	2.0	790	2.0	350	1700	33	49	59	-	-	
	油分	2.9	4.1	8.9	5.6	4.5	5.5	5.2	4.3	6.1	8.2	5.8	5.4	4.6	4.6	5.2	4.2	3.4	7.0	10	8.6	11	7.6	6.2	8.9	4.7	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003		
	全シアン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	
	有機燐	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	
	鉛	0.018	0.048	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05
	砒素	0.047	0.022	ND	0.008	0.013	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.017	ND	0.011	0.007	ND	ND	0.006	ND	0.006	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	総水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
	PCB	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005
	ジクロロメタン	0.085	0.039	0.018	0.006	0.003	0.002	0.003	ND	0.004	0.004	ND	0.004	0.005	0.004	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.0017	0.0014	ND	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.0005	ND	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	0.0016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001
	シマジン	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	-	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	ベンゼン	0.22	0.19	0.042	0.014	0.003	0.002	0.006	0.002	0.025	0.020	0.025	0.020	0.022	0.016	0.015	0.013	0.009	0.010	0.013	0.004	0.010	0.030	0.014	0.018	0.007	0.01	0.001	
	セレン	ND	-	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.26	1.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
フッ素	ND	ND	4.2	5.0	3.6	3.0	2.0	1.3	ND	2.6	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2	1.3	1.2	1.4	1.1	0.9	1.4	1.8	0.8	0.8	ND	0.8	0.8		
砒素	2.1	2.6	3.0	3.1	3.1	2.6	3.0	2.5	2.5	2.6	2.6	4.9	2.8	2.6	2.7	2.6	2.5	2.2	2.6	2.7	2.5	2.0	2.3	2.0	2.0	1	0.1		
1,4-ジオキサン	-	-	-	-	-	-	-	-	5.3	5.1	5.6	5.1	5.2	3.5	4.5	4.1	3.5	3.5	4.1	3.1	3.3	3.6	2.3	2.3	1.6	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	14	14	12	10	37	30	31	45	8	9	38	34	28	34	24	17	17	15	18	4	ND	12	3	8	3	-	1	
	全燐	0.1	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1
	塩化物イオン	2,300	1,840	2,000	1,520	1,550	1,330	1,470	1,400	1,400	1,400	1,480	1,390	1,330	1,180	1,120	1,080	944	943	1,020	690	704	901	603	967	585	-	1	
	電気伝導率	635	462	694	542	478	314	274	280	560	502	517	523	502	432	467	399	413	400	354	339	320	403	272	336	249	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.018	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
アンチモン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	0.020	ND	ND	ND	ND	0.010	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表2 地下水調査結果（B5地点の推移）

調査地点		B5																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H27.5.19	H27.7.27	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.2.27	R1.5.21	R1.8.27	R1.11.19	R2.2.5	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23	R5.1.10				
一般項目	pH	6.4	6.6	6.8	6.8	6.9	6.8	7.0	6.6	6.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	6.7	6.8	6.6	6.0	6.9	6.6	6.8	6.7	6.8	6.8	6.8	-	-	
	BOD	12	23	24	20	14	8.9	22	16	17	6	5.8	6.4	7.1	11	21	7.8	15	2.7	21	2.6	16	10	12	3.3	2.2	-	0.5	
	COD	110	58	65	67	69	74	92	77	60	57	61	72	64	75	66	62	62	5.6	66	43	46	33	43	42	51	-	0.5	
	大腸菌群数	170	ND	ND	ND	4.0	11	ND	ND	4.5	ND	ND	790	22	23	ND	ND	1700	ND	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	
	油分	5.9	3.1	4.0	5.7	4.4	4.9	5.8	3.8	4.6	2.9	1.8	3.4	3.5	5.4	3.0	4.9	3.2	3.4	3.7	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	
	有機磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.1	
	鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.015	ND	ND	ND	ND	0.020	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.05	0.05	
	砒素	0.009	ND	ND	0.007	0.006	0.006	ND	0.008	0.011	0.009	0.013	0.011	0.007	0.011	0.008	0.009	0.014	0.042	0.008	0.007	0.023	0.008	0.064	0.029	0.031	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.0009	0.0018	ND	0.002	0.0002
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	0.0039	ND	ND	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.009	ND	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006	0.001
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.003	0.0003
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.02	0.002
ベンゼン	0.014	0.006	0.007	0.008	0.008	0.008	0.005	0.006	0.008	0.006	0.003	0.004	0.004	0.002	ND	0.003	0.006	0.004	0.003	0.003	0.002	0.001	0.002	0.002	0.006	0.01	0.001		
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.01	0.005	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	10	10	
フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
砒素	1.9	1.2	1.5	1.7	1.6	1.7	1.8	1.7	1.6	1.7	1.6	1.5	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.7	1.9	1.7	1.5	1.8	2.0	2.2	1	0.1	
1,4-ジオキサジン	2.4	0.85	1.0	1.2	1.5	1.4	1.1	1.3	2.3	1.4	0.84	1.1	0.96	1.3	0.80	0.41	0.86	0.88	0.94	0.82	0.95	0.67	0.87	1.0	1.2	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	3	5	4	3	4	4	3	4	3	3	3	2	3	3	3	4	5	3	3	3	3	3	4	3	3	-	1	
	全磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	773	330	390	447	430	425	457	460	340	350	340	340	300	370	350	370	270	330	290	320	360	310	340	310	410	-	1	
	電気伝導率	264	195	197	194	183	210	203	190	170	201	180	140	140	180	170	170	82	330	83	130	1600	160	160	94	97	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
アンチモン	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.001	
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																									地下水の環境基準	検出下限	
調査年月日	H15.2.6	H16.2.5	H17.2.7	H18.2.28	H19.2.1	H20.2.13	H21.2.17	H22.2.16	H23.2.9	H23.6.14	H23.8.3	H23.11.22	H24.2.1	H24.5.16	H24.8.1	H24.11.19	H25.2.5	H25.5.22	H25.7.22	H25.11.13	H26.2.17	H26.5.13	H26.7.22	H26.11.25	H27.2.16				
一般項目	pH	7.0	7.0	7.0	6.9	7.3	6.9	7.2	7.7	6.8	6.9	6.9	7.2	6.9	6.8	6.8	7.1	7.1	6.7	6.7	7.1	6.9	7.1	6.7	6.7	6.7	-	-	
	BOD	3.9	6.6	1.0	2.7	0.5	1.6	1.7	1.1	0.9	ND	ND	0.7	0.6	ND	ND	ND	2.1	1.7	0.5	0.6	ND	ND	ND	0.6	1.3	-	0.5	
	COD	5.4	7.9	1.7	2.4	2.4	2.7	2.3	0.9	1.8	2.8	1.9	1.9	1.9	2.0	3.0	2.2	0.9	7.8	6.1	1.7	5.0	2.6	8.0	10	5.8	-	0.5	
	大腸菌群数	22	4.5	2.0	22	33	3.7	7.8	2.0	ND	13	22	540	7.8	11	11	70	ND	69	33	ND	7.8	ND	ND	7.8	ND	-	-	
	油分	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.5	ND	ND	0.5	ND	-	0.5	
	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
健康項目	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.1	
	有機磷	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	鉛	0.024	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	0.05	
	砒素	0.016	0.016	ND	0.013	ND	0.010	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	0.012	0.008	ND	ND	0.008	ND	0.016	0.009	0.019	0.011	0.011	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005	
	アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	ND	ND	ND	ND	0.0013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.0003	ND	ND	0.002	0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002	
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.011	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.011	0.033	0.006	0.031	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002	
	ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	0.001	ND	0.010	0.012	0.007	0.006	0.012	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	0.9	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.8	0.8	
	ホリ素	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.9	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.5	0.3	0.4	0.5	0.3	0.5	1	0.1	
1,4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ND	0.008	ND	ND	0.006	ND	0.010	0.010	0.010	0.020	0.023	ND	0.017	0.027	0.045	0.025	0.026	0.05	0.005	
その他の項目	全窒素	1	4	ND	ND	1	ND	ND	ND	ND	ND	1.6	1.2	1.2	4	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	1	
	全磷	ND	ND	ND	0.2	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.1	
	塩化物イオン	230	230	220	216	223	274	241	250	270	360	248	252	285	331	342	328	338	436	426	280	314	309	539	456	522	-	1	
	電気伝導率	98.6	94	94.6	90	83.7	53.4	47.3	49	110	136	102	109	115	130	133	118	133	168	176	100	127	117	207	174	193	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05
	モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007
	アンチモン	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.001
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	0.033	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.006	

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)



表3 地下水調査結果（F1西地点の推移）

調査地点		F1西																									地下水の環境基準	検出下限		
調査年月日	H27.5.19	H27.7.27	H27.11.24	H28.2.9	H28.5.24	H28.7.26	H28.11.8	H29.1.31	H29.5.23	H29.7.26	H29.11.29	H30.2.13	H30.6.26	H30.9.3	H30.10.30	H31.3.13	R1.5.21	R1.9.3	R1.11.19	R2.2.18	R2.8.5	R3.2.10	R3.8.4	R4.2.17	R4.8.23	R5.1.10				
一般項目	pH	6.4	6.7	6.8	6.8	6.7	6.6	6.7	6.9	6.7	6.6	6.8	6.8	6.7	6.6	6.9	6.9	6.7	6.5	7.0	7.0	6.8	7.0	6.7	6.8	6.8	6.9	-	-	
	BOD	ND	0.7	ND	1.3	0.8	0.8	1.4	1.8	4.9	7.7	3.6	6.4	4.2	4.9	3.9	4.5	4.7	5.2	8.3	2.8	3.5	4.8	8.2	13	2.2	1.5	-	0.5	
	COD	6.9	6.4	7.2	6.5	7.4	6.3	7.4	7.7	8.8	7.2	6.0	8.5	8.2	7.1	5.8	7.8	9.2	9.2	15	10	9.3	12	21	27	19	18	-	0.5	
	大腸菌群数	ND	2.0	7.8	2.0	13	79	ND	ND	ND	ND	ND	ND	490	4.5	ND	ND	79	490	49	ND	-	-	-	-	-	-	-	1	
	油分	ND	ND	1.2	ND	0.7	ND	0.9	ND	1.5	ND	ND	ND	ND	0.6	ND	0.5	0.5	ND	ND	0.7	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.5	
健康項目	カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003 <sup>(注6)</sup>	0.0003	
	全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.1	
	有機燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.1	
	鉛	ND	ND	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	
	六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.05	0.05	
	砒素	0.020	0.024	0.030	0.039	0.038	0.030	0.033	0.045	0.048	0.040	0.034	0.046	0.043	0.036	0.034	0.052	0.054	0.049	0.065	0.049	0.041	0.053	0.054	0.084	0.064	0.050	0.01	0.005	
	総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.0005	0.0005	
	メチル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	検出されないこと	0.0005	
	ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.002
	四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002
	クロロエチレン <sup>(注8)</sup>	0.0005	ND	ND	0.0006	ND	ND	ND	0.0002	0.0002	0.0002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	ND	ND	0.0002	0.0011	0.0057	0.0059	0.0048	0.0054	0.002	0.002		
	1,2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1 <sup>(注4)</sup>	0.002
	1,2-ジクロロエチレン <sup>(注5)</sup>	0.019	ND	ND	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	0.0006	
	トリクロロエチレン	0.021	0.002	ND	0.009	ND	0.003	ND	0.003	0.001	0.001	ND	0.003	ND	0.002	0.002	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	0.001	0.001	0.001	ND	ND	0.01 <sup>(注7)</sup>	0.001	
	テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.0005	
	1,3-ジクロロプロパン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.0002	
	チラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.006	0.001	
	シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.003	0.0003	
	チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.02	0.002	
	ベンゼン	0.015	0.001	0.001	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.001	ND	0.006	0.01	0.001	
	セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.01	0.005	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	10	10	
	フッ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	0.8	0.8	
砒素	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.7	0.8	0.9	1.2	1.2	1.6	1.6	1.8	1.9	1.9	1.6	1	0.1		
1,4-ジオキサン	0.039	0.027	0.025	0.019	0.029	0.026	0.033	0.028	0.034	0.053	0.023	0.025	0.035	0.026	0.038	0.026	0.028	0.028	0.024	0.022	0.020	0.032	0.058	0.081	0.10	0.11	0.05	0.005		
その他の項目	全窒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	1	1	1	2	2	2	5	5	2	4	-	1		
	全燐	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	ND	0.1	0.1	ND	0.1	ND	ND	ND	ND	-	0.1		
	塩化物イオン	545	554	539	496	555	498	588	584	660	540	440	540	530	480	420	450	480	440	420	470	450	560	1200	860	830	690	-	1	
	電気伝導率	197	204	202	191	205	181	220	208	200	194	188	198	190	95	170	140	81	86	170	93	160	1900	290	290	139	110	-	0.1	
	ニッケル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.05	
モリブデン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	0.007		
アンチモン	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.001		
フタル酸ジエチルヘキシル	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	-	-	-	-	-	0.006		

(注1)単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、電気伝導度(mS/m)を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の未満の数値は、NDと表記する。

(注2)有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。

(注3)下線は地下水の環境基準を超過しているもの。

(注4)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成21年11月調査までの環境基準値は0.02mg/Lである。)

(注5)環境省通知に基づき、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水環境基準項目となったため、名称を変更した。(平成22年1月調査までは、シス体のみ調査を実施した。)

(注6)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成23年10月調査までの環境基準値は0.01mg/Lである。)

(注7)環境省通知に基づき、環境基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.03mg/Lである。)

(注8)環境省通知に基づき、名称を変更した。(平成29年3月調査までは塩化ビニルモノマーである。)

## 豊島における周辺環境モニタリング（水質）の結果

豊島における周辺環境モニタリングは、暫定的な環境保全措置の実施、高度排水処理施設等の建設・運転時、廃棄物等の掘削・運搬の開始後、各施設の供用停止・撤去後のそれぞれの段階において、周辺環境への影響を把握することを目的としており、これまで、バックグラウンドを確認する事前環境モニタリング、工事前及び工事中、掘削・運搬の開始後等の周辺地先海域及び海岸感潮域における調査を順次実施してきた。

今回、令和5年2月に実施した調査結果をとりまとめた。

### 1 調査の経緯

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	事前環境モニタリング	平成10年12月～平成11年12月 (4回実施)	暫定工事の開始前に、バックグラウンドを確認するため実施した。
	暫定的な環境保全措置 工事前	平成12年7月27日(木)	事前環境モニタリング終了後、暫定工事開始前に実施した。
	暫定的な環境保全措置 工事中	平成13年7月18日(水)	北海岸では本矢板の打設が終了しており、東側のドレーン工を実施していた。また、東側雨水排水路、透気遮水シートの施工中であり、西海岸においては掘削作業を実施していた。
		平成14年2月1日(金)	西海岸では埋め戻し施工中、西海岸北東部では透気遮水シート、水路の施工中であった。
	中間保管梱包施設、高度 排水処理施設建設工事中	平成14年7月23日(火)	中間保管梱包施設のピット部の基礎工事、高度排水処理施設の水槽部の基礎工事を実施していた。
		平成15年2月6日(木)	中間保管梱包施設の内部仕上げ及び外構工事、高度排水処理施設の無負荷運転を実施していた。
	廃棄物等の掘削・運搬 中、高度排水処理施設等 の運転中	平成15年5月15日(木) (水質調査)	中間処理施設試運転のため、廃棄物等の掘削・運搬作業及び高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成15年7月14日(月) (水質調査、底質調査)	
		平成15年10月24日(金) (水質調査、底質調査)	中間処理施設本格稼働後、廃棄物等の掘削・運搬作業及び高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年2月10日(火) (水質調査)	掘削現場の場内整備、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年6月1日(火) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成16年7月29日(木) (水質調査、底質調査)	
		平成16年11月2日(火) (水質調査、底質調査)	
		平成17年1月14日(金) (水質調査)	
		平成17年5月23日(月) (水質調査)	
平成17年7月21日(木) (水質調査、底質調査)			
平成17年11月7日(月) (水質調査)			
平成18年1月18日(水) (水質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成18年5月26日(金) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成18年8月8日(金) (水質調査、底質調査)	
		平成18年11月27日(月) (水質調査)	
		平成19年1月24日(水) (水質調査)	
		平成19年6月14日(木) (水質調査)	
		平成19年8月27日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成19年11月15日(木) (水質調査)	
		平成20年1月25日(金) (水質調査)	
		平成20年5月21日(水) (水質調査)	
		平成20年8月27日(水) (水質調査・底質調査)	
		平成20年11月17日(月) (水質調査)	
		平成21年1月28日(水) (水質調査)	
		平成21年5月21日(木) (水質調査)	
		平成21年8月19日(水) 平成21年8月20日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成21年11月6日(金) (水質調査)	
		平成22年1月20日(水) (水質調査)	
		平成22年5月27日(木) (水質調査)	
		平成22年8月30日(月) (水質調査・底質調査)	
平成22年11月11日(木) (水質調査)			
平成23年1月24日(月) 平成23年1月25日(火) (水質調査)			
平成23年6月29日(水) (水質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成23年8月26日(金) (水質調査・底質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成23年11月17日(木) (水質調査)	
		平成24年1月27日(金) (水質調査)	
		平成24年5月16日(水) (水質調査)	
		平成24年8月2日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成24年11月19日(月) (水質調査)	
		平成25年1月17日(木) (水質調査)	
		平成25年5月22日(水) (水質調査)	
		平成25年8月19日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成25年11月8日(金) (水質調査)	
		平成26年1月22日(水) (水質調査)	
		平成26年5月26日(水) (水質調査)	
		平成26年8月7日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成26年11月12日(水) (水質調査)	
		平成27年1月26日(月) (水質調査)	
		平成27年5月25日(金) (水質調査)	
		平成27年7月30日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成27年11月17日(火) (水質調査)	
平成28年1月28日(木) (水質調査)			
平成28年5月19日(木) (水質調査)			
平成28年8月2日(火) (水質調査・底質調査)			

	調査区分	調査期間	工事、運転等との関連
報告済	廃棄物等の掘削・運搬中、高度排水処理施設等の運転中	平成28年11月18日(金) (水質調査)	廃棄物等の掘削・運搬作業、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成29年1月16日(月) (水質調査)	
	処分地内の構造物撤去中、高度排水処理施設等の運転中	平成29年5月25日(木) (水質調査)	処分地内の構造物撤去工事、高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成29年7月24日(月) (水質調査・底質調査)	
		平成29年11月9日(木) (水質調査)	
		平成30年1月22日(月) (水質調査)	
	高度排水処理施設等の運転中	平成30年5月14日(月) (水質調査)	高度排水処理施設等の運転を実施していた。
		平成30年7月12日(木) (水質調査・底質調査)	
		平成30年11月28日(水) (水質調査)	
		平成31年1月23日(水) (水質調査)	
令和元年7月4日(木) (水質調査・底質調査)			
令和2年8月17日(月) (水質調査・底質調査)			
令和2年10月23日(金) (水質調査)			
処分地内の構造物撤去中、高度排水処理施設等の解体中	令和4年1月24日(月) (水質調査)	処分地内の構造物撤去工事、高度排水処理施設等の解体工事を実施していた。	
処分地内の構造物撤去中	令和4年6月13日(月) (水質調査・底質調査)	処分地内の構造物撤去工事を実施していた。	
今回報告	処分地内の整地中	令和5年2月8日(水) (水質調査)	処分地内の整地工事を実施していた。

## 2 調査の概要

### (1) 調査地点（調査地点図参照）

#### 1) 海岸感潮域

##### ○水質調査

St-A（西海岸）、St-B（北海岸）及び St-E（北海岸）

### (2) 検体採取機関及び分析機関

① 検体採取機関：廃棄物対策課、環境保健研究センター

② 分析機関：環境保健研究センター

## 3 調査結果の概要

### (1) 海岸感潮域

#### 1) 水質調査

何れの地点においても、これまでの調査結果と比較して特段の差異は見られなかった。

##### ○一般項目（7項目）

・全ての項目及び地点で、管理基準を満足していた。

##### ○健康項目（18項目）

・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が全ての地点、鉛及びその化合物、ベンゼン、1,4-ジオキサンが各1地点において検出されたが、管理基準を満足していた。

・その他の項目は全ての地点で検出されなかった。

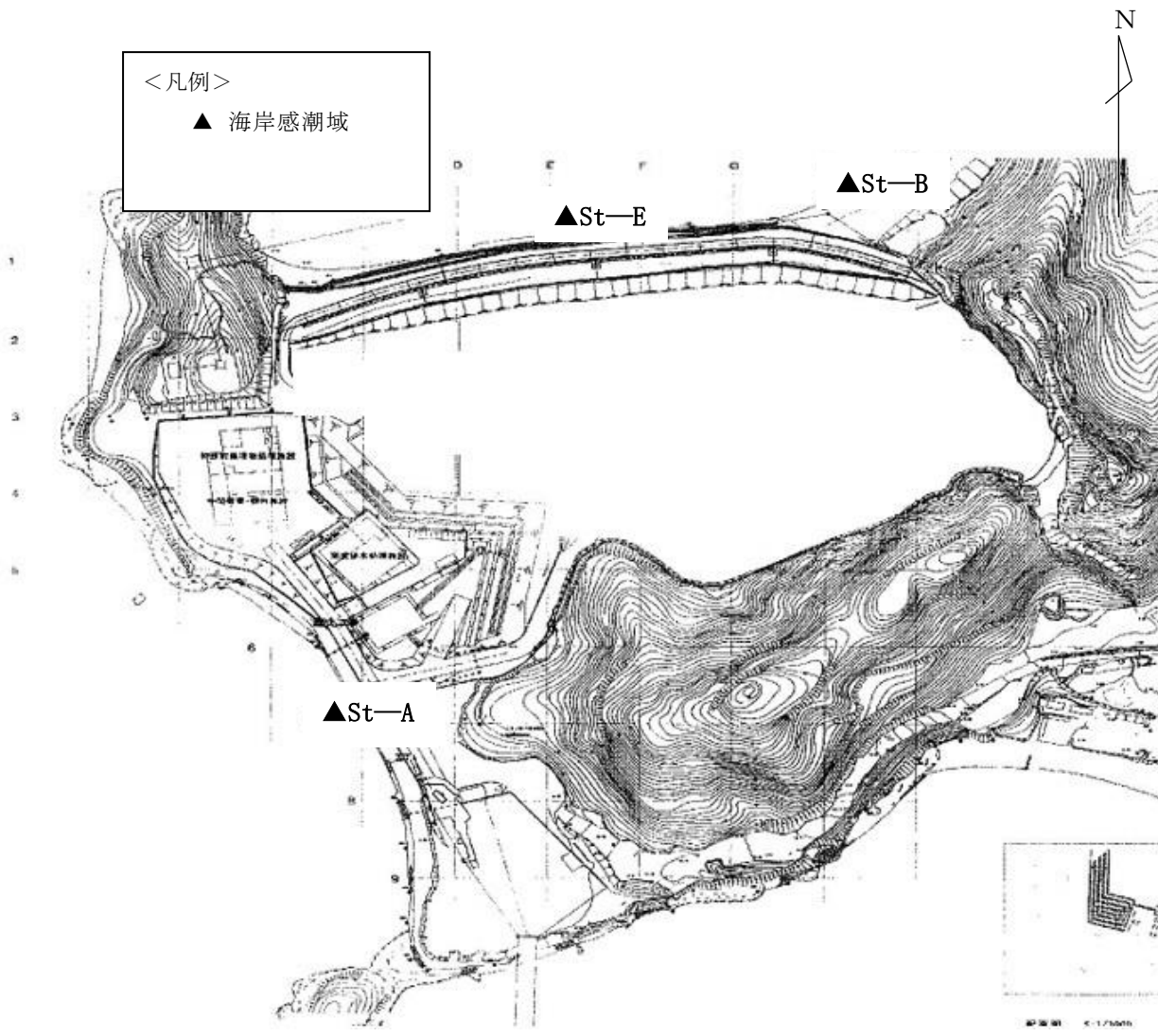




表1 豊島における周辺環境モニタリング（海岸感潮域間隙水水質）

測定項目 測定場所	調査日	pH	COD	油分等	大腸菌 群数	全窒素	全リン	全亜鉛	アルキル 水銀	総水銀	カドミウム	鉛	六価 クロム	ヒ素	全シアン	PCB	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	四塩化 炭素		
西海岸St-A	令和4年度	R5.2.8	8.0	5.7	ND	ND	0.15	0.24	0.019	—	—	ND	0.005	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	
		R4.6.13	7.8	0.8	ND	ND	0.25	0.043	0.009	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和3年度	R4.1.24	7.9	1.6	ND	ND	0.36	0.046	0.020	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		R3.6.23	7.7	1.1	ND	ND	0.84	0.027	0.010	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和2年度	R2.10.23	7.9	1.0	ND	ND	0.43	0.042	0.007	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和元年度	R1.7.4	7.7	1.3	ND	2.0	0.49	0.048	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成30年度	最小	7.7	1.2	ND	ND	0.25	0.033	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	2.1	0.7	ND	0.65	0.049	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.8	0.6	ND	0.40	0.042	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成29年度	最小	7.7	1.3	ND	ND	0.11	0.036	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.9	1.5	ND	ND	0.49	0.055	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.8	1.4	ND	ND	0.31	0.043	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成28年度	最小	7.7	1.1	ND	ND	0.19	0.025	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	2.5	0.6	ND	0.58	0.052	0.029	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.8	1.8	0.5	ND	0.37	0.038	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成27年度	最小	7.8	1.0	ND	ND	0.19	0.034	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.9	2.6	ND	ND	0.35	0.049	0.079	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.8	ND	ND	0.27	0.038	0.032	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成26年度	最小	7.7	0.8	ND	2.0	0.24	0.027	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	2.6	ND	2.0	0.47	0.033	0.085	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.4	ND	2.0	0.33	0.030	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成25年度	最小	7.6	1.2	ND	ND	0.24	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.9	2.1	ND	4.5	0.48	0.88	0.016	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.8	1.7	ND	ND	0.35	0.45	0.008	ND	ND	0.0003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成24年度	最小	7.8	1.0	ND	ND	0.15	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	1.7	ND	ND	0.39	0.073	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.5	ND	ND	0.25	0.036	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成23年度	最小	7.6	1.1	ND	ND	0.17	0.024	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	11	ND	2.0	0.48	0.032	0.040	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.7	3.7	ND	1.9	0.34	0.028	0.022	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成22年度	最小	7.5	0.5	ND	ND	0.25	0.025	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.8	1.8	ND	ND	0.31	0.036	0.036	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.7	0.9	ND	ND	0.27	0.032	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成21年度	最小	7.5	0.7	ND	ND	0.15	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.7	1.7	ND	2.0	1.5	0.042	0.029	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	1.1	ND	1.9	0.59	0.031	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成20年度	最小	7.6	ND	ND	ND	0.17	0.024	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	ND	ND	4.5	0.32	0.047	0.026	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.8	ND	ND	2.5	0.25	0.035	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成19年度	最小	7.6	ND	ND	ND	0.17	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.8	0.6	ND	2.0	0.81	0.052	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.7	0.5	ND	1.9	0.41	0.040	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成18年度	最小	7.6	ND	ND	ND	0.27	0.037	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	1.3	ND	ND	0.47	0.096	0.028	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.8	0.8	ND	ND	0.37	0.068	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成17年度	最小	7.8	1.2	ND	ND	0.13	0.028	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	1.7	ND	2.0	0.43	0.057	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.5	ND	1.9	0.31	0.039	0.016	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成16年度	最小	7.6	0.6	ND	ND	0.21	0.035	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.9	1.9	ND	2.0	0.44	0.043	—	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平均		7.8	1.4	ND	1.9	0.29	0.039	—	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成15年度	最小	7.8	0.7	ND	ND	0.08	0.032	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	最大	8.3	1.4	ND	ND	0.43	0.042	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	平均	8.0	1.1	ND	ND	0.26	0.036	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成14年度		7.7~8.4	1.3~1.4	ND	ND	0.11~0.40	0.045~0.060	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成13年度		7.4~8.0	1.2~1.7	ND	ND	0.12~0.25	0.040~0.052	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成12年度		7.7	1.0	ND	ND	0.27	0.041	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)		7.6~ 8.0 (7.8)	1.0~ 1.7 (1.3)	ND	—	0.16~ 0.40 (0.27)	0.026~ 0.065 (0.047)	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
管理基準値		5.0~ 9.0	≤30	≤30 (鉱油類5)	1,000	≤120	≤16	≤2 <sup>8)</sup>	ND	≤0.005	≤0.03 <sup>7)</sup>	≤0.1	≤0.5	≤0.1	≤1	≤0.003	≤0.1 <sup>9)</sup>	≤0.1	≤0.2	≤0.02		
検出下限値 (ND)		—	<0.5	<0.5	<1.8	<0.05	<0.003	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.02	<0.005	<0.1	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.0002		

測定項目 測定場所	調査日	pH	COD	油分等	大腸菌 群数	全窒素	全リン	全亜鉛	アルキル 水銀	総水銀	カドミウム	鉛	六価 クロム	ヒ素	全シアン	PCB	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	四塩化 炭素	
北海岸 St-B	令和4年度	R5.2.8	7.8	4.3	ND	2.0	0.32	0.080	0.004	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
		R4.6.13	7.7	2.3	ND	ND	0.22	0.024	0.004	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
	令和3年度	R4.1.24	7.9	5.5	ND	4.5	0.51	0.037	0.018	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
		R3.6.23	7.7	3.3	ND	4.5	0.36	0.039	0.007	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
	令和2年度	R2.8.17	7.3	3.3	ND	ND	0.86	0.072	0.011	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND
	令和元年度	R1.7.4	7.4	6.2	ND	49	0.46	0.077	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成30年度	最小	7.5	4.6	ND	ND	0.64	0.10	0.003	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.7	5.0	0.7	920	3.4	0.20	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	4.8	0.6	230	1.6	0.14	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成29年度	最小	7.4	4.8	ND	ND	0.70	0.061	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	5.4	1.0	170	1.2	0.21	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.5	5.1	0.63	44	0.93	0.12	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成28年度	最小	7.5	3.4	ND	ND	0.44	0.078	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.9	6.4	0.5	460	1.6	0.15	0.034	ND	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.7	4.9	0.5	120	0.80	0.11	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成27年度	最小	7.5	3.2	ND	ND	0.68	0.072	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	5.0	ND	13	0.96	0.19	0.062	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	4.1	ND	6.2	0.83	0.12	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成26年度	最小	7.4	3.4	ND	4.5	0.48	0.056	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.7	5.9	ND	11	1.0	0.18	0.050	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	5.2	ND	7.8	0.73	0.11	0.016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成25年度	最小	7.3	4.1	ND	ND	0.88	0.049	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	4.8	ND	ND	1.5	0.88	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.5	4.5	ND	ND	1.1	0.49	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成24年度	最小	7.1	6.7	ND	ND	1.4	0.066	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.4	16	ND	ND	5.4	0.17	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	10	ND	ND	3.1	0.094	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成23年度	最小	7.3	2.8	ND	ND	0.58	0.075	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.7	50	0.9	7.8	4.1	0.17	0.047	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.4	17	0.5	3.4	2.5	0.11	0.023	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成22年度	最小	7.4	4.3	ND	ND	1.2	0.075	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.5	50	0.9	7.8	7.7	0.15	0.017	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	22	0.7	3.3	3.6	0.11	0.012	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成21年度	最小	7.1	8.1	ND	ND	1.4	0.12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.4	41	ND	7.8	6.1	0.19	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	24	ND	8.4	4.5	0.15	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成20年度	最小	7.1	4.8	ND	ND	1.5	0.061	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.5	21	0.5	49	7.0	0.41	0.028	ND	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.2	16	0.5	15	4.9	0.18	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成19年度	最小	6.9	7.4	ND	ND	3.0	0.059	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	31	0.6	2.0	11	0.20	0.040	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.2	20	0.5	2.0	6.7	0.13	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成18年度	最小	6.8	8.9	ND	ND	3.2	0.13	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.4	52	1.4	4.5	23	0.50	0.022	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.0	39	0.7	2.8	12	0.23	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成17年度	最小	6.8	19	1.3	ND	12	0.15	0.010	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.0	110	2.9	2.8	20	0.24	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	6.9	70	2.1	19	15	0.19	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成16年度	最小	6.8	61	ND	ND	15	0.095	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.2	89	4.1	16000	26	0.16	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平均		7.0	75	1.9	4000	19	0.13	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成15年度	最小	6.8	75	ND	ND	13	0.11	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	最大	7.0	92	1.8	45	19	0.23	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
	平均	6.9	80	1.3	15	16	0.16	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成14年度	6.8~6.9	100~140	2.4~6.0	ND~7.8	15~36	0.21~0.29	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成13年度	6.9~7.1	130~170	2.2~6.3	4.0~4.0	23~41	0.24~0.26	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
平成12年度	6.8	170	1.3	2.0	22	0.31	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)	6.4~ 6.8 (6.7)	190~ 240 (210)	1.4~ 3.7 (2.4)	—	—	23~ 32 (29)	0.24~ 0.36 (0.31)	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND~ 0.007 (0.006)	ND	ND	ND	ND	ND	ND	
管理基準値		5.0~ 9.0	≤30	≤30 (鉱油類5)	1,000	≤120	≤16	≤2 <sup>8)</sup>	ND	≤0.005	≤0.03 <sup>7)</sup>	≤0.1	≤0.5	≤0.1	≤1	≤0.003	≤0.1 <sup>9)</sup>	≤0.1	≤0.2	≤0.02	
検出下限値 (ND)		—	<0.5	<0.5	<1.8	<0.05	<0.003	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.02	<0.005	<0.1	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.0002	

測定項目 測定場所	調査日	pH	COD	油分等	大腸菌 群数	全窒素	全リン	全亜鉛	アルキル 水銀	総水銀	カドミウム	鉛	六価 クロム	ヒ素	全シアン	PCB	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	ジクロロ メタン	四塩化 炭素		
北海岸 St-E	令和4年度	R5.2.8	7.3	24	ND	ND	25	0.072	0.003	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	
		R4.6.13	7.7	4.6	ND	ND	1.3	0.033	0.004	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和3年度	R4.1.24	7.5	3.4	ND	ND	1.6	0.024	0.005	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		R3.6.23	7.7	2.6	ND	ND	1.9	0.031	0.003	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和2年度	R2.8.17	7.7	3.1	ND	ND	0.96	0.046	0.004	—	—	ND	ND	—	ND	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	令和元年度	R1.7.4	7.6	2.2	ND	ND	0.79	0.022	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成30年度	最小	7.4	2.3	ND	ND	0.92	0.026	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	3.1	0.7	17000	1.9	0.042	0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	2.7	0.6	4300	1.4	0.034	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成29年度	最小	7.4	2.5	ND	ND	1.1	0.022	0.002	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.5	2.7	0.8	11	2.2	0.039	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.5	2.6	0.6	4.1	1.6	0.033	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成28年度	最小	7.3	2.1	ND	ND	0.83	0.030	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.8	3.6	0.6	17	1.5	0.061	0.033	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	3.0	0.5	5.7	1.1	0.047	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成27年度	最小	7.4	2.3	ND	ND	0.86	0.021	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.8	3.1	ND	9.3	2.1	0.048	0.060	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	2.7	ND	3.7	1.4	0.037	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成26年度	最小	7.4	2.1	ND	2.0	1.1	0.023	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	5.1	ND	22	3.0	0.046	0.12	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.5	3.6	ND	8.7	2.0	0.034	0.034	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成25年度	最小	7.3	1.1	ND	ND	1.2	0.029	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.6	3.7	0.5	7.8	1.7	0.62	0.040	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.5	2.7	ND	3.5	1.6	0.33	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成24年度	最小	7.8	1.0	ND	ND	0.15	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	8.0	1.7	ND	ND	0.39	0.073	0.020	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.9	1.5	ND	ND	0.25	0.036	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成23年度	最小	7.4	2.9	ND	ND	1.8	0.040	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.7	3.7	ND	2.0	3.3	0.060	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.6	3.2	ND	1.9	2.7	0.047	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成22年度	最小	7.1	2.2	ND	ND	2.2	0.020	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.5	12	ND	2.0	7.0	0.051	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	5.0	ND	ND	4.5	0.030	0.015	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成21年度	最小	7.3	3.9	ND	ND	4.1	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.3	7.5	ND	4.5	9.5	0.056	0.024	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	4.9	ND	2.5	6.1	0.036	0.016	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成20年度	最小	7.2	4.1	ND	ND	8.6	0.020	0.011	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.3	5.4	ND	ND	13	0.044	0.018	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.2	4.9	ND	ND	10	0.031	0.014	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成19年度	最小	7.1	4.9	ND	ND	7.7	0.006	0.004	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.3	6.2	ND	2.0	10	0.057	0.017	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.3	5.5	ND	1.9	9.0	0.033	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成18年度	最小	7.0	5.2	ND	ND	4.2	0.019	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.2	6.8	ND	2.0	10	0.10	0.033	ND	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.1	6.2	ND	ND	6.3	0.060	0.013	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成17年度	最小	7.0	8.8	ND	ND	13	0.056	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.2	16	0.5	2.0	24	0.10	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	0.017	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.1	14	0.5	1.9	19	0.075	0.008	ND	ND	ND	ND	ND	0.009	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成16年度	最小	7.0	16	ND	ND	21	0.064	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.1	25	0.5	28	44	0.15	—	ND	ND	ND	0.005	ND	0.007	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.0	22	0.5	8.4	36	0.11	—	ND	ND	ND	0.005	ND	0.006	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
	平成15年度	最小	7.1	14	ND	ND	25	0.071	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		最大	7.2	21	ND	4.5	32	0.17	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
		平均	7.1	18	ND	2.5	29	0.099	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
平成14年度	7.0~7.0	15~29	ND	ND	19~46	0.10~0.28	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.005	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
平成13年度	7.2~7.2	1.3~21	ND~0.5	ND~1.8	14~40	0.13~0.20	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
平成12年度	6.9	230	3.5	ND	170	0.84	—	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.049	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)	6.6~ 7.1 (6.9)	140~ 420 (250)	1.6~ 9.2 (4.4)	—	—	98~ 280 (190)	0.33~ 0.90 (0.70)	—	ND	ND	ND	ND	ND	0.019~ 0.06 (0.043)	ND	ND	ND	ND	ND	ND		
管理基準値		5.0~ 9.0	≤30	≤30 (鉍油類5)	1,000	≤120	≤16	≤2 <sup>8)</sup>	ND	≤0.005	≤0.03 <sup>7)</sup>	≤0.1	≤0.5	≤0.1	≤1	≤0.003	≤0.1 <sup>9)</sup>	≤0.1	≤0.2	≤0.02		
検出下限値 (ND)		—	<0.5	<0.5	<1.8	<0.05	<0.003	<0.002	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.02	<0.005	<0.1	<0.0005	<0.002	<0.0005	<0.002	<0.0002		

測定項目 測定場所	調査日	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	有機リン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化物イオン	ダイキシン類 <sup>4)</sup>	
		西海岸St-A	令和4年度	R5.2.8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.09	ND	—	0.009	ND	18,000
	R4.6.13		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.16	ND	—	0.009	ND	17,900	1.9	
令和3年度	R4.1.24		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.05	ND	—	0.009	ND	17,900	8.3	
	R3.6.23		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.70	ND	—	0.007	ND	16,200	1.8	
令和2年度	R2.10.23		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.41	ND	—	0.008	ND	16,300	1.9	
令和元年度	R1.7.4		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.43	ND	—	0.009	ND	14,900	5.4	
平成30年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	ND	ND	0.008	ND	11,500	2.1
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.57	ND	ND	0.009	ND	18,500	3.4
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.24	ND	ND	0.009	ND	15,800	2.8
平成29年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	ND	ND	0.007	ND	16,600	1.8
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.28	ND	ND	0.01	ND	18,000	10
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.19	ND	ND	0.009	ND	17,400	5.9
平成28年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	ND	ND	ND	ND	17,500	1.6
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.008	ND	0.49	ND	ND	0.008	ND	18,300	2.2
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.28	ND	ND	0.008	ND	18,000	1.9
平成27年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	ND	ND	ND	ND	17,500	0.86
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	0.22	ND	ND	0.011	0.004	18,400	9.8
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.14	ND	ND	0.009	0.003	17,800	5.3
平成26年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	ND	ND	0.013	ND	17,500	3.1
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.31	ND	ND	0.025	0.002	18,600	4.1
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.19	ND	ND	0.019	0.002	18,100	3.6
平成25年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.15	ND	ND	0.016	ND	17,100	1.5
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.32	ND	ND	0.049	ND	18,700	2.3
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.23	ND	ND	0.033	ND	18,100	1.9
平成24年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	ND	ND	0.007	ND	17,500	1.0
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	0.27	ND	ND	0.011	ND	18,000	1.4
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.15	ND	ND	0.009	ND	17,700	1.2
平成23年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	0.010	ND	16,100	0.43
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.31	ND	ND	0.015	0.003	18,100	0.52
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.21	ND	ND	0.013	0.001	17,300	0.48
平成22年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	0.008	ND	15,400	1.7
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.20	ND	ND	0.010	0.002	18,900	1.8
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	ND	ND	0.009	0.002	17,500	1.8
平成21年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	—	ND	ND	0.002	16,500	0.49
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.38	—	ND	ND	0.002	19,400	0.50
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.17	—	ND	ND	0.002	18,500	0.50
平成20年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	—	ND	ND	ND	18,800	0.12
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.19	—	ND	0.009	ND	19,600	1.2
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.11	—	ND	0.008	ND	19,200	0.66
平成19年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	—	ND	ND	0.001	18,500	2.7
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.34	—	ND	ND	0.003	18,900	3.8
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.19	—	ND	ND	0.002	18,700	3.3
平成18年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.07	—	ND	ND	0.001	16,700	1.1
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.39	—	ND	0.009	0.001	18,700	2.4
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.18	—	ND	0.005	0.001	18,000	1.8
平成17年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	—	ND	0.007	ND	17,300	1.6
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.36	—	ND	0.014	0.005	18,700	7.6
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.24	—	ND	0.011	0.003	18,300	4.6
平成16年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.12	—	ND	ND	0.001	16,000	1.9
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.39	—	ND	0.008	0.015	17,700	5.8
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.22	—	ND	0.008	0.008	16,700	3.9
平成15年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	—	ND	ND	ND	14,100	2.6
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.36	—	ND	0.008	0.004	18,800	6.6
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.19	—	ND	0.007	0.001	16,700	4.8
平成14年度			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	18,000~19,200	5.3~9.6
平成13年度			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	0.001~0.001	17,500~18,700	3.6~15
平成12年度			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	0.008	0.001	17,900	9.4
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)			ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND~ (0.009)	ND~ (0.001)	17,100~ 18,600 (17,900)	37
管理基準値			≤0.04	≤ <sup>1)</sup>	≤0.4	≤3	≤0.06	≤0.02	≤0.1	≤0.06	≤0.03	≤0.2	≤0.1	≤1	≤100	≤0.5	—	—	—	—	≤10
検出下限値 (ND)			<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.001	<0.0006 <sup>5)</sup>	<0.0003	<0.002	<0.005	<0.1	<0.01	<0.005	<0.05	<0.007	<0.001	—	—

測定項目 測定場所	調査日	1, 2- ジクロロ エタン	1, 1- ジクロロ エチレン	シス-1, 2- ジクロロ エチレン	1, 1, 1- トリクロロ エタン	1, 1, 2- トリクロロ エタン	1, 3- ジクロロ プロペン	ベンゼン	チウラム	シマジン	チオペン カルブ	セレン	有機 リン	硝酸性窒素 及び亜硝酸 性窒素	1, 4- ジオキサン	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化物 イオン	ダイキ ン類 <sup>4)</sup>	
		北海岸 St-B	令和4年度	R5. 2. 8	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.12	ND	—	0.010	ND	17,700
	R4. 6. 13		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.03	ND	—	0.008	ND	17,000	0.32	
令和3年度	R4. 1. 24		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.03	ND	—	0.008	ND	17,200	1.0	
	R3. 6. 23		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.04	ND	—	0.010	ND	15,300	0.25	
令和2年度	R2. 8. 17		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.06	ND	—	0.007	ND	15,200	0.17	
令和元年度	R1. 7. 4		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.10	ND	—	ND	ND	13,300	0.41	
平成30年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	12,400	0.30
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.006	ND	0.007	ND	18,000	0.55
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.005	ND	0.007	ND	15,400	0.43
平成29年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	13,700	0.44
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	ND	ND	0.008	ND	18,100	0.75
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	0.008	ND	15,700	0.60
平成28年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	15,500	0.48
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	17,300	1.2
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	16,400	0.84
平成27年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	15,700	0.43
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	0.027	ND	17,500	0.58
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	0.022	ND	16,600	0.51
平成26年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	15,700	0.43
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	ND	ND	0.027	ND	17,500	0.58
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	ND	ND	0.022	ND	16,600	0.51
平成25年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	14,200	0.34
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	ND	ND	ND	ND	17,800	0.53
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	16,700	0.44
平成24年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	12,800	0.19
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.015	ND	0.008	ND	17,200	0.34
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.010	ND	0.007	ND	15,500	0.27
平成24年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	12,800	0.19
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	0.015	ND	0.008	ND	17,200	0.34
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.010	ND	0.007	ND	15,500	0.27
平成23年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	5,070	0.16
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.020	ND	0.012	0.002	17,500	0.54
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.011	ND	0.010	0.001	13,000	0.35
平成22年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.005	ND	ND	ND	2,800	0.66
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.035	ND	ND	ND	17,500	1.4
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.019	ND	ND	ND	12,900	1.0
平成21年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	8,000	0.32
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	—	ND	ND	ND	16,800	0.47
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	—	ND	ND	ND	12,200	0.40
平成20年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	8,400	0.23
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	—	ND	0.008	ND	17,100	0.24
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	—	ND	0.008	ND	11,900	0.24
平成19年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	8,000	0.47
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	—	ND	ND	ND	16,600	0.93
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	—	ND	ND	ND	11,900	0.70
平成18年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	0	6,000	1.2
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.06	—	ND	ND	0.001	15,400	2.8
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	—	ND	ND	0.001	9,880	2.0
平成17年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	4,600	0.57
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	0.005	11,500	1.3
	平均	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	0.003	8,680	0.94	
平成16年度	最小	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	5,790	0.27	
	最大	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	—	ND	0.010	0.011	9,520	1.8	
	平均	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	—	ND	0.009	0.006	7,500	1.0	
平成15年度	最小	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	3,920	0.19	
	最大	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	0.001	12,000	1.9	
	平均	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	0.001	7,400	0.96	
平成14年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	6,300~9,300	0.21~1.0	
平成13年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND~0.002	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND~0.012	ND	6,800~11,100	0.56~0.97	
平成12年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	11,100	0.43	
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND~ 0.001 (0.001)	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND~ 0.041 (0.016)	ND	8,700~ 10,600 (9,800)	0.25	
管理基準値		≤0.04	≤1 <sup>6)</sup>	≤0.4	≤3	≤0.06	≤0.02	≤0.1	≤0.06	≤0.03	≤0.2	≤0.1	≤1	≤100	≤0.5	—	—	—	—	≤10	
検出下限値 (ND)		<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.001	<0.0006 <sup>5)</sup>	<0.0003	<0.002	<0.005	<0.1	<0.01	<0.005	<0.05	<0.007	<0.001	—	—	

測定項目 測定場所	調査日	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	ベンゼン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	セレン	有機リン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1,4-ジオキサン	ニッケル	モリブデン	アンチモン	塩化物イオン	ダイキシン類 <sup>4)</sup>	
		北海岸 St-E	令和4年度	R5.2.8	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	—	—	—	ND	—	0.39	0.081	—	ND	ND	13,800
	R4.6.13		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.30	0.009	—	0.007	ND	17,000	0.45	
令和3年度	R4.1.24		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.95	0.012	—	ND	ND	17,400	0.41	
	R3.6.23		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.35	0.009	—	0.007	ND	14,800	0.19	
令和2年度	R2.8.17		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.11	ND	—	0.008	ND	14,700	0.80	
令和元年度	R1.7.4		ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	—	0.40	0.006	—	ND	ND	14,000	0.29	
平成30年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.38	ND	ND	ND	ND	12,900	0.10
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	0.006	ND	0.007	ND	18,300	0.31
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.40	0.005	ND	0.007	ND	15,000	0.21
平成29年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.10	ND	ND	ND	ND	14,300	0.15
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.72	ND	ND	0.007	ND	17,100	0.24
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.43	ND	ND	0.007	ND	16,100	0.20
平成28年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.25	ND	ND	ND	ND	16,200	0.14
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	0.72	0.005	ND	ND	0.002	16,800	0.21
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.50	0.005	ND	ND	0.002	16,500	0.18
平成27年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.09	ND	ND	ND	ND	15,500	0.14
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.62	0.006	ND	0.007	0.001	17,000	0.43
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.35	0.005	ND	0.007	0.001	16,300	0.29
平成26年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.21	ND	ND	ND	ND	16,100	0.18
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.79	0.006	ND	0.021	ND	17,000	0.38
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.43	0.006	ND	0.018	ND	16,500	0.28
平成25年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	ND	ND	0.011	ND	16,000	0.16
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.41	ND	ND	0.050	ND	17,400	0.39
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.27	ND	ND	0.031	ND	17,000	0.28
平成24年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.29	ND	ND	ND	ND	16,200	0.14
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.64	ND	ND	0.008	ND	17,300	0.17
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.42	ND	ND	0.007	ND	16,600	0.16
平成23年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.11	ND	ND	ND	ND	15,400	0.069
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.39	0.008	ND	0.016	0.001	16,300	0.19
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.20	0.007	ND	0.010	0.001	15,900	0.13
平成22年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.12	0.006	ND	ND	ND	14,700	0.62
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.48	0.014	ND	0.007	ND	17,500	0.75
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.27	0.009	ND	0.007	ND	16,600	0.69
平成21年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.04	—	ND	ND	ND	16,500	0.092
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.24	—	ND	ND	0.002	17,800	0.32
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	—	ND	ND	0.002	16,900	0.21
平成20年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.05	—	ND	ND	ND	16,400	0.077
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.007	ND	0.78	—	ND	ND	0.001	17,300	0.083
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.006	ND	0.30	—	ND	ND	0.001	16,800	0.080
平成19年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.03	—	ND	ND	ND	16,700	0.37
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.24	—	ND	ND	0.001	16,800	0.78
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.10	—	ND	ND	0.001	16,800	0.58
平成18年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	14,700	1.9
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.44	—	ND	ND	ND	17,400	2.4
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	—	ND	ND	ND	16,125	2.2
平成17年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	14,600	1.6
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.15	—	ND	0.007	ND	15,500	2.5
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.09	—	ND	0.007	ND	15,200	1.0
平成16年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	13,600	0.24
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.25	—	ND	ND	0.008	15,100	1.2
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.13	—	ND	ND	0.005	14,500	0.72
平成15年度	最小		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	ND	ND	ND	14,300	0.69
	最大		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.35	—	ND	ND	0.001	17,400	1.0
	平均		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.10	—	ND	ND	0.001	15,725	0.88
平成14年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	15,800~18,300	0.39~0.88	
平成13年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	17,200~17,200	0.48~1.7	
平成12年度		ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	ND	ND	ND	ND	ND	—	—	ND	ND	ND	7,900	1.1	
事前環境モニタリング 最小値~最大値 (平均値)		ND~ 0.010 (0.0028)	ND	ND	ND	ND	ND	0.004~ 0.13 (0.037)	ND	ND	ND	ND	—	—	—	ND	ND	ND	6,300~ 12,800 (8,700)	0.096	
管理基準値		≤0.04	≤ <sup>1)</sup>	≤0.4	≤3	≤0.06	≤0.02	≤0.1	≤0.06	≤0.03	≤0.2	≤0.1	≤1	≤100	≤0.5	—	—	—	—	≤10	
検出下限値 (ND)		<0.0004	<0.002	<0.004	<0.0005	<0.0006	<0.0002	<0.001	<0.0006 <sup>5)</sup>	<0.0003	<0.002	<0.005	<0.1	<0.01	<0.005	<0.05	<0.007	<0.001	—	—	

- 1) 単位は、pH(-)、大腸菌群数(MPN/100mL)、ダイオキシン類 (pg-TEQ/L) を除いて、mg/Lである。報告下限値未満の数値は、NDと表記する。
- 2) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨て、報告下限値の桁を下回る桁については切り捨てる。なお、pHは小数点第2位以下を切り捨て、小数点以下1桁までとする。塩化物イオンは3桁とする。
- 3) 事前環境モニタリング：H11.1.21、H11.6.16、H11.9.9、H11.11.29実施 平成12年度：H12.7.27実施 平成13年度：H13.7.18、H14.2.1実施 平成14年度：H14.7.23、H15.2.6実施  
平成15年度：H15.5.15、H15.7.14、H15.10.24、H16.2.10実施 平成16年度：H16.6.1、H16.7.29、H16.11.2、H17.1.14実施 平成17年度：H17.5.23、H17.7.21、H17.11.7、H18.1.18実施  
平成18年度：H18.5.26、H18.8.8、H18.11.27、H19.1.24実施 平成19年度：H19.6.14、H19.8.27、H19.11.15、H20.1.25実施 平成20年度：H20.5.21、H20.8.27、H20.11.17、H21.1.28実施  
平成21年度：H21.5.21、H21.8.19(H21.8.20)、H21.11.6、H22.1.20実施 平成22年度：H22.5.27、H22.8.30、H22.11.11、H23.1.25実施 平成23年度：H23.6.29、H23.8.26、H23.11.17、H24.1.27実施  
平成24年度：H24.5.16、H24.8.2、H24.11.19、H25.1.17実施 平成25年度：H25.5.22、H25.8.19、H25.11.8、H26.1.22実施 平成26年度：H26.5.26、H26.8.7、H26.11.12、H27.1.26実施  
平成27年度：H27.5.15、H27.7.30、H27.11.17、H28.1.28実施 平成28年度：H28.5.19、H28.8.2、H28.11.18、H29.1.16実施 平成29年度：H29.5.25、H29.7.24、H29.11.9、H30.1.22実施  
平成30年度：H30.5.14、H30.7.12、H30.11.28、H31.1.23実施
- 4) ダイオキシン類(コプラ-PCBを含む)は、事前環境モニタリングについては1回分の測定データである。
- 5) 環境省通知に基づき、検出下限を変更した。(平成17年7月調査までの検出下限値は0.001mg/Lである。)
- 6) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成23年10月調査までの管理基準値は0.2mg/Lである。)
- 7) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成26年11月調査までの環境基準値は0.1mg/Lである。)
- 8) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成18年11月調査までの環境基準値は5mg/Lである。)
- 9) 環境省通知に基づき、管理基準を変更した。(平成27年9月調査までの環境基準値は0.3mg/Lである。)
- 10) 平成30年度に項目、頻度等の見直しを行った。



## 遮水機能の解除後における北海岸前の海域でのガラモ場調査の実施速報

遮水機能の解除に伴う生態系への影響を把握するため、遮水機能の解除の前後の生態系の状況を調査することとしている。具体的には、周辺環境モニタリングの生態系モニタリングとして、遮水機能の解除の前後のアマモ場及びガラモ場の現存量、繁茂状況等の調査を実施する。

令和 3 年度に実施した遮水機能の解除前の調査は、第 16 回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（R4. 11. 14web 開催）（以下、「フォローアップ委員会」という。）において、結果を報告し、審議・了承されている。また、令和 4 年 6 月 21 日から 23 日に実施した遮水機能解除後のアマモ場調査は、第 17 回フォローアップ委員会（R5. 1. 26Web 開催）において、令和 3 年度との比較を含めてその結果を報告し、審議・了承されている。

今回は、遮水機能の解除後の令和 5 年 2 月 5 日に実施したガラモ場の調査の実施速報を別添のとおり報告する。なお、外部委託している葉上付着生物の調査結果を含めたガラモ場調査の結果は、次年度の第 2 次フォローアップ委員会で報告する。

## 令和 4 年度 豊島藻場（ガラモ場） 調査結果

豊島廃棄物等処理事業において、遮水機能の解除に伴う影響を把握するため、豊島における周辺環境モニタリングの調査のうち、生態系モニタリングの一環として、豊島処分地北海岸（后飛崎）等におけるガラモ等の繁茂状況等の調査を実施した。

令和 4 年度調査では、秋期以降の海水温が高めに推移したことで、アイゴ等の植食性魚類による食害を長期間受けた影響によるものと推測される生育密度の減少が見られたものの、平均で 10 本/m<sup>2</sup>以上は確保されていることから、良好な藻場環境が維持されていると推測された。また、令和 3 年度と比較して藻場の組成に大きな変化は見られなかった。

### 1 方法

#### (1) 調査日及び調査内容

令和 5 年 2 月 5 日：水質環境調査、大型褐藻類調査(生育密度、葉条長)、葉上付着生物調査

#### (2) 調査点

豊島処分地北海岸（后飛崎）、神子ヶ浜地先及び白崎地先の計 3 調査点において、「豊島における環境計測及び周辺環境モニタリング調査マニュアル」に基づき、陸側から沖側に向かって 10m の調査ラインを設定し、この調査ライン上に図 1 中①～⑤のとおり 5ヶ所の測点を設けた。

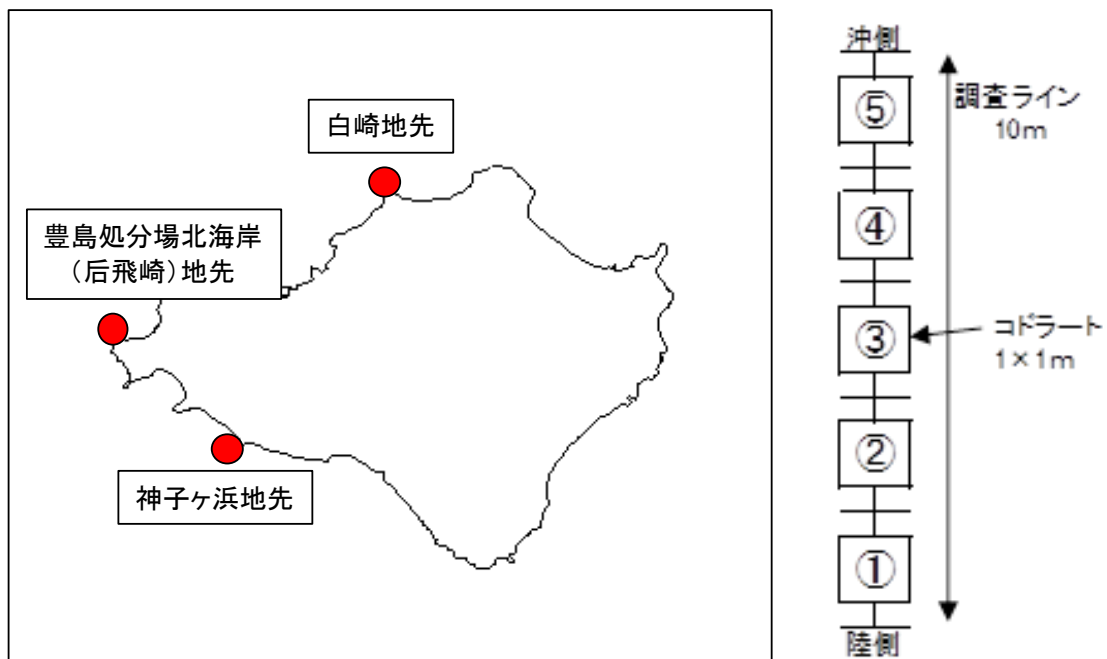


図 1 調査点

### (3) 調査方法

- a) 水質環境調査：水質は各測線の測点③付近において、表層水温、表層塩分、水深、透明度を測定した。
- b) 大型褐藻類調査：大型褐藻類の生育密度は各測点で1.0×1.0mのコドラート内の株数をスキューバ潜水により計数した。ガラモの葉条長は、付着動物測定用として採取した大型褐藻類のうち最大の個体についてのみ測定した。また、調査測線に沿って水中写真を撮影した。
- c) 葉上付着生物：付着動物は、各測点で1.0×1.0mのコドラート内の大型海藻類を採取し、葉体に付着している動物の種類及び個体数を測定した。付着珪藻類は、各側点で大型海藻類を1株ずつ採取し、ガラモ葉体に付着している珪藻類の種類及び個体数を測定した。なお、葉体の大きい個体は上部と下部に分けて測定した。

## 2 調査結果

### (1) 水質環境調査

水質環境調査結果を表1に示した。水温は8.3～8.6℃で、塩分は32.16～32.29で、透明度は3.1<～5.0mであった。調査点間に大きな変動はなかった。

表1 水質環境調査結果

調査点	表層水温 (°C)	表層塩分 (PSU)	実測水深 (m)	透明度 (m)	採水時刻
北海岸(后飛崎)	8.4	32.24	5.9	5.0	8:45
神子ヶ浜	8.6	32.16	3.1	3.1<	10:20
白崎	8.3	32.29	3.5	3.5<	9:25

### (2) 大型褐藻類調査

#### a) 生育密度

大型褐藻類の生育密度を表2、図2及び図3に、生育状況を写真1に示した。なお、アカモクには、シダモクを含み、ホンダワラ属は、アカモク、タマハハキモク以外のものである。

表2 ガラモの生育密度

測点 種名	単位：本数/m <sup>2</sup>																	
	北海岸(后飛崎)						神子ヶ浜						白崎					
	①	②	③	④	⑤	平均	①	②	③	④	⑤	平均	①	②	③	④	⑤	平均
アカモク	0	12	11	5	4	6.4	0	0	2	0	0	0.4	0	0	0	2	0	0.4
タマハハキモク	1	1	0	0	0	0.4	0	0	0	0	0	0.0	8	5	0	1	1	3.0
シダモク	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	10	9	3	0	0	4.4
ホンダワラ属	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
クロメ	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0	0.0
ワカメ	6	19	4	3	2	6.8	15	13	10	6	25	13.8	2	0	10	19	7	7.6
合計	7	32	15	8	6	13.6	15	13	12	6	25	14.2	20	14	13	22	8	15.4

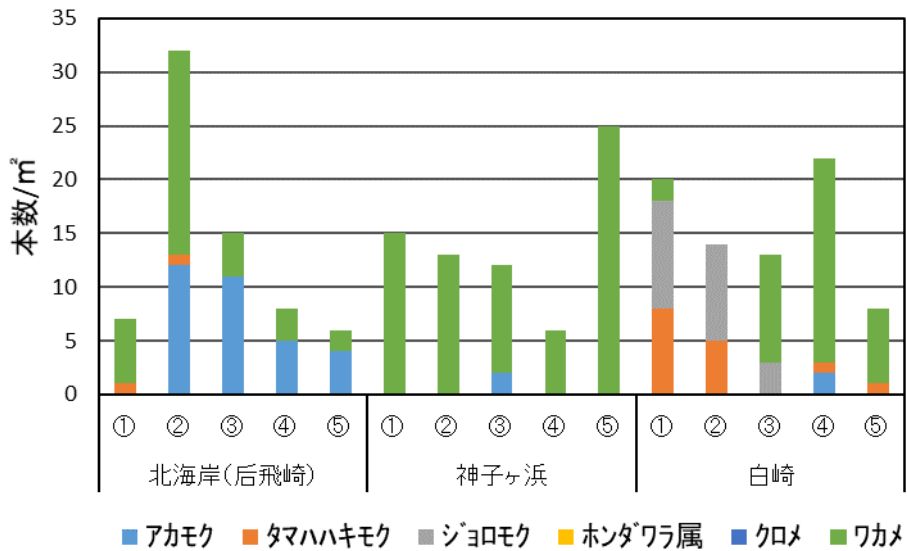


図2 測点ごとのガラモ生育密度（令和4年度）

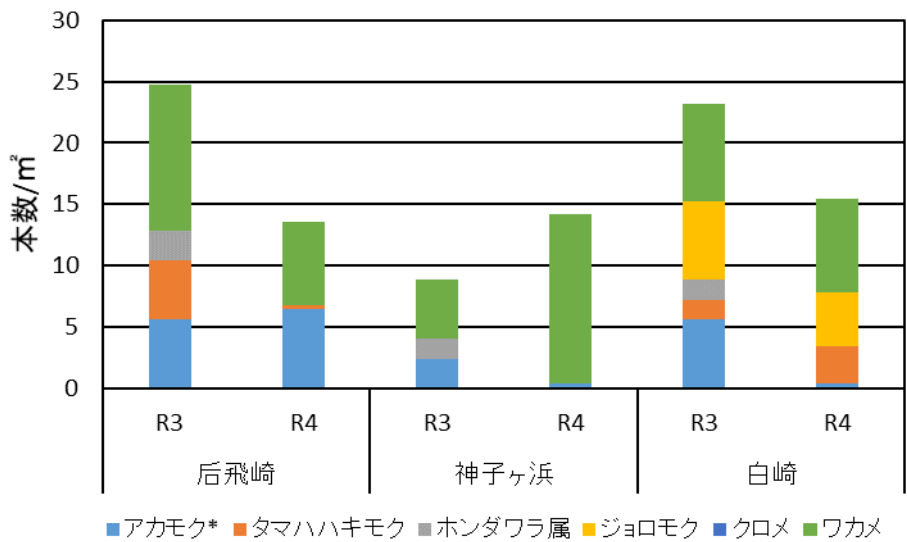


図3 ガラモの生育密度の比較（令和3年度及び令和4年度）

ア) 北海岸（后飛崎）

3種類の大型褐藻類（アカモク、タマハハキモク及びワカメ）が確認された。生育密度は6～32本/m<sup>2</sup>で沖側の測点ほど少ない傾向が見られた。令和3年度調査よりタマハハキモク及びホンダワラ属が減少していた。

イ) 神子ヶ浜

2種類の大型褐藻類（アカモク及びワカメ）が確認された。生育密度は6～25本/m<sup>2</sup>で、測点③ではアカモクが確認されたが、その他の測点はワカメのみであった。令和3年度調査より生息密度は増加していた。

ウ) 白崎

4種類の大型褐藻類（アカモク、タマハハキモク、ジョロモク及びワカメ）が確認された。生育密度は8～22本/m<sup>2</sup>であった。北海岸及び神子ヶ浜で確認されていないジョロモクが陸側の測点①、②及び③で確認された。令和3年度よりタマハハキモクは増加していたが、アカモク、ホンダワラ類及びジョロモクが減少していた。

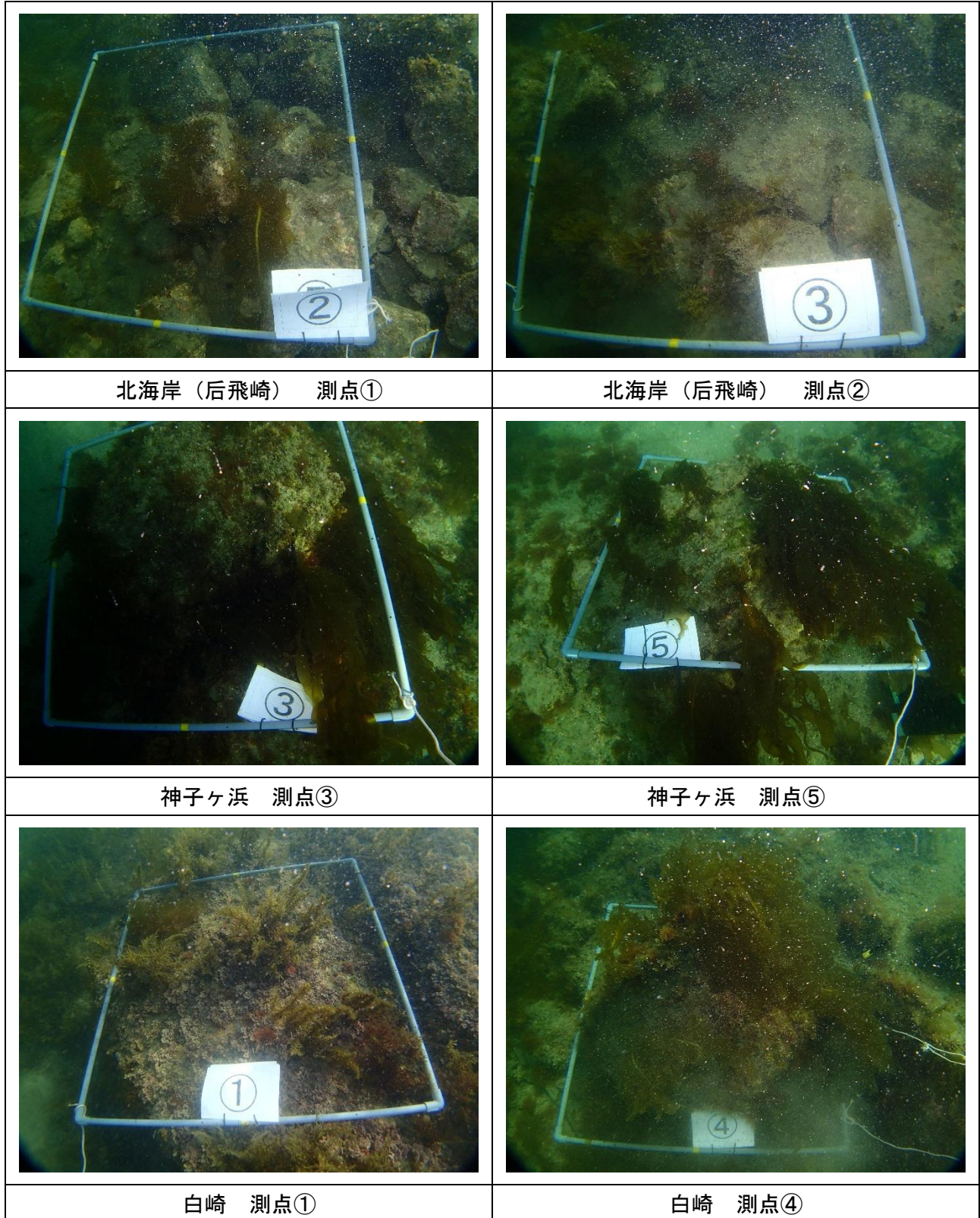


写真1 大型褐藻類繁茂状況

### 3 まとめ

今回の令和4年度の調査では、豊島処分地北海岸（后飛崎）のガラモ場は、秋期以降の海水温が高めに推移したことで、アイゴ等の植食性魚類による食害を長期間受けた影響によると推測される生息密度の減少が見られたものの平均で10本/m<sup>2</sup>以上は確保されていることから、良好な藻場環境が維持されていると推測された。また、令和3年度と比較して藻場の組成に大きな変化は見られなかった。なお、対照区の神子ヶ浜及び白崎でも同様の傾向となっていた。

以上のことから、豊島処分地北海岸（后飛崎）のガラモ場は健全な状態で安定した藻場を形成しているものと思われる。



## これまでの委員会資料等の公開に関する進捗報告（その 4）

### 1. 概要

豊島廃棄物等処理施設撤去等事業の実施に当たっては、積極的な情報公開に努めており、過去の委員会等の資料について、未掲載のものの公開作業を順次進めている。現在の進捗状況について報告する。

### 2. 各資料の県ホームページ上での公開状況

#### （1）フォローアップ委員会資料

表 1 に示すとおり、当委員会の資料について第 15 回までの議事録並びに第 17 回までの会議資料を公開しており、今回、第 17 回の会議資料を追加公開した。

なお、第 16 回及び第 17 回の議事録は作成中であり、まとめ次第、公開予定である。

#### （2）地下水・雨水等対策検討会、撤去等検討会資料

表 1 のとおり、地下水・雨水等対策検討会については第 26 回までの議事録並びに第 28 回までの会議資料を公開しており、今回、第 26 回の議事録並びに第 28 回の会議資料を追加公開した。また、撤去等検討会については第 17 回までの議事録及び会議資料を公開しており、今回、第 17 回の議事録を追加公開した。

#### （3）過去の委員会資料等

表 1 のとおり、豊島廃棄物等管理委員会等については、各回の議事録並びに会議資料を公開しており、今回、各回の会議資料等を追加公開した。

#### （4）各種の報告書

表 2 のとおり、これまで作成した報告書を公開しており、今回、豊島廃棄物等技術委員会報告書第Ⅱ編（マニュアル編）を追加公開した。

### 3. 今後の対応

今後もフォローアップ委員会等の資料等の公開作業を進める。



表1 各委員会等の資料の県HP上での公開状況 (R5.3.26時点)

会議名	開催回数	議事録	会議資料	
フォローアップ委員会	1～15	済	済	
	16～17	未	済	
	地下水・雨水等対策検討会	1～26	済	済
		27～28	未	済
撤去等検討会	1～17	済	済	
豊島廃棄物等管理委員会	1～46	済	済	
排水・地下水等対策検討会	1～27	済	済	
撤去等に関する検討会	1～3	済	済	
豊島廃棄物等技術委員会	1～20	済	済	
暫定措置分科会	1～5	済	済	
中間処理分科会	1～5	済	済	
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	済	済	
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～5	済	済	
暫定措置・掘削分科会	1～5	済	済	
中間処理・リサイクル分科会	1～5	済	済	
第1次豊島廃棄物等処理技術検討委員会	1～15	済	済	

※橙色の項目は今回報告分、黄緑色の項目は前回報告分である。

※議事の中で非公開とされた回の資料は公開していない。

表2 各種の報告書の県HP上での公開状況 (R5.3.26時点)

報告書名	公開状況
豊島廃棄物等対策調査「暫定的な環境保全措置に関する事項」報告書	済
豊島廃棄物等対策調査「中間処理施設の整備に関する事項」報告書	済
第2次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書	済
一県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討	済
第3次豊島廃棄物等処理技術検討委員会 最終報告書（追加検討分） 一県の提案：直島での中間処理の実施案に対する技術的検討— 環境面を中心とした緊急時の対応と安全を主とした廃棄物の船舶輸送に関する技術的検討	済
豊島廃棄物等技術委員会報告書第I編（施設整備編）	済
豊島廃棄物等技術委員会報告書第II編（マニュアル編）	済
豊島廃棄物等技術委員会報告書第III編（環境モニタリング編）	済
中間処理施設における小爆発事故報告書	済
豊島事業関連施設の撤去についての第I期工事等に関する報告書 ～豊島の中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設並びに直島の中間処理施設及び専用栈橋の撤去等～	済
豊島廃棄物処理事業における溶融スラグの有効利用に関する最終報告書	済

※橙色の項目は今回報告分、黄緑色の項目は前回報告分である。

## 健康管理委員会の審議概要

第 40 回豊島廃棄物等処理施設撤去等事業健康管理委員会（以下、「健康管理委員会」という。）を令和 5 年 2 月 7 日に開催したので、その審議概要等について報告する。

### （1）新型コロナウイルス感染症の拡大防止ならびに感染者発生時の対応の見直し

コロナ対応マニュアルについて、令和 5 年度以降、健康管理の対象となる作業員等がいなくなる等に伴う改定案について、審議・了承された。

なお、改定内容は資料 18・Ⅱ / 6-3 で報告した。

### （2）作業現場巡視の実施状況

令和 4 年 10 月 27 日に実施した作業現場巡視において、撤去工事中は新型コロナウイルス感染症対策を引き続き実施すること、海沿いであるため急な突風に注意すること等の指導があったことを報告した。

### （3）健康管理委員会の廃止

健康管理委員会は、平成 15 年に設置されて以降、豊島処分地で業務に携わる作業員及び職員の健康の確保について審議してきたが、来年度以降は健康管理の対象となる作業員等がいなくなるため、令和 5 年 3 月 31 日をもって当該委員会を廃止することについて、審議・了承された。

## 令和 5 年度以降の豊島処分地維持管理等事業の実施体制等

### 1. 概要

「豊島廃棄物等処理施設撤去等事業」については、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）の延長期限である令和 4 年度末までに、処分地全域に渡って地下水の水質を排水基準に到達させ、さらに排水基準の達成の確認をし、併せて高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を完了させることを目的に実施してきた。

令和 5 年度からは、事業名を豊島処分地維持管理等事業に変更して、処分地全域での地下水の環境基準が達成されるまで、水質モニタリングを継続するとともに、処分地の維持管理等を行う。

については、令和 5 年度以降の事業実施にあたっての県の実施体制等に関して、報告する。

### 2. 県の実施体制（「資源化・処理事業推進室」の廃止及び「廃棄物対策課」の名称変更）

令和 4 年度中に、豊島廃棄物等処理施設撤去等事業が完了となることに伴い、廃棄物対策課に設置している「資源化・処理事業推進室」を廃止し、「資源循環推進グループ」に改編する。ここが豊島処分地維持管理等事業を所管する。併せて循環型社会の形成を推進するため、廃棄物対策課の名称を「循環型社会推進課」に変更する。

### 3. 国の財政支援

国の財政支援については、産廃特措法は令和 4 年度末で失効するが、令和 5 年度についても、地下水モニタリング等の経費を対象とした新たな財政措置が創設される。

別紙のとおり、国においては、産廃特措法失効後も、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために対策を行う必要がある事案を対象に、事業完了後に都道府県等が実施するモニタリング等に係る費用の一部を補助するものであり、本県としても補助が受けられるよう、国と協議を進めている。

### 4. 豊島廃棄物処理協議会

豊島廃棄物処理協議会については、今後も本事業に係る県と豊島住民代表者による協議の場として継続していく。なお、高月紘会長におかれては、今年度末をもって退任予定である。